

平成27年版／平成26年度決算

日新火災の現状 2015

*To Be a **Good Company***



はじめに

日頃より日新火災をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。
このたび、当社の経営方針、事業概況、財務状況等事業活動について
ご説明するため、ディスクロージャー誌「日新火災の現状2015」を
作成しました。

本誌が当社をご理解いただく上で、皆さまのお役に立てれば幸いです。

2015年7月

※本誌は「保険業法(第111条)」および「同施行規則(第59条の2および第59条の3)」に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務および財産の状況に関する説明資料)です。



会社の概要 (2015年7月1日現在)

社 名 日新火災海上保険株式会社
本店所在地 東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地
TEL 03-3292-8000(大代表)
取締役社長 村島 雅人
創 業 1908年(明治41年)6月
資 本 金 203億円
従 業 員 数 2,392名
代 理 店 数 14,020店
U R L <http://www.nisshinfire.co.jp/>

子 会 社
日新火災総合サービス株式会社
日新情報システム開発株式会社
ユニバーサルリスクソリューション株式会社
日新火災インシュアランスサービス株式会社

※従業員数・代理店数は2015年3月31日現在



当社のシンボルマークは、ブルーの半円に表されている未来と、それに続くしなやかな緑の曲線で描かれている道によって構成されています。このシンボルマークには、100年を超える歴史を背景に、より輝かしい未来に向かって歩み続ける日新火災の意志が込められています。

メインコーポレートカラーであるグリーンは「いきいきとした活動力・生命力」を、また、サブカラーである鮮やかなブルーは「積極性・知性」を象徴しています。

目次

日新火災 について

トップメッセージ	2
お客さまにご満足いただくために	4
トピックス	10

経営について

東京海上グループ概要	12
経営戦略	14
代表的な経営指標	17
2014年度の事業概況	22
内部統制基本方針	24
コーポレートガバナンスの状況	26
CSR(企業の社会的責任)の考え方	28
コンプライアンスの徹底	34
情報開示、情報提供活動	39
勧誘方針	40
リスク管理	41
資産運用	45
個人情報への対応	46
募集制度	49

商品・サービス について

保険の仕組み	52
個人向け保険商品	56
個人向けサービス	58
企業向け保険商品	60
企業向けサービス	61
新商品の開発状況および約款・ 料率の改定	62

業績データ

事業の状況	64
経理の状況	76

コーポレート データ

沿革	114
株式の状況	115
会社の組織	117
役員の状況	118
従業員の状況	121
企業集団の状況	122
設備の状況	124
損害保険用語の解説	125
店舗の一覧	128
店舗ネットワーク	135

トップメッセージ



取締役社長 村島 雅人

平素より、皆さまには日新火災をお引き立て賜り、誠にありがとうございます。

当社は、お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指すことを経営理念に掲げ、その実現に向けて取り組んでおります。

2014年度は、地域に密着し、お客さまからの信頼が厚い代理店とともに、シンプルでわかりやすい納得価格の商品と質の高い損害サービスをお客さまに提供するビジネスモデルへと「日新モデル」を進化させるための取り組みを開始しました。また、二輪自動車の「盗難」による損害を補償する業界初の自動車保険「日新火災おとなのためのバイク保険（盗難補償付）」や、「シンプルでわかりやすい」をコンセプトに開発した工事業者向けの新たな保険「工事の保険（工事の保険特約付帯建設工事保険）」の販売を開



**日新火災は、お客さま本位の安心と補償をお届けし、
最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指します。**

- 安心を実感していただける的確で誠実な対応を常に心がけ、お客さまにとってわかりやすい商品とご満足いただけるサービスを提供します。
- 健全性・収益性を確保し企業価値の向上をはかるとともに、積極的な情報開示に努め、株主の負託に応えます。
- 代理店の自主性・独立性を尊重するとともに、お客さま本位の価値観を共有し、相互の発展をはかります。
- 従業員一人ひとりがお客さま本位を実践し、いきいきと働くことができる企業風土を築きます。
- 損害保険事業を通じて地域社会の発展に貢献するとともに、従業員・代理店の地域活動や社会貢献活動への参画を支援します。

始しました。さらに、賃貸入居者向けの家財保険「お部屋を借りるときの保険」が、公益財団法人日本デザイン振興会主催の「2014年度グッドデザイン賞」を、損害保険商品として初めて受賞しました。

2015年度は、東京海上グループおよび当社の新中期経営計画の初年度にあたります。当社といたしましては、「競争力があり、収益の率とその安定性が高い会社」を目指し、日新モデルを成長戦略の基軸に据え、リテールマーケットでお客さまから選ばれ成長する好循環のサイクルを実現してまいります。あわせて、既成の価値観にとらわれることなく「選択と集中」を加速させ、事業構造の変革を進めてまいります。

これからも当社は、経営理念の実現に向け、さまざまな取り組みを進めてまいります所存でございます。

今後とも一層のご愛顧、お引き立てを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2015年7月

お客さまにご満足いただくために

当社は、「お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社」を目指し、全役職員がお客さまの声に真摯に耳を傾け、お客さま満足度の向上に向けて会社業務全般の改善に取り組んでいます。

「お客さまの声」への対応

❖ 「お客さまの声」 対応基本方針

当社は、「お客さまの声」対応基本方針を策定し、「お客さまの声」をもとに商品・サービスや会社業務全般の品質の向上を目指し、取り組んでいます。また「お客さまの声」対応プロセスを継続的に改善することで、「最も身近で信頼されるリテール損害保険会社」としての社会的責任を果たすとともに、お客さま本位の事業展開を実現します。

「お客さまの声」 対応基本方針

「お客さまの声」を積極的に受け止め、安心を実感していただける的確で誠実な対応を行うとともに、お客さまにとってわかりやすい商品とご満足いただけるサービスの提供に活かします。

❖ 「ISO 10002」 規格への自己適合宣言

「お客さまの声」への対応プロセスを全社で標準化するために、国際標準化機構(ISO)において発行された苦情対応マネジメントシステム「ISO10002(品質マネジメント—顧客満足—組織における苦情対応のための指針)」に準拠した業務態勢見直しを行い、2008年7月に対外的に公表しました。

ISO10002は2004年に発行された国際規格です。当社では、規格への適合を維持するためにISO10002に準拠した内部監査の実施等で定期的に規格への適合を確認しています。

「お客さまの声」をお聴きする仕組み

❖ 「お客さまの声」 の受付窓口

当社ではお客さまのご契約を担当する代理店を通じて、また全国の営業店や損害サービス拠点、テレフォンサービスセンター、お客さま相談室のほか、ホームページでも「お客さまの声」を承っています。特に苦情に関しては、関連部門とも連携し、迅速かつ適切な対応を行っています。

■最寄りの営業店・損害サービス拠点

(P.128「店舗の一覧」をご参照ください。)

ご契約に関するご質問やご相談は最寄りの営業店に、事故の経過確認・解決についてのご相談はお客さまの事故対応を担当する損害サービス拠点にお問い合わせください。
(受付時間 9:00～17:00・土日祝除く)

■テレフォンサービスセンター

- ・保険金の請求に関するご相談やご不満をサービス24でお受けしています。

0120-25-7474(受付時間 24時間365日)

- ・当社の商品やサービスに関するご相談やお問い合わせを日新火災テレフォンサービスセンターでお受けしています。

0120-616-898(受付時間 平日9:00～20:00

土日祝9:00～17:00)

2014年度は63,309件のお問い合わせ等を承りました。そのうち2,057件が「苦情と不満」となっています。

■お客さま相談室

相談対応窓口として「お客さま相談室」を設置し、お客さまからのご意見やご要望および当社や当社代理店へのご不満を承っています。

0120-17-2424(受付時間 9:00～17:00・土日祝除く)

2014年度は3,724件のご相談等を承りました。そのうち785件が「苦情と不満」となっています。

■ホームページ照会窓口

(<http://www.nisshinfire.co.jp/>)

当社ホームページ上にお客さまからのご照会専用ページを設け、商品やサービスあるいは損害保険全般についてのお問い合わせや、当社へのご意見等を承っています。

アンケートの実施

当社ではお客さまの満足度やご意見を積極的にお聴きする取り組みとして、各種アンケートを実施しています。

アンケート等を通じてお客さまニーズの把握に努め、代理店とともにお客さまにご満足いただけるように、今後のサービス品質の向上を図っていきます。

■自動車保険に関するアンケート

自動車保険のご契約者を対象に実施しています。

2014年度のアンケートは、全国の契約申込日が2014年5月1日～7月31日の間の自動車保険契約より、「インターネットご契約確認サービス」を選択しているお客さま2,200名を対象に、当社や代理店に対する評価や満足度をインターネット上のアンケートでお伺いしています。

ご意見欄では「親が事故を起こしたとき、いろいろと親身になっていただいている様子を見て、我が身に発生しても安心して相談に乗っていただけたらと思う、まかせられることを確信しました。」「連絡するとすぐに来てくれたり、親身な対応をありがたく思っております。いい人に巡り会えたなあと思います。」「満足のいく商品のご提案をいただき感謝しております。」「現在、わが家は家も車も同じ代理店です。とても親切でわかりやすく説明してくれて安心してまかせられます。」といったお褒めの声もいただいています。

■ご契約者アンケート

ご契約手続き時の対応に関するアンケートをインターネット上で実施しており2014年度はご回答いただいた82.3%のお客さまからご満足の評価をいただいています。

いただいたご意見は、ご契約手続き時のご説明等の業務品質の向上にいかしています。

■保険金のお支払いに関するアンケート

保険金のお支払い後に、事故対応サービスに関するアンケートを実施しています。2014年度はお客さまから約2万4千件のご回答をいただきました。

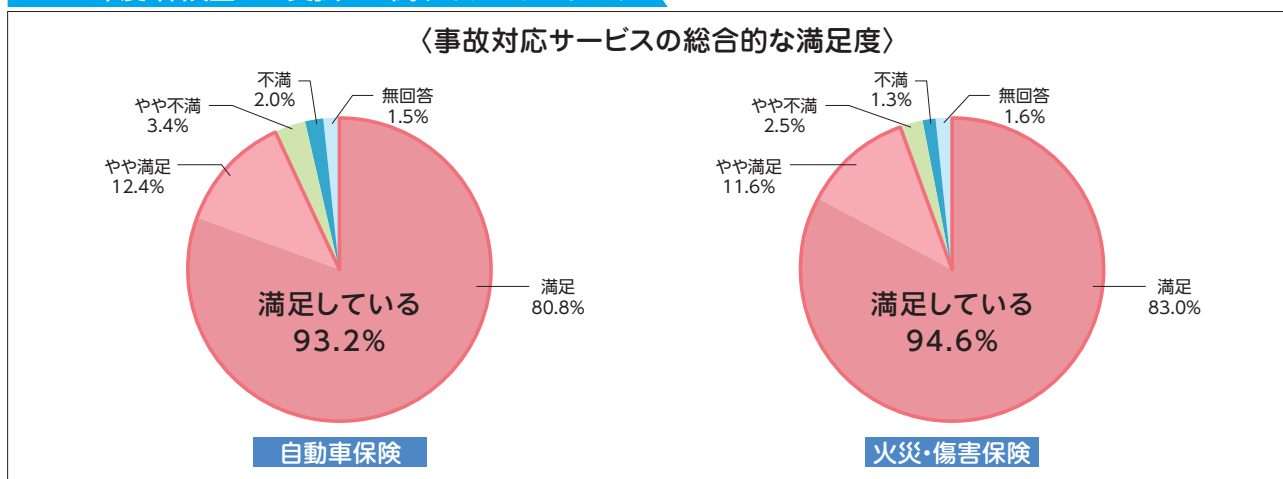
アンケートでは、事故受付から保険金をお支払いするまでの担当者対応や事故サービス等へのお客さまの評価を伺っています。

2014年度のアンケートの内容では、93%を超えるお客さまからご満足の評価をいただいています。

ご意見欄には次のようなお褒めの声もいただいています。

- ・今回の事故ではいろいろとご面倒をおかけし解決までずいぶん日数がかかりましたが、その間担当者の方に適切な対応、そして助言をしていただき満足しています。
- ・自損事故だったのですが、体の事をまず第一に気づかせていただきました。事故処理の手順もわかりやすく教えていただき、また、自動車修理工場とやりとりして保険金支払いもスムーズにしてくれたので、心配なくすごすことができました。この会社で良かったです。
- ・担当者の方から連絡をいただいた時、物腰のやさしさも良かったのですが、電話を切る時に、主人の体調を気づかっていただく言葉があり、うれしかったです。
- ・今回の事故に関して支店の対応、非常に満足しています。電話にて「安心してください、お任せ下さい」の一言で私は非常に満足し日新火災さんに加入していて良かったと思います。事故を起こした妻も日新火災さんで良かったと満足しております。
- ・代理店担当者、日新火災の担当者には当初から途中経過、解決まで、たびたびご連絡、説明をいただき、安心できました。

2014年度 保険金のお支払いに関するアンケートより



お客さまにご満足いただくために

お客さまからの苦情への対応

❖「苦情」とは

当社では、「お客さまから不満足の原因があったもの」を「苦情」として、受け止めています。いただいた苦情には、迅速かつ丁寧に対応するとともに、お客さまからの貴重なご意見として業務改善にいかしています。

❖「お客さまの声(苦情)」受付状況

当社では全国の拠点から全社員が入力可能な「お客さまの声活用システム」により、全社を挙げて積極的に「お客さまの声」を把握し、その内容を登録する取り組みを行っています。なお、苦情受付件数や苦情事例・改善事例等はホームページにも開示しています。

(当社ホームページ : <http://www.nisshinfire.co.jp/>)

■苦情受付件数

	2013年度	2014年度
1. 契約・募集行為		
(1) 商品内容(補償内容等)	18	24
(2) 契約継続手続き(手続き漏れ・遅れ等)	237	219
(3) 募集行為(お客さまへの意向確認不足等)	128	99
(4) 契約内容・条件等の説明不足・誤り	591	509
(5) 契約の引受(条件、制限等)	31	32
(6) 保険料の計算誤り	38	17
(7) 接客態度	40	87
(8) 帳票類(申込書、請求書、パンフレット等)の内容	28	24
(9) その他	94	80
小 計	1,205	1,091
2. 契約の管理・保全・集金		
(1) 証券未着・誤り	489	468
(2) 分割払・口座振替対応	77	85
(3) 契約の変更手続き	326	320
(4) 契約の解約手続き	289	286
(5) 満期返れい処理(手続き遅延、返れい金額等)	13	10
(6) 接客態度	19	14
(7) その他	156	139
小 計	1,369	1,322
3. 保険金		
(1) 保険金のお支払い金額	440	426
(2) 対応の遅れ・対応方法	902	801
(3) 保険金お支払いの可否	66	63
(4) 接客態度	553	442
(5) その他	1	4
小 計	1,962	1,736
4. その他(個人情報の取り扱いに関する苦情を含む)	33	30
合 計	4,569	4,179

❖ 中立・公正な立場で問題を解決する 損害保険業界に関連した紛争解決機関

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と

手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士等が中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル(全国共通・通話料有料) 0570-022808
IP電話から 03-4332-5241
(受付時間:平日の午前9時15分～午後5時)

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。[\(http://www.sonpo.or.jp/\)](http://www.sonpo.or.jp/)

❖「そんぽADRセンター」以外の 損害保険業界関連の紛争解決機関

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払をめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)のお支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページ(<http://www.jibaiadr.or.jp/>)をご参照ください。

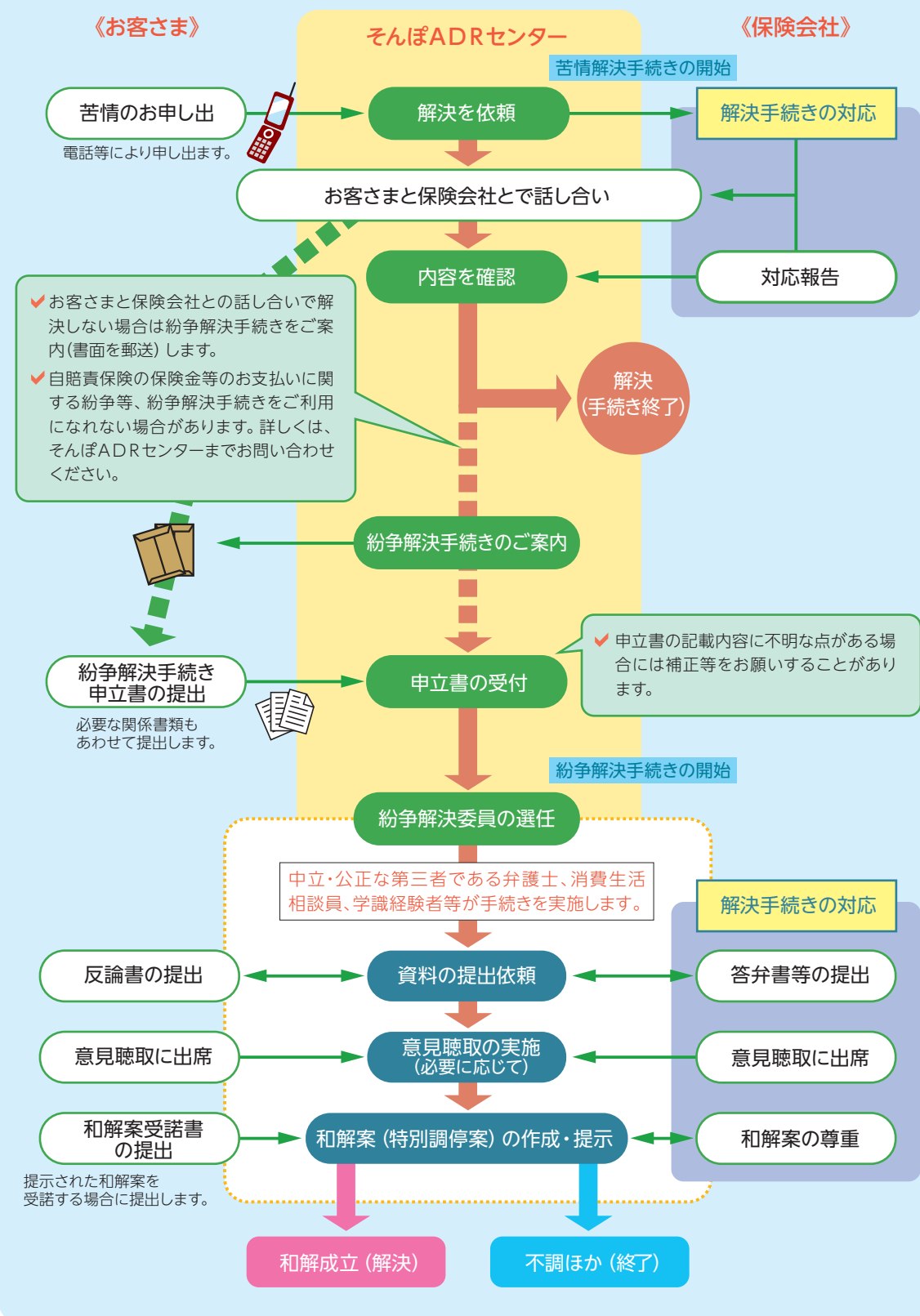
公益財団法人 交通事故紛争処理センター

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人 交通事故紛争処理センターがあります。全国10カ所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページ(<http://www.jcstad.or.jp/>)をご参照ください。

そんぽADRセンター 苦情解決手続きおよび紛争解決手続きの主な流れ

※標準的な手続きの進行例です。



お客さまにご満足いただくために

「お客さまの声」を施策にいかす取り組み

■ 業務品質向上委員会

お客さまにご満足いただけるサービスを提供するため「業務品質向上委員会」を設置しています。

本委員会は、「お客さまの声」をもとに商品・サービスや会社業務全般の品質改善の取り組みを統括、推進しています。

■ 顧客保護委員会

真にお客さま本位を実現させるため、過半数の社外委員を含む「顧客保護委員会」を設置しています。

本委員会は、「お客さまの声」に加え、内部監査等で把握されたお客さまに大きな影響を及ぼす(可能性のある)業務運営について、「お客さま本位」の視点で確認・検証し、業務の改善に努めています。

■ お客さまの声活用システム

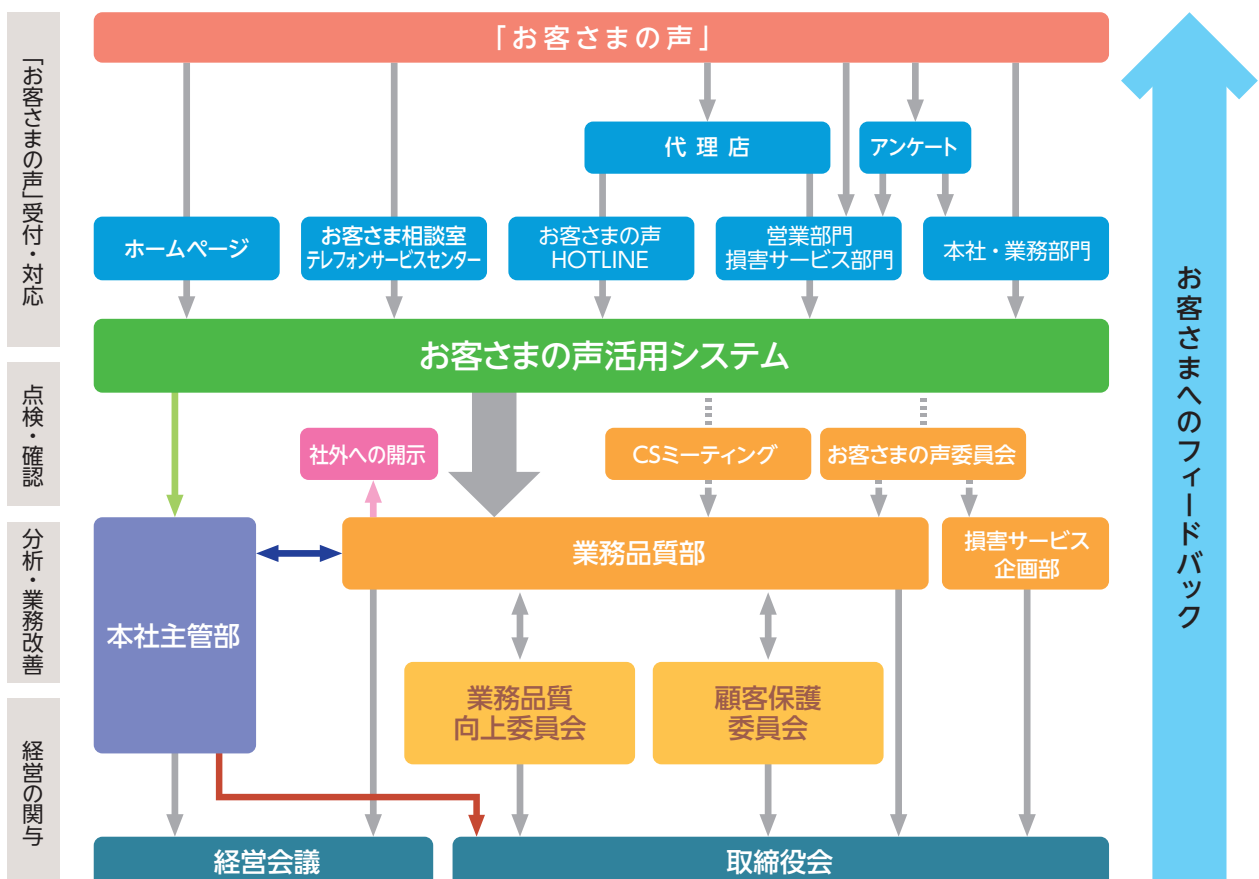
お客さまの声を施策にいかすため「お客さまの声」や「代理店の声」、またお客さまの視点に立った「社員の声」等を「お客さまの声活用システム」に入力し、受け付けた内容から対応の経過をすべて一元管理しています。

2014年度は5,393件の「声」を承りました。

■ お客さまの声委員会

損害サービス部門における苦情への対応や保険金をお支払いできなかった事案の点検等を行うため、「お客さまの声委員会」を各損害サービス業務部に設置し、適正かつ円滑な保険金支払に努めています。

「お客さまの声」対応態勢



「お客様の声」をもとに実施した改善事例

事例1 フリーダイヤルの整理

<お客様の声>

事故の時は慌てているし、早く対応してくれる人と話をしたいのに、テレホンサービスセンターに電話をかけると自動音声流れ、用件ごとに番号を押さないとオペレーターと話ができない。

<改善事例>

当社のメインフリーダイヤルである『0120-25-7474』について、事故以外（営業関連）の照会を分離し、事故専用ダイヤルとしました。

事例2 示談交渉サービスの提供

<お客様の声>

個人賠償責任特約に示談交渉サービスをつけてほしい。

<改善事例>

賠償責任危険補償特約（賠償責任補償条項）に「賠償事故の解決に関する特約」を自動的にセットし、当社による示談交渉サービスの取り扱いを開始しました。

事例3 ドライビングサポートの範囲の拡大

<お客様の声>

ドライビングサポートが無料になるのは搬送距離が30km以内の場合となっているが、それでは短い。30km以内に修理工場がなかったら困る。

<改善事例>

2014年10月契約分より搬送距離を100kmに延長しました。

事例4 お振り込み方法の改善

<お客様の声>

保険契約ごとに振込先口座が相違しているので契約が複数件ある時の振り込みが面倒。

<改善事例>

「複数契約の請求書」を新設し、複数の契約の保険料をまとめて一つの口座に振り込みいただけるようにしました。

事例5 自動車保険満期案内資料の改善

<お客様の声>

自動車保険満期案内の中に、保険料が下がる要素が記載されているのに、実際の更改保険料は前年と比べてアップしている。どうして保険料が上がったのかこの資料ではわからない。

<改善事例>

2014年6月満期より、保険料が上がる要素と下がる要素の詳細を記載するよう改善しました。

事例6 更改申込書の改善

<お客様の声>

更改申込書を見ると、分割払であっても前年保険料欄が年間保険料の総額しか表示されていない。途中で異動があったとしても、分割払保険料を表示してほしい。

<改善事例>

満期資料作成時点での1回分保険料を更改申込書に印字するようにしました。

トピックス

❖ 損害保険初!「お部屋を借りるときの保険」が2014年度グッドデザイン賞を受賞

「簡単、便利、低価格」をコンセプトとした、当社の賃貸入居者向け火災保険「お部屋を借りるときの保険」が、公益財団法人日本デザイン振興会が主催する「2014年度グッドデザイン賞」を、損害保険商品として初めて受賞しました。

グッドデザイン賞審査委員評価コメント

従来、賃貸入居者が契約する火災保険は、不動産会社が勧めるものにそのまま加入することが一般的だったが、入居者の実情に合わない契約がなされることも多かった。

不動産会社とは独立した本サービスは、インターネット経由で入居者の実情に即した保険プランを立てることを可能にしている。

利用者の利便性やコスト削減を追求したビジネスデザインとして評価できる。

また、「お部屋を借りるときの保険」は、発売から約1年で販売件数が10,000件*を突破しました。契約の過半が20～30代のお客さまで、「インターネットを通じて、自分の生活スタイルに合った家財保険に加入したい」という20～30代の賃貸住宅の入居者のニーズをとらえたことが、販売好調の要因と考えています。

*2015年3月末時点累計 13,314件

お部屋を借りるときの保険の特色

家財の補償や大家さんに対する賠償など、賃貸住宅での暮らしに必要な補償がセットになった保険です。火災保険の契約、住所変更、解約等の手続きがインターネット上で完結します。また、日本全国どこでも同じ保険料なので、別の賃貸住宅に引越ししても解約・再加入の手続きが不要です。

(「日新火災 お部屋を借りるときの保険」公式サイト:
<http://direct.nisshinfire.co.jp/oheya/>)



❖ ～工事業者にシンプルでわかりやすい保険を提供～ 新商品「工事の保険」発売

当社は2015年2月より、工事業者向けの新たな保険「工事の保険」(工事の保険特約付帯建設工事保険)の販売を開始しました。

従来当社では、工事現場における火災やその他の事故による工事の対象物等の損害を補償する保険は、工事の内容や種類により、建設工事保険、組立保険、土木工事保険のいずれかを選択していただく必要がありました。また、それぞれの保険商品は補償内容に若干の差異があり、同じ保険商品でも、工事の内容や予算により、さまざまな特約を選択していただく必要もありました。

「工事の保険」では、これら3つの商品に分かれていた補償範囲を統合し、建築、設備、土木等各種工事を一緒に契約できるようにしました。また、特約も数種類に限定し、どの工事の場合も基本契約で必要な補償を提供することで、シンプルでわかりやすい内容としています。

工事の保険の特色

資材等の運送中から完成引き渡しまで、火災・盗難・風水災・作業ミス等、幅広く補償する保険です。

1年間すべての工事を包括して補償の対象とする包括契約をお選びいただくと、個々の工事ごとに保険契約を締結する必要がなく、工事ごとのご報告や請負金額の増減、工期の延長等のご連絡も不要なため、保険契約管理の手間が省けます。



経営について

東京海上グループ概要	12
経営戦略	14
代表的な経営指標	17
2014年度の事業概況	22
内部統制基本方針	24
コーポレートガバナンスの状況	26
CSR(企業の社会的責任)の考え方	28
コンプライアンスの徹底	34
情報開示、情報提供活動	39
勧誘方針	40
リスク管理	41
資産運用	45
個人情報への対応	46
募集制度	49

東京海上グループ概要

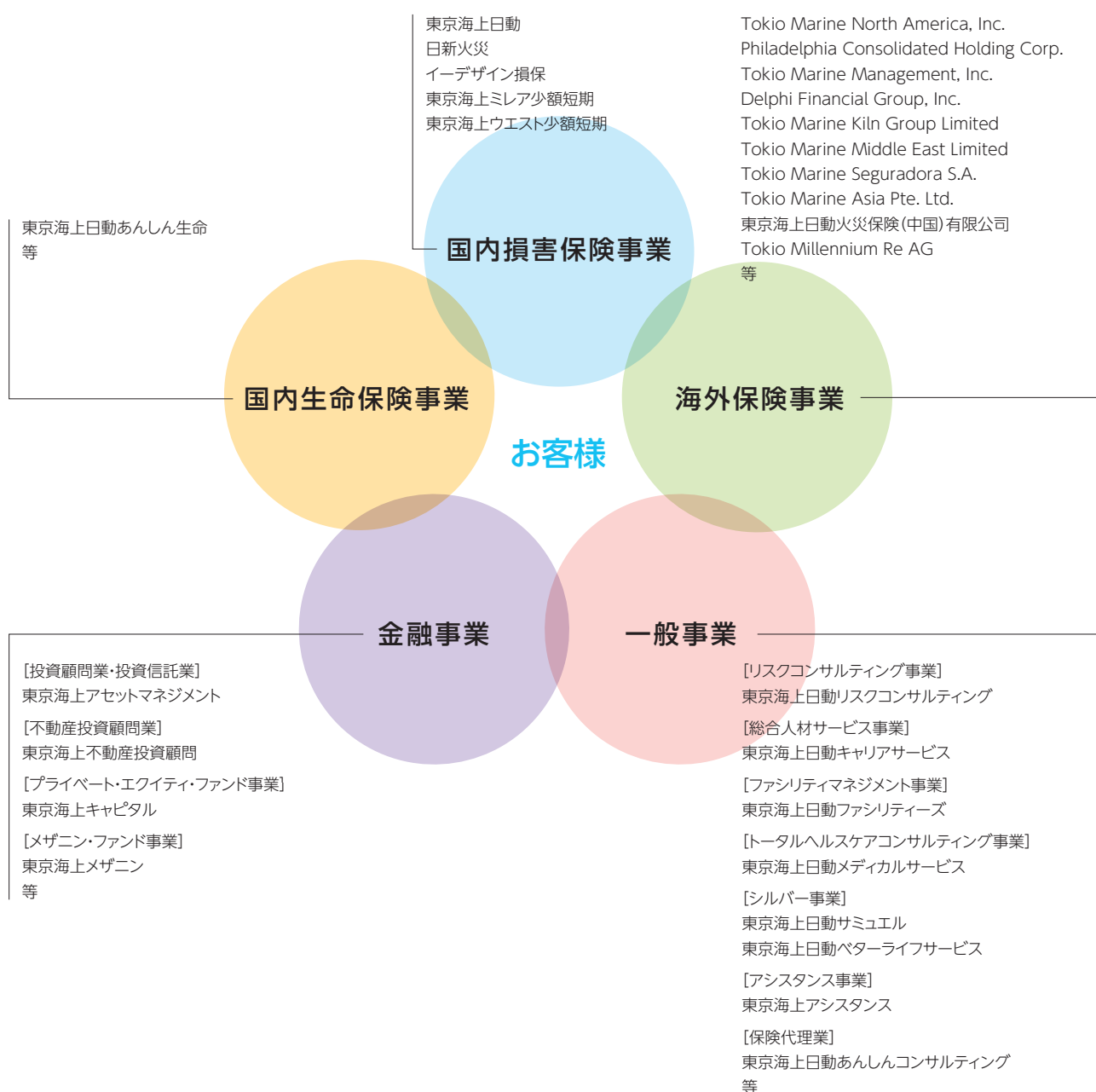
東京海上ホールディングスの業務内容

東京海上ホールディングスは、東京海上グループ全体の経営戦略・計画立案、グループ資本政策、グループ連結決算を担うとともに、コンプライアンス・内部監査・リスク管理等の基本方針を策定し、子会社等の経営管理を行っています。また、上場企業としてIR・広報および、CSR推進機能を備えています。

これにより、企業価値の最大化に向けて、中長期的なグループ戦略の立案と収益性・成長性の高い分野への戦略的な経営資源の配分を行い、グループ全体の事業の変革とグループ各社間のシナジー効果を追求します。

東京海上グループの事業領域と主なグループ会社

(2015年7月1日現在)



主な保険事業会社

国内損害保険事業

Non-life Insurance Business

東京海上日動火災保険株式会社

創業：1879年8月1日
資本金：1,019億円
正味収入保険料：2兆367億円
総資産：9兆780億円
従業員数：17,125名
本店所在地：東京都千代田区丸の内1-2-1
(2015年3月31日現在)



日新火災海上保険株式会社

創業：1908年6月10日
資本金：203億円
正味収入保険料：1,366億円
総資産：4,319億円
従業員数：2,392名
本店所在地：東京都千代田区神田
駿河台2-3
(2015年3月31日現在)



国内生命保険事業

Life Insurance Business

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

設立日：1996年8月6日
資本金：550億円
保険料等収入：7,766億円
総資産：7兆173億円
従業員数：2,524名
本社所在地：東京都千代田区丸の内1-2-1
東京海上日動ビル新館
(2015年3月31日現在)

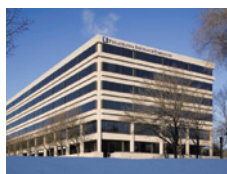


海外保険事業

Overseas Business

Philadelphia Consolidated Holding Corp.

創業：1962年
正味収入保険料：2,688百万米ドル
総資産：8,946百万米ドル
従業員数：1,693名
本社所在地：米国ペンシルバニア州
バラキンウィッド
(2014年12月31日現在 現地財務会計ベース)



Tokio Marine Kiln Group Limited

創業：1962年
正味収入保険料：205百万英ポンド
総資産：1,315百万英ポンド
従業員数：396名
本社所在地：英国ロンドン
(2014年12月31日現在 管理会計ベース)



Delphi Financial Group, Inc.

創業：1987年
保険料及び手数料収入：2,030百万米ドル
総資産：14,289百万米ドル
従業員数：2,235名
本社所在地：米国ニューヨーク州
ニューヨーク市
(2014年12月31日現在 現地財務会計ベース)



海外ネットワーク

海外拠点：37の国・地域、469都市
駐在員数：261名
現地スタッフ数：約18,000名
クレームエージェント：約250
(サブエージェントを含む)

(2015年3月31日現在)

経営戦略

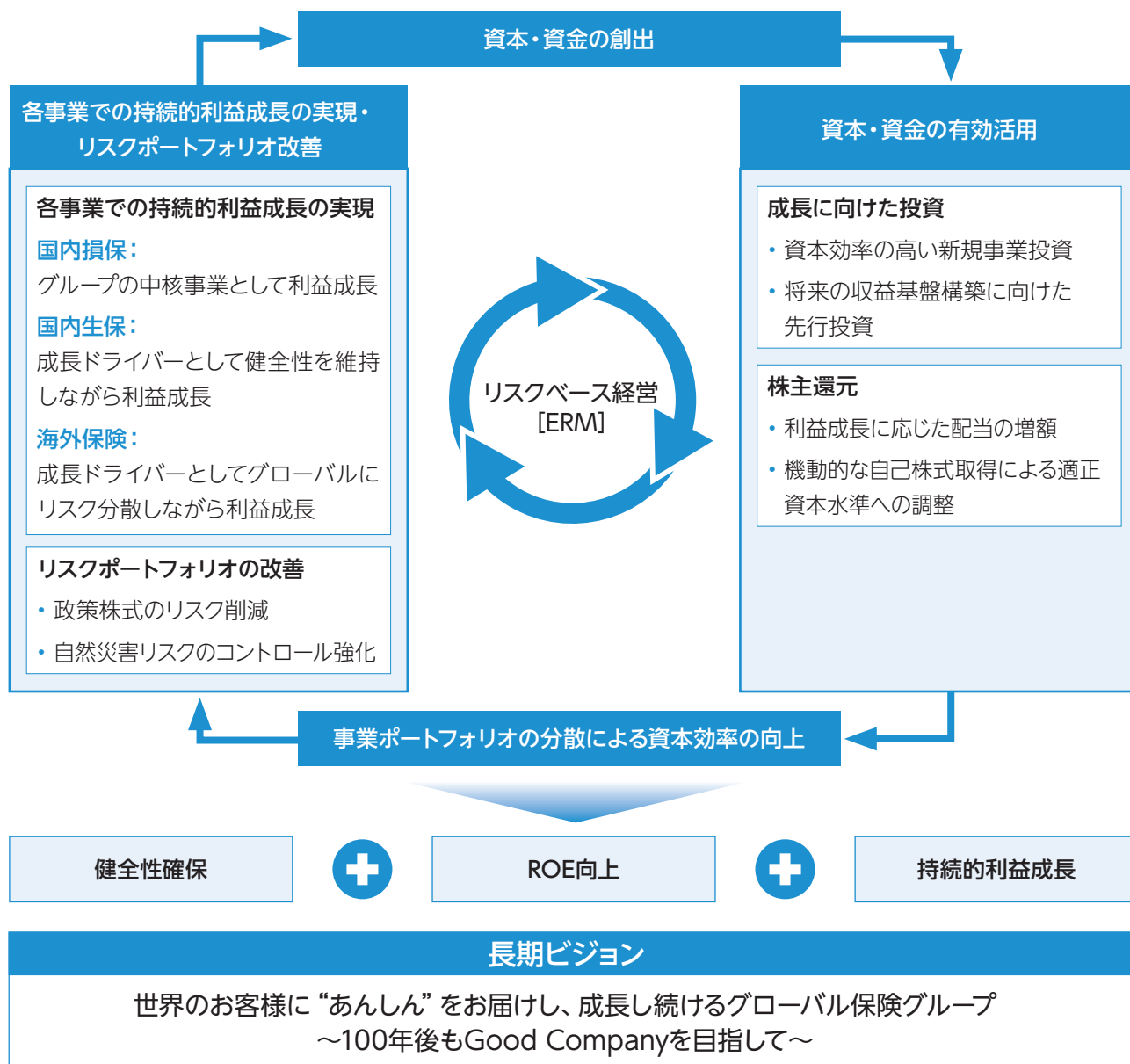
東京海上グループは、「お客様の信頼をあらゆる活動の原点におく」という経営理念に基づき、収益性、成長性および健全性を兼ね備えた企業グループとして、着実に企業価値の拡大を図っていきます。

2015年度からスタートした3ヶ年のグループ中期経営計画「To Be a Good Company 2017」では、さまざまな事業環境の変化が見込まれている中、これらの「変化」を先取りする形で経営基盤、事業戦略を構築していきます。そして長期ビジョンである「世界のお客様に“あんしん”をお届けし、成長し続けるグローバル保険グループ」の実現に向けて、グループ一丸となって取り組んでいきます。

グループ新中期経営計画「To Be a Good Company 2017」

1. 全体像

「リスクベース経営」を基軸に健全性を確保しつつ、環境変化の中でも利益成長と資本効率を持続的に高めていくことで、長期ビジョンである「世界のお客様に“あんしん”をお届けし、成長し続けるグローバル保険グループ」となることを目指します。



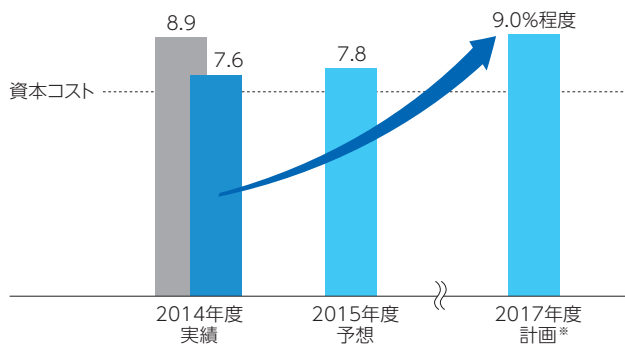
2. 新中期経営計画の経営指標

(1) グループ全体の目標

持続的な利益成長と資本効率の向上により、修正 ROE について 2017 年度 9.0% 程度とすることを目指します。

修正 ROE

(単位：%)

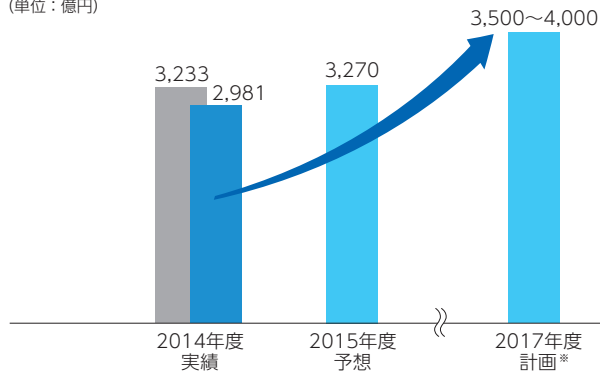


■ 分子となる修正純利益における自然災害に係る発生保険金を平年並みに補正しています。また、分母となる修正純資産について市場環境(株価・為替)を2015年3月末と同水準に補正しています。

※ 2015年3月末の市場環境をベースにしています。

修正純利益

(単位：億円)



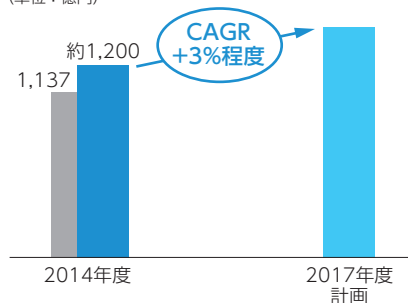
■ 自然災害に係る発生保険金を平年並みに補正しています。

(2) 各事業の利益目標

「CAGR=年平均成長率」「MCEV=市場整合的エンベディッド・バリュー」

国内損保事業(東京海上日動)

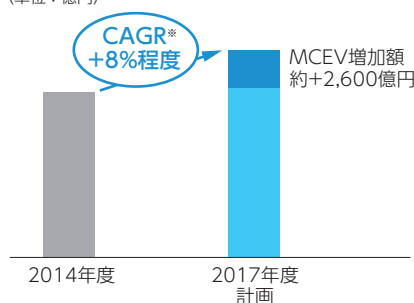
(単位：億円)



■ 為替変動の影響を除き、自然災害に係る発生保険金を平年並みに補正

国内生保事業(あんしん生命)

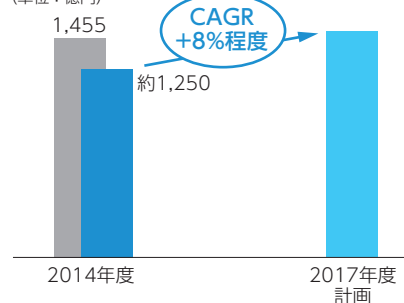
(単位：億円)



※ MCEV 残高の CAGR

海外保険事業

(単位：億円)



■ 2015年3月末為替で、自然災害に係る発生保険金を平年並みに補正

経営指標の定義

グループ全体の利益指標(修正純利益)

利益およびROEについては、「修正純利益」および「修正ROE」を用いており、具体的には次の方法で算出いたします。

■ 修正純利益^{*1}

連結当期純利益^{*2} + 異常危険準備金繰入額
+ 危険準備金繰入額 + 価格変動準備金繰入額
- ALM債券・金利スワップ取引に関する売却・評価損益
+ のれん・その他無形固定資産償却額
- 固定資産に関する売却損益・評価損
- その他特別損益・評価性引当等

■ 修正純資産^{*1} (平均残高ベース)

連結純資産 + 異常危険準備金 + 危険準備金 + 価格変動準備金
- のれん・その他無形固定資産

■ 修正ROE = 修正純利益 ÷ 修正純資産

※ 1: 各調整額は税引後

※ 2: 連結財務諸表上の「親会社株主に帰属する当期純利益」

事業別の利益指標(事業別利益)

各事業の利益には「事業別利益」を用いており次の方法で算出いたします。

(1) 損害保険事業

当期純利益(単体) + 異常危険準備金等繰入額
+ 価格変動準備金繰入額
- ALM債券・金利スワップ取引に関する売却・評価損益
- 保有株式に関する売却損益・評価損
- 固定資産に関する売却損益・評価損
- その他特別損益・評価性引当等
※単体の純利益を起点としているため、のれん等の償却費は含まれない

(2) 生命保険事業

MCEV 増加額 - 増資等の資本取引

(3) その他の事業

当期純利益(単体)

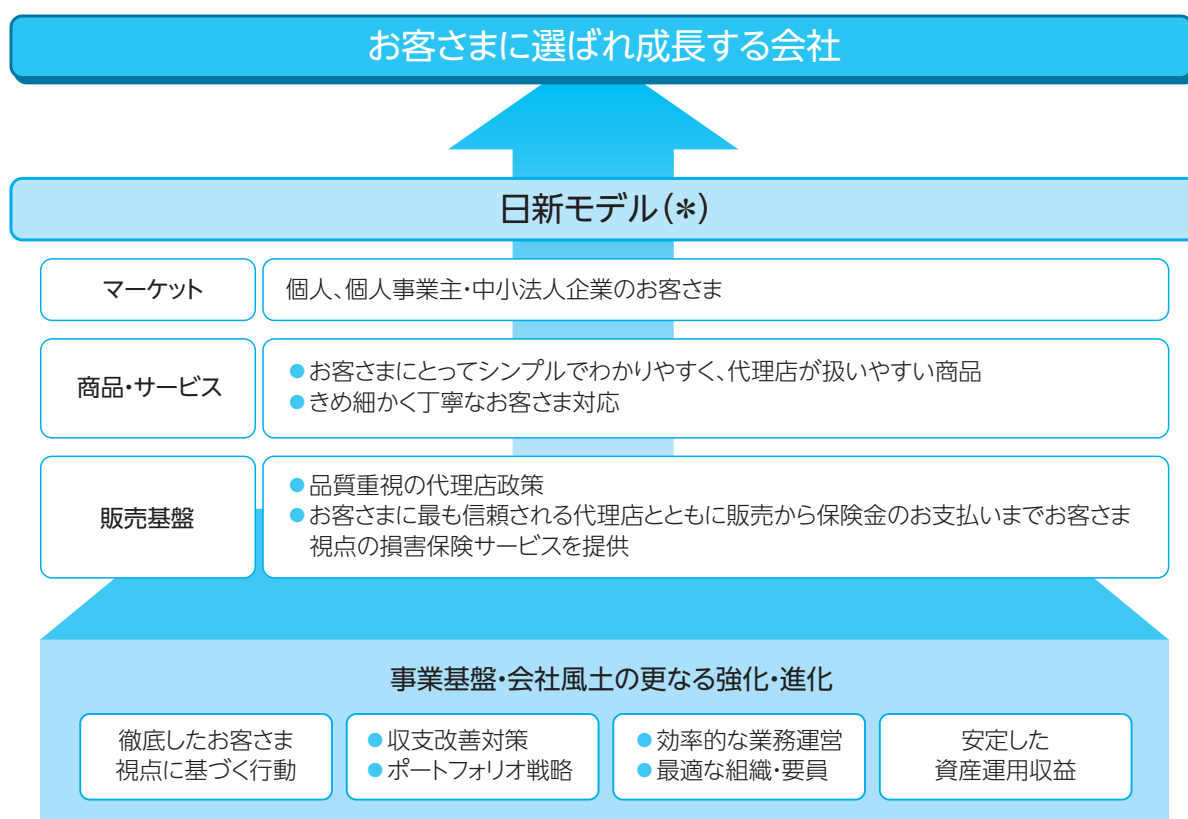
経営戦略

日新火災の中期経営計画「改革2017」

当社は、2015年4月から3か年の中期経営計画をスタートさせました。

本計画は「競争力があり、収益の率とその安定性が高い会社」を実現することにビジョンを定めております。このビジョンを達成するために、当社は、2015年度からの3年間、独自のビジネスモデルを実践し、お客さまに選ばれ成長する会社を目指します。

1. 全体像



(*)日新モデルとは、地域に密着し、お客さまからの信頼が厚い代理店とともに、シンプルでわかりやすく納得価格の商品と質の高い損害サービスを、お客さまに提供するビジネスモデル。

2. 概要

- 「日新モデル」を徹底して実践することで、既存代理店の成長につなげるほか、このモデルに共感する他社代理店との取り引きを拡大することを目指します。
- 新商品提案を切り口として中小法人マーケットでの成長を目指します。さらに、事故にあわれたお客さまに対しきめ細かく丁寧なお客さま対応サービスを当社と代理店が協働して提供し、お客さまに代理店の存在と当社サービスの価値を実感していただくことでお客さまの拡大を目指します。
- 保険引受利益の底上げを図るため、①地域特性を反映した効果的なリザルト(引受)対策、②地域ポートフォリオ戦略、新種保険の拡大による種目ポートフォリオ戦略の導入等の施策を実施します。

代表的な経営指標

2014年度 代表的な経営指標

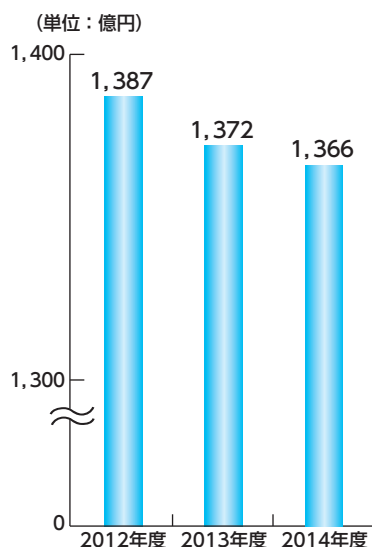
年 度		2013年度(平成25年度)	2014年度(平成26年度)
正味収入保険料(対前期増減率)		137,286百万円 (△1.1%)	136,634百万円 (△0.5%)
正味損害率		63.9%	63.7%
正味事業費率		32.5%	32.6%
保険引受利益(対前期増減率)		1,612百万円 (—)	14,748百万円 (814.5%)
経常利益(対前期増減率)		4,740百万円 (3.1%)	17,674百万円 (272.8%)
当期純利益(対前期増減率)		3,350百万円 (27.0%)	12,592百万円 (275.8%)
単体ソルベンシー・マージン比率		837.1%	1,064.5%
総資産額		418,313百万円	431,903百万円
純資産額		81,261百万円	105,953百万円
その他有価証券評価差額		28,425百万円	48,005百万円
リスク管理債権の状況	破綻先債権	—	—
	延滞債権	245百万円	—
	3カ月以上延滞債権	—	—
	貸付条件緩和債権	—	—
	リスク管理債権合計	245百万円	—
資産の自己査定結果	Ⅱ分類	1,474百万円	1,701百万円
	Ⅲ分類	310百万円	103百万円
	Ⅳ分類	9百万円	43百万円
	分類額計(Ⅱ+Ⅲ+Ⅳ)	1,793百万円	1,848百万円

代表的な経営指標

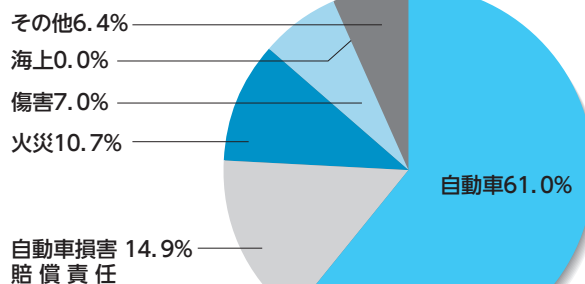
正味収入保険料(対前期増減率)

1,366億円(△0.5%)

●正味収入保険料の推移



種目別構成比



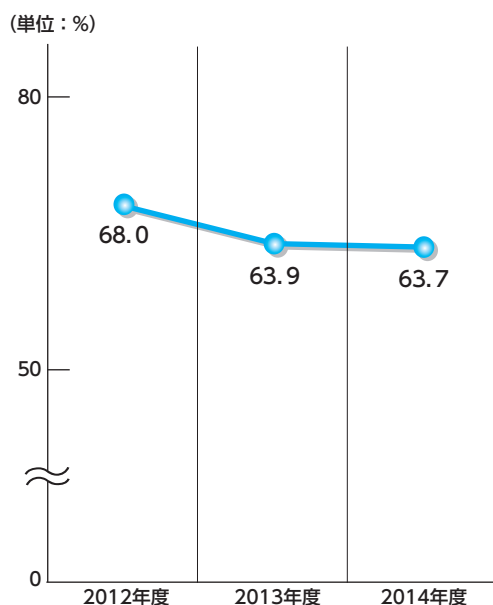
●正味収入保険料

契約者から直接受け取った保険料(元受保険料)に、保険金支払負担平均化・分散化を図るための他の保険会社との保険契約のやりとり(受再保険料および出再保険料)を加減し、さらに将来契約者に予定利率を加えて返戻すべき原資となる積立保険料を控除した保険料です。

正味損害率

63.7%

●正味損害率の推移



●正味損害率

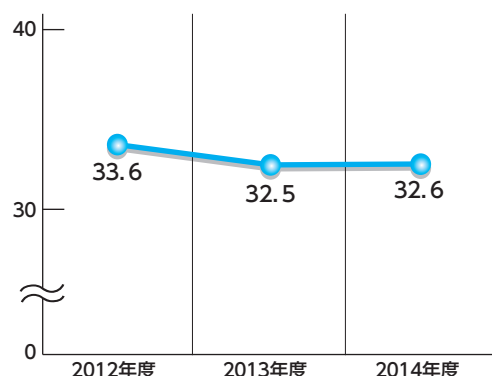
正味収入保険料に対する支払った保険金の割合のことであり、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。具体的には、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えて、前述の「正味収入保険料」で除した割合をさしています。

正味事業費率

32.6%

●正味事業費率の推移

(単位：%)



●正味事業費率

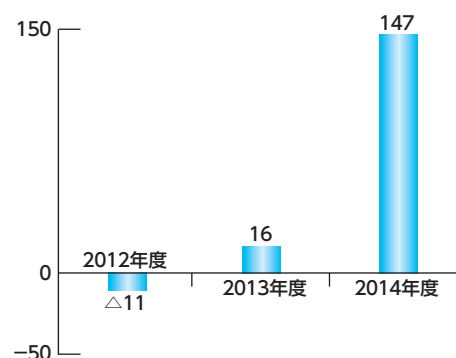
正味収入保険料に対する保険会社の保険事業上の経費の割合のことであり、正味損害率と同様に保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。具体的には、損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えて、前述の「正味収入保険料」で除した割合をさしています。

保険引受利益(対前期増減率)

147億円(814.5%)

●保険引受利益の推移

(単位：億円)



●保険引受利益

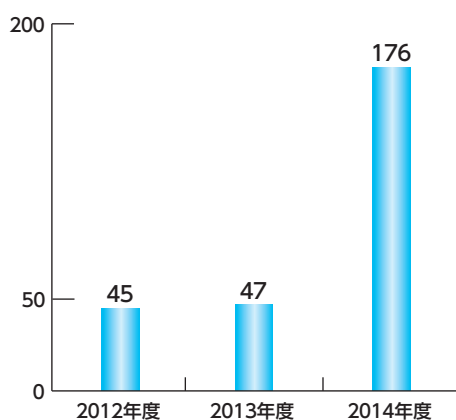
正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費・満期返戻金等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものであり、保険本業における最終的な損益を示すものです。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額等です。

経常利益(対前期増減率)

176億円(272.8%)

●経常利益の推移

(単位：億円)



●経常利益

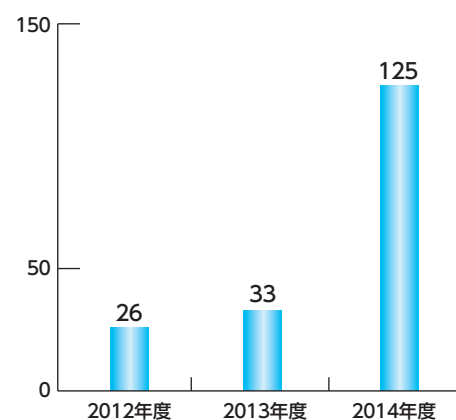
正味収入保険料・利息及び配当金収入・有価証券売却益等の経常収益から、保険金・満期返戻金・有価証券売却損・営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものであり、経常的に発生する取引引きから生じた損益を示すものです。

当期純利益(対前期増減率)

125億円(275.8%)

●当期純利益の推移

(単位：億円)



●当期純利益

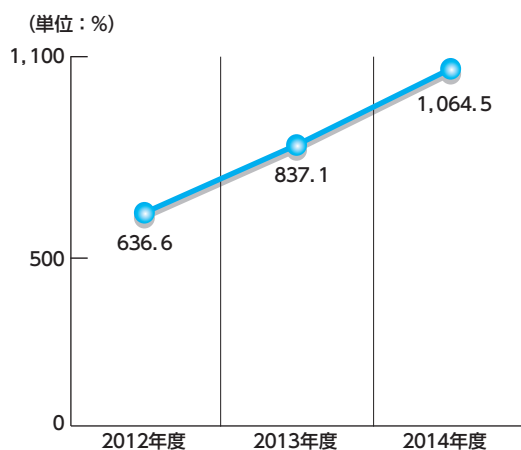
経常利益に固定資産処分損益や価格変動準備金繰入額等の特別損益・法人税及び住民税・法人税等調整額を加減したものであり、事業年度に発生したすべての取引引きによって生じた損益を示すものです。

代表的な経営指標

単体ソルベンシー・マージン比率

1,064.5%

●単体ソルベンシー・マージン比率の推移



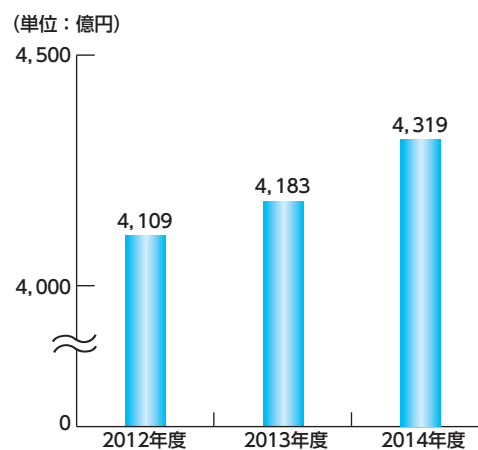
●単体ソルベンシー・マージン比率

巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超えて発生しうる危険に対する、資本金・準備金等の支払余力の割合を示す指標です。単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標の1つであり、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

総資産

4,319億円

●総資産の推移



●総資産

損害保険会社が保有する資産の総額であり、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」です。損害保険会社の保有する資産規模を示すものです。

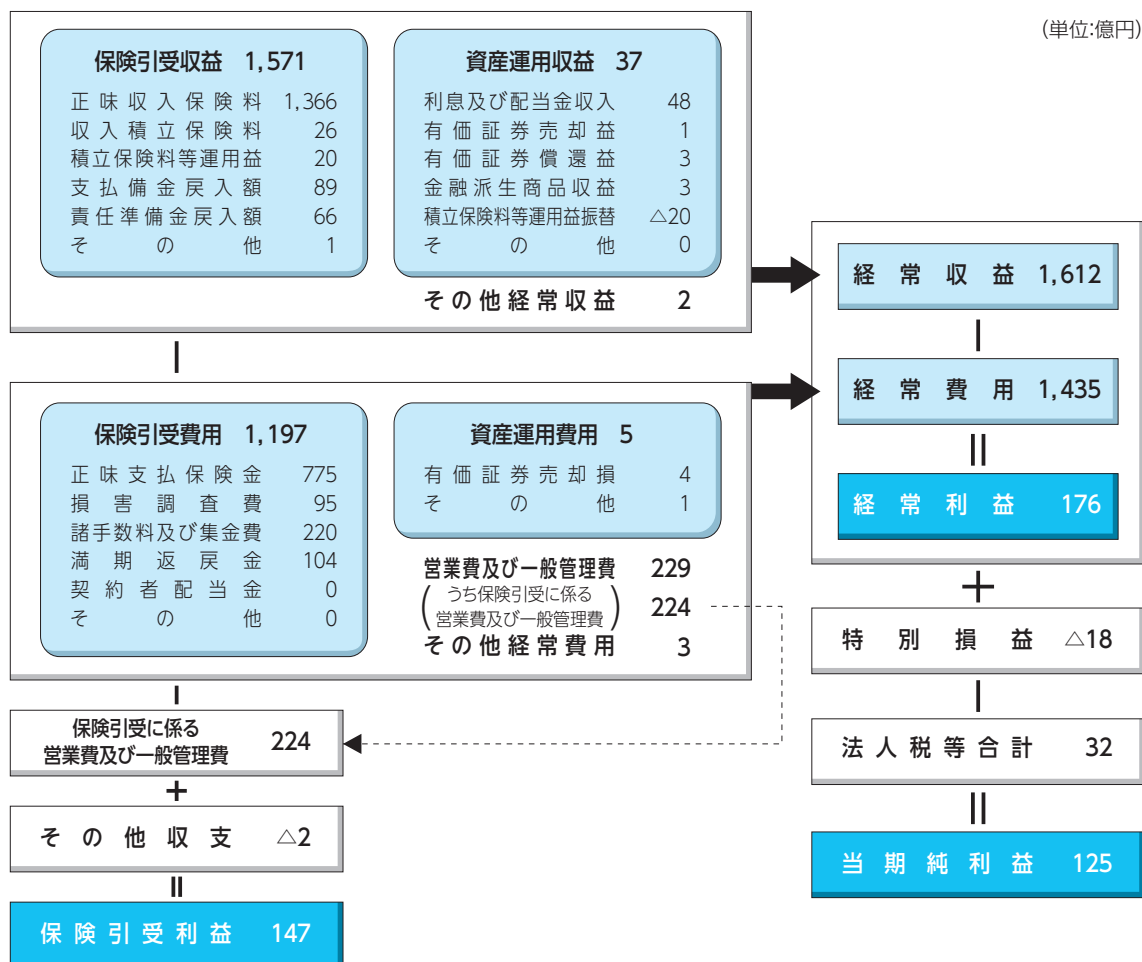
取得格付 (2015年7月1日現在)

格付投資情報センター (R&I)

AA (発行体格付)

※最新の格付は、格付会社のホームページ等でご確認ください。

決算の仕組み(2014年度)



代表的な経営指標の用語説明

●純資産額

損害保険会社が保有する資産の合計である「総資産額」から、責任準備金等の「負債額」を控除したものが「純資産額」であり、具体的には貸借対照表上の「純資産の部合計」です。損害保険会社の担保力を示すものです。

●その他有価証券評価差額

「金融商品に係る会計基準(いわゆる時価会計)」により、保有有価証券等については、売買目的、満期保有目的等の保有目的で区分し、時価評価等を行っています。その他有価証券は、売買目的、満期保有目的等に該当しないものであり、保有有価証券等の大宗を占めています。この、その他有価証券の時価評価後の金額と時価評価前の金額との差額(いわゆる評価損益)が、その他有価証券評価差額です。財務諸表においては、税金相当額を控除した純額を、貸借対照表上の純資産の部に「その他有価証券評価差額金」として計上しています。

●リスク管理債権

貸付金のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロに基づき開示している不良債権額です。貸付金の価値の毀損の危険性、回収の危険性等に応じて、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」「貸付条件緩和債権」の4つに区分されています。

●自己査定

損害保険会社としての資産の健全化を図るために、不良債権等については適切な償却・引当等の処理が必要です。自己査定は、適切な償却・引当を行うために、損害保険会社自らが、保有資産について価値の毀損の危険性等に応じて、保有資産を分類区分することです。具体的には、債務者の状況および債権の回収可能性を評価して、資産を回収リスクの低い方から順に、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階に分類します。このうち、Ⅰ分類は、回収の危険性または価値の毀損の可能性について問題のない資産です。Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ分類は、何らかの回収の危険性または価値の毀損の可能性のある資産であり、これらの合計額が「分類額計(Ⅱ+Ⅲ+Ⅳ)」です。

2014年度の事業概況

事業の経過および成果等

2014年度のわが国経済は、年度前半には消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動により生産面や個人消費等に弱さがみられたものの、アベノミクス「三本の矢」をはじめとする各種経済対策の効果等を受け、年度を通じて緩やかな回復基調が続きました。

損害保険業界では、自動車保険で料率引上げの効果により契約単価が上昇したことや、消費税率引上げ前に契約した住宅の引渡しで2014年度前半にずれ込んだことで火災保険および地震保険でも増収したこと等により、収入保険料が増加しました。また、自動車保険における料率引上げや事故件数の減少等により損害率が良化し、各社の保険収支は概ね改善しました。

このような状況のなか、当社は、2014年度を最終年度とする3カ年の中期経営計画のビジョンである「お客さまと代理店に選ばれるリテール損保として成長するとともに、安定的に利益を創出する」ことを実現するために各施策を実施し、積極的に事業を推進してきました。

2014年度の取り組みの経過およびその成果は、以下のとおりです。

■ 新商品の開発

引き続きお客さまにとってシンプルでわかりやすく、大手社とは一線を画した独自性ある新商品の開発に注力してきました。2014年度は、業界初となる二輪自動車の盗難による損害を補償する自動車保険「日新火災おとなのためのバイク保険（盗難補償付）」および建設工事保険・組立保険・土木工事保険を統合した工事業者向けの新たな保険「工事の保険（工事の保険特約付帯建設工事保険）」を開発し、販売を開始しました。また、2014年2月に発売した「お部屋を借りるときの保険（賃貸入居者向け家財保険）」は、公益財団法人日本デザイン振興会が主催する「2014年度グッドデザイン賞」を損害保険商品として初めて受賞しました。

■ 損害サービス

当社の中心的な顧客である「リテールのお客さま」が事故・災害の際に感じられるダメージを極小化させることを目的に、損害サービス部門・営業部門・代理店が一体となった質の高い損害サービスを提供し、「損害サービスを通じてお客

さまに選ばれる会社」を実現するための取り組みを推進しました。

■ トップラインの拡大

2014年度は、従来から重視していた新たな販売網の開発に加え、既存代理店の成長・増収にも注力しました。販売網の開発については、当社のビジネスモデルを理解し共感いただける、質の高い代理店に新たなビジネスパートナーとなつていただくべく、施策を進めてきました。また、既存代理店については、代理店の特性に合わせた成長施策や中小法人マーケットへのアプローチ手法を提供し、お客さまの増大に努めました。

■ 収支改善

事業部ごとに収支改善対策を策定し主体的に取り組む態勢を通じてアンダーライティング強化等の諸施策を実行するとともに、具体事例を踏まえた研修等アンダーライティングスキルを一層向上させる観点の取り組みも推進しました。アンダーライティング強化等の諸施策や営業目標は地域の収益性に応じてメリハリをつけたものとし、収益性の高い地域では一層の増収を図るべく、人的資源を投入しました。

■ 事業費の効率化

人件費・物件費の両面から、生産性向上に資する施策を検討・実施しました。2013年度から取り組んできた、営業内務事務の業務プロセス効率化を通じた「新たな営業体制」を一層定着させるため、その支援を専門的に担う人員を配置しました。また、各種事務処理規定を見直しシンプル化を図るとともに、社員・代理店が共通して利用できる新たな文書閲覧システムを導入し事務処理業務の効率化に努めました。本社機能スリム化の観点では、東京海上グループ内でのシェアード・サービスを推進しました。

こうした施策の効果により、2015年度は、収益性や成長性の高い地域・分野への人員シフトをさらに進めています。今後も、事業費効率化のため、事業構造変革を推進するとともに、東京海上グループのシナジーを追求していきます。

■ 当年度業績

以上のような施策を実施した結果、2014年度の業績は次のとおりとなりました。

保険引受収益1,571億円、資産運用収益37億円等を合計した経常収益は、前期に比べて67億円増加し、1,612億円となりました。一方、保険引受費用1,197億円、資産運用費用5億円、営業費及び一般管理費229億円等を合計した経常費用は、前期に比べて62億円減少し、1,435億円となりました。この結果、経常利益は176億円と、前期に比べて129億円、272.8%の増加となりました。経常利益に特別利益、特別損失、法人税ならびに法人税等調整額を加減した当期純利益は、前期に比べて92億円、275.8%増加し、125億円となりました。

保険引受の概況は、次のとおりです。

正味収入保険料は、自動車保険を中心に増収したものの、火災保険の減収を主因として、前期に比べて6億円、0.5%減収し、1,366億円となりました。一方、正味損害率は、自動車保険の支払保険金の減少等により、前期に比べて0.1ポイント低下し、63.7%となりました。また正味事業費率は、消費税率引き上げの影響を受け、前期に比べて0.1ポイント上昇し、32.6%となりました。保険引受利益は、前期に比べて131億円改善し、147億円となりました。

主な保険種目の状況は次のとおりです。

火災保険:元受保険料および受再保険料の減収を主因として、正味収入保険料は145億円と、前期に比べて34億円、19.0%の減収となりました。正味損害率は、正味収入保険料の減収に加えて、昨年2月の大雪に対する正味支払保険金の増加を受けて、前期に比べて19.8ポイント上昇し、90.5%となりました。

傷害保険:正味収入保険料は95億円と、前期に比べて41百万円、0.4%の増収となりました。正味損害率は、前期に比べて5.4ポイント低下し、52.5%となりました。

自動車保険:保険料率改定の影響や新規契約の増加等を受けて、正味収入保険料は833億円と、前期に比べて23億円、2.9%の増収となりました。正味損害率は、保険事故の減少を主因とした正味支払保険金の減少を受けて、前期に比べて1.9ポイント低下し、57.1%となりました。

自動車損害賠償責任保険:平成25年4月の料率改定による受再保険料の増収を受けて、正味収入保険料は203億円と、前期に比べて2億円、1.2%の増収となりました。正味損

害率は、前期に比べて1.7ポイント低下し、81.9%となりました。

賠償責任保険:正味収入保険料は56億円と、前期に比べて3億円、5.7%の増収となりました。正味損害率は、前期に比べて8.3ポイント低下し、47.4%となりました。

その他保険:動産総合保険、労働者災害補償責任保険、建設工事保険等が主なものですが、正味収入保険料は31億円となり、前期に比べて2億円、6.2%の減収となりました。正味損害率は、前期に比べて6.9ポイント上昇し、61.6%となりました。

■ 当社が対処すべき課題

2015年度のわが国経済は、消費税率引上げに伴う反動が一巡することに加え、雇用・所得環境の改善や「緊急経済対策」をはじめとする各種政策に支えられ、緩やかな回復基調が続くことが見込まれています。損害保険業界においては、自動車新車需要や住宅着工件数で大きな伸びが見通せないなか、自動車事故の増加や修理費の上昇が見込まれています。

こうした事業環境のもと、当社は安定的な保険収支を確保するために、以下の課題に取り組んでいきます。

最優先の課題として、2014年度に判明した自動車保険適用等級誤りの問題を真摯に受け止め、徹底した真因分析を行い、真に「お客さま本位」の会社を実現していくための施策に取り組みます。

2015年度は、3ヵ年の新たな中期経営計画の初年度にあたります。これまで取り組んできた事業構造変革に引き続きまい進し、「競争力があり、収益の率とその安定性が高い会社」の実現を目指していきます。「リテールのお客さま」の安心・安全・安定に役立つ高品質な商品とサービスを、ビジネスパートナーである代理店とともに提供し、「お客さまから選ばれ成長する好循環サイクル」を追求します。選択と集中により経営資源を有効に活用するとともに、シェアード・サービスをはじめとした東京海上グループ内資源の有効活用も進め、独自のマーケット戦略・商品戦略を推進します。

当社は、これらの課題にスピード感を持って取り組むことを通じ、お客さまや社会から広く信頼される「良い会社“Good Company”」を築いていくとともに、お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指していきます。

内部統制基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに東京海上ホールディングス株式会社（以下「東京海上HD」）との間で締結された経営管理契約および東京海上HDが定めた各種グループ基本方針等に基づき、取締役会において「内部統制基本方針」を以下のとおり決定し、本方針に従って内部統制システムを構築・運用しています。

1. 東京海上グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、東京海上グループ経営理念、東京海上HDとの間で締結された経営管理契約、「東京海上グループ グループ会社の経営管理に関する基本方針」をはじめとする各種グループ基本方針等に基づき、適切かつ健全な業務運営を行う。
 - ① 当社は、事業戦略、事業計画等の重要事項の策定に際して東京海上HDの事前承認を得るとともに、各種グループ基本方針等に基づく取り組み、事業計画の実施状況等を取締役会および東京海上HDに報告する。
 - ② 当社は、子会社との間に管理運営に関する覚書を締結し、各種グループ基本方針等に基づき、適切に子会社の経営管理を行う。
- (2) 当社は、「東京海上グループ 経理に関する基本方針」に基づき、当社の財務状態および事業成績を把握し、株主・監督官庁に対する承認・報告手続、税務申告等を適正に実施するための体制を整備する。
- (3) 当社は、「東京海上グループ 財務報告に係る内部統制に関する基本方針」に基づき、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
- (4) 当社は、「東京海上グループ 情報開示に関する基本方針」に基づき、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備する。
- (5) 当社は、「東京海上グループ グループ内取引等の管理に関する基本方針」に基づき、グループ内取引等の管理体制を整備する。

2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、「東京海上グループ コンプライアンスに関する基本方針」に基づき、以下のとおり、コンプライアンス体制を整備する。
 - ① 役職員が「東京海上グループ コンプライアンス行動規範」および「日新火災行動規範」に則り、事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。
 - ② コンプライアンスを統轄する部署を設置するとともに、コンプライアンス方針および年度コンプライアンスプログラムを策定して、コンプライアンスに関する取り組みを行う。また、取締役会の下に社外委員を含む業務品質向上委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要な事項を審議する。
 - ③ コンプライアンス・マニュアルを策定するとともに、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施して、コンプライアンスの周知徹底を図る。
 - ④ 法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほかに、社内外にホットライン（内部通報制度）を設け、その利用につき役職員に周知する。
- (2) 当社は、「東京海上グループ 顧客保護等に関する基本方針」に基づき、お客さま本位を徹底し、顧客保護等を図るための体制を整備する。
- (3) 当社は、「東京海上グループ 情報セキュリティ管理に関する基本方針」に基づき、情報セキュリティ管理体制を整備する。
- (4) 当社は、「東京海上グループ 反社会的勢力等への対応に関する基本方針」に基づき、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (5) 当社は、「東京海上グループ 内部監査に関する基本方針」に基づき、被監査部門から独立した内部監査担当部署を設置するとともに、内部監査規程を制定し、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備する。

3. リスク管理に関する体制

- (1) 当社は、「東京海上グループ リスク管理に関する基本方針」に基づき、以下のとおり、リスク管理体制を整備する。
 - ① リスク管理基本方針を定め、当社の事業遂行に関わる様々なリスクについてリスク管理を行う。
 - ② リスク管理を統轄する部署を設置するとともに、リスク管理基本方針において管理対象としたリスク毎に管理部署を定める。
 - ③ リスク管理についての年度リスク管理計画を策定する。
 - ④ 取締役会の下にリスク管理委員会を設置して、当社のリスク管理体制の整備状況やリスク管理の実施状況の確認等を定期的実施する。
- (2) 当社は、「東京海上グループ 統合リスク管理に関する基本方針」に基づき、統合リスク管理方針を定めるとともに、グループ全体の統合リスク管理の一環として、保有リスク量とリターンの状況を定期的にモニタリングする。
- (3) 当社は、「東京海上グループ 危機管理に関する基本方針」に基づき、危機管理方針を定め、危機管理体制を整備する。

4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、経営管理契約に基づき、グループの経営戦略および経営計画に則って、事業計画（数値目標等を含む。）を策定し、当該計画の実施状況をモニタリングする。
- (2) 当社は、業務分担および指揮命令系統を通じて効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規程を定めるとともに、事業目的を達成するために適切な組織機構を構築する。
- (3) 当社は、経営会議規則を定め、取締役等で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について協議・報告を行う。
- (4) 当社は、「東京海上グループ ITガバナンスに関する基本方針」に基づき、ITガバナンスを実現するために必要な体制を整備する。
- (5) 当社は、「東京海上グループ 人事に関する基本方針」に基づき、社員の働きがい、やりがいの向上、透明公正な人事、およびあるべき人材像の浸透の徹底により、生産性および企業価値の向上の実現を図る。
- (6) 当社は、(1)～(5)のほか、当社および子会社において、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存および管理を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項

- (1) 当社は、監査役の求めに応じ、監査役の監査業務を補助するための監査役直轄の事務局を設置し、監査業務を補助するために必要な知識・能力を具備した専属の職員を配置する。
- (2) 監査役事務局に配置された職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。
- (3) 当該職員の人事考課、人事異動および懲戒処分は、常勤監査役の同意を得た上で行う。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 役職員は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- (2) 当社は、子会社の役職員が、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備する。
- (3) 当社は、当社および子会社において、監査役に(1)または(2)の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう、必要な体制を整備する。
- (4) 役職員は、ホットライン（内部通報制度）の運用状況および報告・相談事項について定期的に監査役に報告を行う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べるができるものとする。
- (2) 監査役は、重要な会議の議事録、取締役および執行役員が決議を行った重要な稟議書類等については、いつでも閲覧することができるものとする。
- (3) 役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。
- (4) 内部監査担当部署は、監査に協力することなどにより、監査役との連携を強化する。
- (5) 当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要でないことを証明したときを除き、これを支払うものとする。

2006年（平成18年）	5月19日	制定
2007年（平成19年）	3月30日	改定
2007年（平成19年）	12月25日	改定
2008年（平成20年）	7月 1日	改定
2010年（平成22年）	4月28日	改定
2011年（平成23年）	4月28日	改定
2014年（平成26年）	4月 1日	改定
2014年（平成26年）	4月30日	改定
2015年（平成27年）	4月30日	改定

コーポレートガバナンスの状況

コーポレートガバナンス態勢

当社は、お客さま、株主、代理店、社員、地域・社会という各ステークホルダーに対する責任を果たすためコーポレートガバナンスの充実を重要な経営課題として位置付け、持株会社である東京海上ホールディングスが策定した「東京海上ホールディングスコーポレートガバナンス基本方針」およびグループの「内部統制基本方針」に基づいた健全で透明性の高いコーポレートガバナンス態勢を構築しています。

1. 取締役会・監査役会

当社の取締役会は、2015年7月1日現在、社外取締役1名を含む6名の取締役(任期1年)で構成されています。監査役会は、社外監査役2名を含む4名の監査役で構成されています。社外取締役および社外監査役と当社との間には、特別な利害関係はありません。

2. 指名委員会・報酬委員会

当社の親会社である東京海上ホールディングスは、指名委員会および報酬委員会を設置しています。両委員会は、それぞれ3名の社外委員を含む4名の委員で構成し、委員長は社外委員から選出しています。

両委員会は、当社役員(取締役・監査役・執行役員)の選任、解任および選任要件ならびに当社役員の報酬体系、報酬水準および業績評価等(ただし報酬水準および業績評価については社外取締役および監査役を除く)についても審議を行い、東京海上ホールディングス取締役会に答申します。

3. コンプライアンス態勢・品質向上とお客さま本位実現のための取り組み

当社は「業務品質向上委員会」を設置し、コンプライアンスに関する諸課題、お客さまの声をもとに把握した諸課題について審議するとともに、改善策を実行し、業務品質の向上に努めています。

2014年度に判明した自動車保険適用等級誤りをきっかけに、2015年5月には、真にお客さま本位を実現させるため、過半数の社外委員を含む「顧客保護委員会」を設置しました。お客さまに大きな影響を及ぼす(可能性のある)業務運営について、「お客さま本位」の視点で確認・検証し、業務の改善に努めていきます。

4. リスク管理態勢

当社は、当社の保有するリスクに対して定量・定性の両面から、総合的な管理を行っています。また、リスク管理委員会を設置し、当社におけるリスク管理の実施方針について議論するとともに、リスク管理に係る重要事項について、取締役会において審議・決定し、リスク管理の強化を図っています。

5. 社外・社内の監査態勢

(1) 社外の監査・検査

当社は、社外の監査・検査として、「会社法および金融商品取引法に基づく監査法人による外部監査」および「保険業法に基づく金融庁による検査」等を受けています。

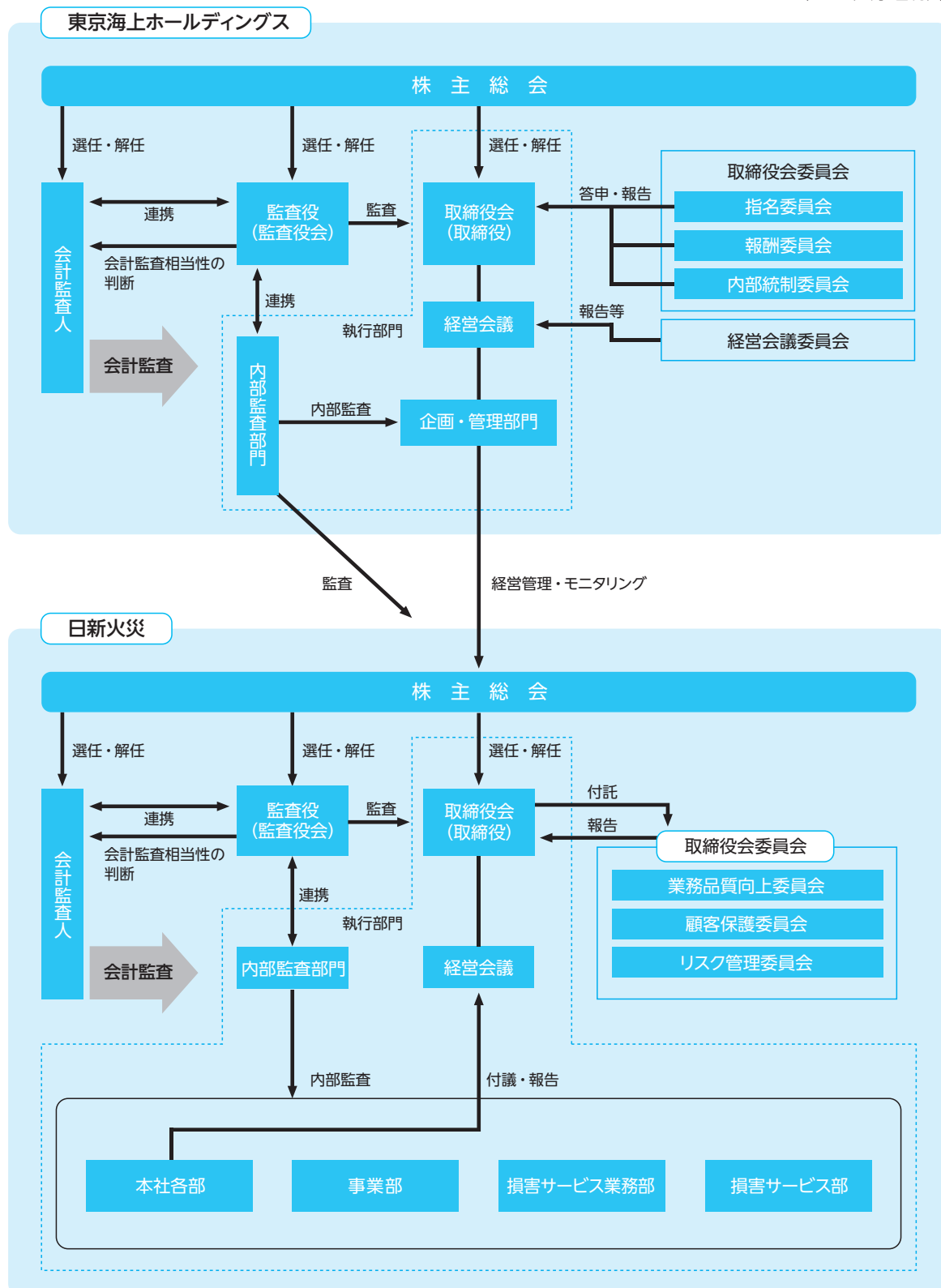
当社の会計監査人はPwCあらた監査法人です。

(2) 社内の内部監査態勢

当社では、内部監査を「経営目標の効果的な達成を図るために、すべての業務を対象とした内部管理態勢(法令等遵守態勢およびリスク管理態勢を含む)等の適切性、有効性を検証するプロセスであり、内部事務処理等の問題点の発見、指摘にとどまらず、内部管理態勢等の評価および問題点の改善方法の提言等を実施するものとする」と定義して、当社のすべての業務および組織等を対象に内部監査を実施しています。また、内部監査結果については、取締役会等に報告しています。

東京海上ホールディングス・日新火災のコーポレートガバナンス体制の概要

(2015年7月1日現在)



CSR(企業の社会的責任)の考え方

当社の事業活動は、多くのステークホルダーの皆さまからのご支持があつてこそ成り立つものです。当社では、CSR(企業の社会的責任)は「経営理念の実践」そのものであるととらえ、「東京海上グループCSR憲章」に基づきCSR活動を徹底的に実践していくことで、ステークホルダーの皆さまに提供する価値を高めていきたいと考えています。

東京海上グループ CSR憲章

東京海上グループでは、CSRを実践するための行動指針として、「東京海上グループCSR憲章」を定めています。

東京海上グループ CSR 憲章

東京海上グループは、以下の行動原則に基づいて経営理念を実践し、社会とともに持続的成長を遂げることにより、「企業の社会的責任(CSR)」を果たします。

■ 商品・サービス

- ・ 広く社会の安心と安全のニーズに応える商品・サービスを提供します。

■ 人間尊重

- ・ すべての人々の人権を尊重し、人権啓発に積極的に取り組みます。
- ・ 安全と健康に配慮した活力ある労働環境を確保し、人材育成をはかります。
- ・ プライバシーを尊重し、個人情報管理を徹底します。

■ 地球環境保護

- ・ 地球環境保護がすべての企業にとって重要な責務であるとの認識に立ち、地球環境との調和、環境の改善に配慮して行動します。

■ 地域・社会への貢献

- ・ 地域・社会の一員として、異なる国や地域の文化や習慣の多様性を尊重し、時代の要請にこたえる社会貢献活動を積極的に推進します。

■ コンプライアンス

- ・ 常に高い倫理観を保ち、事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンスを徹底します。

■ コミュニケーション

- ・ すべてのステークホルダーに対して、適時適切な情報開示を行うとともに対話を促進し、健全な企業運営に活かします。

外部イニシアティブへの参加

国連グローバル・コンパクト(UNGC)が提唱する行動10原則は、グループ経営理念と共通することから、当社の持ち株会社である東京海上ホールディングスは2005年から国連グローバル・コンパクトに参加しています。また、国連環境計画金融イニシアティブ「持続可能な保険原則(PSI)」への署名(東京海上日動)や、UNGC、UNEP FIが主導する「責任投資原則(PRI)」への署名(東京海上日動ほか2社)を行っています。



Network Japan
WE SUPPORT



PSI
Principles for Sustainable Insurance

Signatory of:



当社のCSRの主な取り組み

当社では、東京海上グループCSR憲章をふまえCSR活動に取り組んでいます。主な取り組みは次のとおりです。

1. 地域・社会貢献の取り組み

■社員参加型の社会貢献活動の推進

社員参加型の社会貢献活動として、清掃活動等の地域・社会との調和を図る取り組みを実施しています。当社は、今後も社員へ社会貢献に対する意識啓発を行うとともに、積極的な社会貢献活動を続けていきます。



東京本社ビルにおける清掃活動

■交通遺児等を支援するチャリティー募金イベントの実施

当社は、2008年度より毎年、チャリティー募金イベントを実施しています。

このイベントは、一般の方や社員からの寄付金を募り、寄付にご協力いただいた方にお礼として、当社の社員から集めた中古の本やCD等の中から好きなものを選んでいただくものです。

2014年度も多くの方に立ち寄っていただき、221,778円の寄付金が集まりました。ご協力いただいた寄付金は、「特定非営利活動法人 交通遺児等を支援する会」へ全額寄付し、交通事故で親を亡くした子どもたち(交通遺児)の支援に活用されています。



■AED講習会の実施

社会公共性の高い損害保険会社として、当社の役職員が事故や災害の場所に居合わせた際、人命救助に有効とされているAEDを速やかに使用できるようにするために、役職員に対するAED講習会を実施しています。



■企業献血の実施

全国の各拠点にて、企業献血を実施しています。

■認知症サポーター養成講座の実施

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに貢献するため、認知症の人とその家族を支援する「認知症サポーター」の講座を役職員に対して実施しています。



認知症の方に対する接し方をロールプレイング

CSR(企業の社会的責任)の考え方

■使用済み切手等の収集・寄贈

全国の各拠点にて収集した使用済み切手・使用済みカード類・未使用切手を「公益社団法人 日本キリスト教海外医療協力会」をはじめ3団体に寄贈しています。

使用済み切手は、海外の保健医療事情に恵まれない地域に医師や看護師・保健師等の医療従事者を派遣するための費用や、現地の医療従事者に対する学資援助の資金として役立てられます。使用済みカード類は、発展途上国の農村の生活改善や人材育成をはじめとした活動資金として、また、未使用切手は、骨髄バンクのドナー登録の募集等のために利用されています。

■「公益財団法人 スペシャルオリンピックス日本」

ミサンガの作成・寄贈

当社は、全国の各拠点にてミサンガを作成し、「公益財団法人 スペシャルオリンピックス日本」に寄贈しています。ミサンガは、スペシャルオリンピックスに参加するアスリートの活躍を支え、応援するための募金「エール募金」の募金者とスペシャルオリンピックス日本のアスリートの両方に「エールの証(あかし)」として渡されます。

2. 環境負荷削減の取り組み

■環境マネジメントシステムの導入

環境マネジメントシステムを導入して、環境負荷データ(電気、紙使用量やガソリン使用量等)を把握し、PDCAによる目標管理(モニタリング)を行っています。

■環境負荷削減に寄与する商品・サービス

紙の約款に代えてWeb上で保険約款を参照いただく「インターネット約款」、紙証券の発行に代えて、Web上で契約(変更)内容をご確認いただく「インターネットによる契約確認サービス(My日新)」等による紙資源の節約に取り組んでいます。

2014年度は、収益の一部である1,329,535円(「アサンテ*」に係る寄贈額79,750円、インターネット約款に係る寄贈額1,249,785円)をケニア共和国の環境保護活動家、故ワンガリ=マータイ氏が始めたグリーンベルト運動(植林活動)に活用していただくため、毎日新聞社に寄託しました。

※新総合自動車保険「ユーサイド」に「リサイクル部品使用特約」および「指定修理工場入庫条件付車両保険特約」をセットした商品です。

損害保険業界としての社会貢献活動

当社では、当社独自の社会貢献活動のほか、一般社団法人 日本損害保険協会(以下「損保協会」)の一員として、事故・災害および犯罪の防止・軽減に向けて、さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。

主な取り組みは以下のとおりです。

1. 交通安全対策

(1) 交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険事業から生じた運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

- ・自動車事故防止対策：飲酒運転根絶事業支援、病気を原因とする交通事故防止策の検討等
- ・自動車事故被害者支援：高次脳機能障害者支援、脊髄損傷者支援、交通遺児支援等
- ・救急医療体制の整備：高規格救急自動車の寄贈、救急外傷診療研修補助等
- ・自動車事故の医療に関する研究支援
- ・適正な医療費支払のための医療研修等



(2) 交通安全啓発活動

① 交差点事故防止活動

交差点における事故低減を目的として、47都道府県の人身事故(発生)件数ワースト5の交差点の特徴や注意点等をまとめた「全国交通事故多発交差点マップ」を損保協会ホームページで公開し、ドライバーや歩行者、自転車利用者等、交差点を通行するすべての方への啓発を行っています。



② 自転車事故防止活動

自転車事故の実態やルール・マナーの解説とともに、自転車事故による高額賠償事例や自転車事故に備える保険等を紹介した冊子と事故防止の啓発チラシを作成し、講演会やイベントを通じて自転車事故防止を呼びかけています。



③ シニアドライバーの事故防止活動

シニアドライバーによる交通事故の増加という状況を踏まえ、自動車保険データの分析結果を踏まえて啓発チラシを作成し、シニアドライバーに安全運転を呼びかけています。



④ 飲酒運転防止活動

企業や自治体における飲酒運転防止の教育・研修で使用する手引きとして「飲酒運転防止マニュアル」を作成するとともに、イベント等において本マニュアルを活用し、飲酒運転による事故のない社会の実現に向けて啓発活動を行っています。



CSR(企業の社会的責任)の考え方

2. 防災・自然災害対策

(1) 地域の安全意識の啓発

① 実践的安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及

子どもたちが楽しみながら、まちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全に関する施設・設備を発見してマップにまとめる「ぼうさい探検隊」の取り組みを通じて、安全教育の促進を図っています。



② 幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及

子どもたちが実際に身体を動かし、声を出して遊びながら、安全・安心のための「最初の第一歩」を学ぶことができるカードゲーム「ぼうさいダック」を作成し、幼稚園・保育所等での実施を通じて、防災意識の普及に取り組んでいます。



(2) 地域の防災力・消防力強化への取り組み

① 軽消防自動車の寄贈

地域の消防力の強化に貢献するため、小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国の自治体や離島に寄贈しています。



② 防火標語の募集と防火ポスターの制作

家庭や職場・地域における防火意識の高揚を図り、社会の安全・安心に貢献するため、総務省消防庁と共催で防火標語の募集を行っています。入選作品は「全国统一防火標語」として、防火ポスター（総務省消防庁後援・約44万枚作成）に使用され、全国の消防署をはじめとする公共機関等に掲示されるほか、全国各地の防火意識の啓発・PR等に使用されます。



③ ハザードマップを活用した自然災害リスクの啓発

自治体等が作成しているハザードマップを活用いただき、日頃からの備えや対策を多くの方に促すことを目的として、eラーニングコンテンツ「動画で学ぼう! ハザードマップ」を損保協会ホームページ上に公開し、啓発活動を進めています。



3. 犯罪防止対策

(1) 盗難防止の日(10月7日)の取り組み

2003年から10月7日を「盗難防止の日」と定め、毎年、全国の街頭で損保社員、警察関係者等が盗難防止啓発チラシとノベルティを配布し、盗難防止対策の必要性を訴えています。



(2) 自動車盗難の防止

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に2001年の発足当初から民間側事務局として参画し、盗難防止対策に取り組んでいます。また、解体された盗難車部品が不正に国外に持ち出されることを防止するため、輸出時チェックの制度化や盗難されたカーナビの転売・流通の防止について、関係省庁・団体に働きかけを行っています。

(3) 啓発活動

地域で子どもが犯罪や交通事故等の不慮の事故に巻き込まれないよう、大人と子どもが一緒に対策を考える手引きを作成し、防犯意識の高揚に取り組んでいます。



4. 環境問題への取り組み

(1) 自動車リサイクル部品活用の推進

限りある資源を有効利用し、産業廃棄物を削減するとともに、地球温暖化の原因となっているCO₂の排出量を抑制することを目的として、自動車の修理時におけるリサイクル部品の活用推進に取り組んでいます。



(2) エコ安全ドライブの推進

環境にやさしいだけでなく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の取り組みを推進するため、チラシやビデオを作成し、その普及に取り組んでいます。



(3) 環境問題に関する目標の設定

地球温暖化対策として、CO₂排出量の削減と、循環型社会の形成に向けた廃棄物排出量の削減について、業界として統一目標を設定し、その実現に向けて取り組んでいます。

5. 保険金不正請求防止に向けた取り組み

(1) 保険金不正請求ホットラインの運営

2013年1月から「保険金不正請求ホットライン」を開設して、損害保険の保険金不正請求に関する情報を収集し、損害保険各社における対策に役立てています。



(2) 保険金詐欺防止ポスターの作成・掲出

保険金詐欺防止ポスターを作成し、会員会社や損害保険代理店等に掲出し、保険金詐欺が重罪(*)であることを周知するとともに、保険金詐欺をたくらむ人物への牽制を図っています。



※「刑法第246条第1項 人を欺いて財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。
第2項 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。」

コンプライアンスの徹底

当社はお客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指すことを経営理念に掲げ、コンプライアンスの徹底を経営の基本に位置づけています。

コンプライアンス宣言

当社は、お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指すことを経営理念としており、コンプライアンスの徹底は当社の経営理念の実践そのものです。

当社では、経営理念の実現に向け行動する際の重要な事項を「日新火災行動規範」として定めています。私たち全役職員はこの行動規範に則り、事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンスの徹底を最優先することをここに宣言いたします。

日新火災海上保険株式会社
取締役社長 村島 雅人

さらに、当社は、損害保険会社として社会・公共的使命の遂行と人間尊重を信条とし、社会から信頼され続けるために、日新火災行動規範を定めています。すべての役職員は日新火災行動規範を誠実に遵守し実践します。

日新火災行動規範<骨子>

1. 人間尊重の原則

日新火災は人間尊重を行動の基本精神とし、事業に関わる全てのみなさまの権利を尊重し、お客さま本位を実践するために誠意を持って行動します。

2. 法令等遵守

日新火災は企業行動の基本である法令・ルールについてその制定された目的を十分に理解し、それを誠実に遵守していきます。

3. 適切な事業活動

日新火災は損害保険会社としての社会的・公共的使命を果たすため、高い企業倫理と透明性を維持し、公正かつ自由な競争の促進と内部統制の強化に努めます。

4. 積極的な社会参画

日新火災は、損害保険事業の社会的存在意義を更に高めるため、社会貢献活動や環境問題の取り組みなど、社会に対して有益な働きかけを積極的に行います。

また、東京海上グループとして東京海上グループ各社の全役職員が遵守すべきコンプライアンス行動規範を定めています。

東京海上グループ コンプライアンス行動規範<骨子>

●法令等の徹底

法令や社内ルールを遵守するとともに、公正で自由な競争を行い、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を行います。

●社会との関係

社会、政治との適正な関係を維持します。

●適切かつ透明性の高い経営

業務の適切な運営をはかるとともに、透明性の高い経営に努めます。

●人権・環境の尊重

お客様、役職員をはじめ、あらゆる人の基本的な人権を尊重します。また、地球環境に配慮して行動します。

コンプライアンス態勢

当社では、お客さま本位の安心と補償をお届けし、お客さまの信頼を得られるように日常業務のすべてをコンプライアンスの取り組みとしています。

役職員一人ひとりが常にコンプライアンスを念頭にいただいた業務を遂行することに取り組んでいます。

当社の業務品質維持向上を目的とする取締役会委員会

として社外委員を含む「業務品質向上委員会」を設置しています。同委員会は、お客さまの声に基づく業務改善とコンプライアンスの徹底を一体として議論・検討することにより、お客さまに安心、満足していただける業務品質を実現するため、2014年度より「お客さまの声をかたちに。委員会」と「コンプライアンス委員会」を統合したものです。

さらに、真にお客さま本位を実現するための取り組みとして、過半数の社外委員を含む「顧客保護委員会」を設置しています。

お客さまに大きな影響を及ぼす(可能性のある)業務運営について社外委員の視点で確認・検証し、業務の改善に努めています。

また各部では、部長をコンプライアンス責任者とし、マネージャーは部長を補佐するコンプライアンス担当者の役割を担い、本社には全部門のコンプライアンスを推進するコンプライアンスリーダーを配置しています。さらに各地区にはコンプライアンススタッフを配置し、管轄する部門のコン

プライアンスの徹底を図っています。

なお、コンプライアンス上の問題を発見した場合には、速やかに業務品質部等に報告や相談をすることを義務づけています。何らかの理由で、通常の報告や相談をすることが適当でない場合には「コンプライアンス相談窓口(業務品質部長直通の専用電話)」、「コンプラ110番(社内イントラネットによる業務品質部長へのEメール)」、監査役ホットライン、または社外ホットライン「東京海上グループや弁護士事務所(直通電話およびEメール)」等を利用して匿名でも報告や相談をすることができます。

業務品質向上委員会

コンプライアンスの徹底にあたって、社外からの視点で幅広く意見を得るため、社外の有識者が委員として加わる業務品質向上委員会を設置しています。本委員会は取締役会直属の機関として、会社施策の点検や監視を行うとともに、直接経営に提言しています。各委員より専門領域をふまえた有益な意見や提言を得ています。

顧客保護委員会

真にお客さま本位を実現させるため、過半数の社外委員を含む「顧客保護委員会」を設置しています。

本委員会は、「お客さまの声」に加え、内部監査等で把握されたお客さまに大きな影響を及ぼす(可能性のある)業務運営について、「お客さま本位」の視点で確認・検証し、業務の改善に努めています。

コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスの徹底にあたり、毎年度、取締役会において会社全体のコンプライアンス取組方針および同取組方針に対応する主要施策を策定しています。その施策に従って各部支店はコンプライアンスの徹底に取り組んでいます。これらのコンプライアンスの取組状況は、取締役会に定期的に報告しています。

コンプライアンス・マニュアル

「コンプライアンス・マニュアル」を作成して、全役職員がいつでも参照できるようにしています。「コンプライアンス・マニュアル」には①コンプライアンスの考え方、当社の経営理念、コンプライアンス宣言、行動規範②コンプライアンス態勢③問題を発見した場合の対応④遵守すべきルールとその解説を記載しています。その他にコンプライアンスの重要事項を携帯用カードに掲載し全役職員に配付することにより徹底を図っています。

コンプライアンス研修

コンプライアンスの徹底と推進を目的として、全役職員を対象に「コンプライアンス研修」を実施しています。階層別や職場別の集合研修や社内イントラネットを利用した研修を継続的に実施しています。研修内容には「コンプライアンスの考え方」等の基本的な項目から「実務に即したケーススタディ」までを盛り込んだ実効性のある研修の実施に努めています。

モニタリング

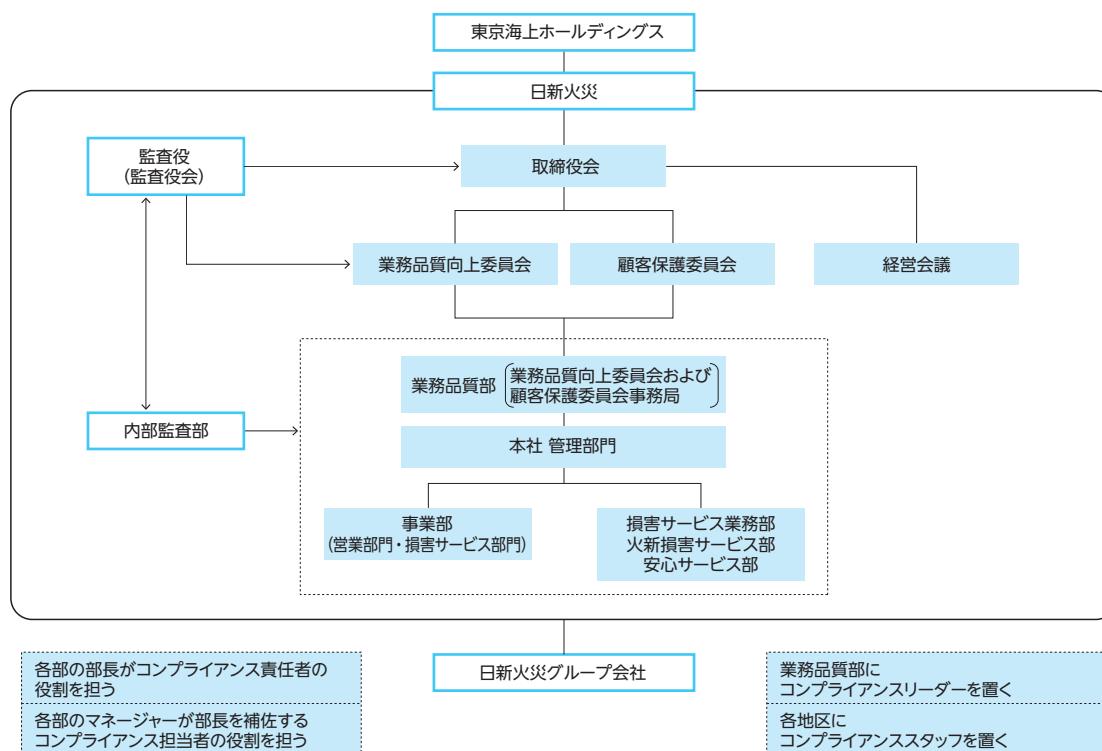
業務が適切に遂行されているかについて、各部による自己点検や、「コンプライアンスリーダー」、「コンプライアンススタッフ」による「モニタリング」を組み合わせ、コンプライアンスの取り組みやルールの遵守状況を継続的に点検しています。

ホットライン制度

コンプライアンスに関連する問題が発生した場合や発生しそうな場合等に、報告や相談ができる各種の「ホットライン制度」を設けています。また、社外のホットライン制度も複数設置して、報告者や相談者が利用しやすい手段を選択できるように配慮しています。なお、当社の「ホットライン制度」は公益通報者保護法に対応しており、報告者の個人情報には厳重に管理され、報告者が不利益な取り扱いを受けることはありません。

コンプライアンスの徹底

2015年度コンプライアンス体制



反社会的勢力等への対応

当社は、「東京海上グループ 反社会的勢力等への対応に関する基本方針」に則り、反社会的勢力等に対する態勢整備と毅然とした対応に努めています。

東京海上グループ 反社会的勢力等への対応に関する基本方針(概要)

1. 基本的な考え方

東京海上グループは、良き企業市民として公正な経営を貫き広く社会の発展に貢献するため、反社会的勢力等との関係の遮断および不当要求等に対する拒絶を経営理念の実践における基本的事項として位置づけ、反社会的勢力等に対して、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応することに努めます。

2. 反社会的勢力等からの被害を防止するための基本原則

反社会的勢力等に対し、以下の(1)から(5)に基づき対応します。

(1) 組織としての対応

反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、担当者や担当部署だけに任せず、会社組織全体として対応します。また、反社会的勢力等からの不当要求等に対応する役職員の安全を確保します。

(2) 外部専門機関との連携

反社会的勢力等からの不当要求等に備えて、平素より、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携関係の構築に努め、不当要求等が行われた場合には必要に応じ連携して対応します。

(3) 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力等とは、業務上の取引関係(提携先を通じた取引を含む。)を含めて、一切の関係を持つことのないよう努めます。また、反社会的勢力等からの不当要求等は拒絶します。

(4) 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

(5) 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力等からの不当要求等が、東京海上グループの各社の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための裏取引は絶対に行いません。また、反社会的勢力等への資金提供は、リベート、利益上乗せ、人の派遣等、いかなる形態であっても絶対に行いません。

3. 態勢整備

反社会的勢力等との関係を遮断するために、以下の態勢を整備します。

(1) 対応統轄部署の設置

(2) 問題が発生した場合の報告・相談ルールや体制の制定

(3) 研修の実施 等

コンプライアンスの徹底

利益相反取引等の管理

当社は、「東京海上グループ 利益相反取引等の管理に関する方針」に則り、お客さまの利益が不当に害されることのないように、利益相反取引等の管理に努めています。

東京海上グループ 利益相反取引等の管理に関する方針(概要)

1. 利益相反取引等

「利益相反取引等」とは、東京海上グループが行う取引等のうち、以下に掲げるものをいいます。

- (1) お客様の利益と東京海上グループの利益とが相反するおそれのある取引
- (2) お客様の利益が東京海上グループの他のお客様の不利益となるおそれのある取引
- (3) 東京海上グループが保有するお客様に関する情報をお客様の同意を得ないで利用する取引(個人情報保護法または東京海上グループ会社に適用されるその他の法令等の規定に基づく、あらかじめ特定された利用目的に係る取引を除きます。)
- (4) 上記(1)から(3)までに掲げるもののほか、東京海上グループのお客様の保護や東京海上グループの信用維持の観点から特に管理を必要とする取引その他の行為

2. 利益相反取引等の管理体制

持株会社である東京海上ホールディングスによる一元的な東京海上グループの利益相反取引等の管理のもと、当社においても、利益相反取引等の管理を統轄する部署を設置するなどの体制整備を行い、利益相反取引等を適切に管理してまいります。

3. 利益相反取引等の管理の方法

東京海上グループは、利益相反取引等の管理を、以下の方法により実施してまいります。

- (1) 東京海上グループ各社は、利益相反取引等のおそれがある取引等を行おうとする場合には、東京海上ホールディングスと事前協議を行うこととします。
- (2) 東京海上ホールディングスでは、事前協議を受けた取引等について、お客様の利益を不当に害するまたは害する可能性があると判断した場合には、以下の方法による措置を講じます。
 - ① 当該取引を行う部門と当該取引に係るお客様とその他の取引を行う部門を分離する方法
 - ② 当該取引または当該取引に係るお客様とその他の取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 当該取引に伴い、当該取引に係るお客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該取引に係るお客様に適切に開示する方法
 - ④ 当該取引等に伴い、東京海上ホールディングスおよび東京海上グループ会社が保有するお客様に関する情報を利用することについて、当該お客様の同意を得る方法
 - ⑤ 当該取引等または当該取引に係るお客様とその他の取引を中止する方法
 - ⑥ その他、東京海上ホールディングスが必要かつ適切と認める方法

4. 利益相反取引等の管理体制の検証

東京海上グループの利益相反取引等の管理体制の適切性および有効性については、東京海上ホールディングスが定期的に検証してまいります。

情報開示、情報提供活動

情報開示

当社は、お客さまをはじめとするあらゆるステークホルダーの皆さまから適正にご評価いただくために、当社に関する重要な情報(財務的・社会的・環境的側面の情報を含む)の公正かつ適時・適切な開示に努めます。

✦ ディスクロージャー誌

当社の事業活動についてご理解いただくために、毎年「日新火災の現状」を作成しています。当社の概要、業績の概況をはじめ、経営方針、当社の取り組み、決算・財務情報についてわかりやすく説明しています。

また、当社の持株会社である東京海上ホールディングスではステークホルダーの皆さま向けにトップメッセージ、経営戦略、財務の状況等をわかりやすくご説明するため「統合レポート(東京海上ホールディングス ディスクロージャー誌)」を作成しています。

✦ ホームページ

■ 日新火災ホームページ

<http://www.nisshinfire.co.jp/>

商品・サービス、各種手続きのご案内等の情報を掲載しています。各コンテンツとも、お客さまにとってのわかりやすさを追求しています。また、当社で発表しているニュースリリースについてもご覧いただけます。

■ 契約者さま専用ページ「My日新」

「My日新」は、個人のお客さまを対象にした原則24時間365日ご利用いただけるインターネットサービスです。契約内容をご確認いただけるなど便利な機能を提供しています。

✦ 東京海上グループ

CSRブックレット・サステナビリティレポート

東京海上グループでは、CSR(企業の社会的責任)3つの主要テーマ(安心・安全をお届けする、地球を守る、人を支える)の取り組みをわかりやすくご紹介するため、「東京海上グループCSRブックレット」を作成しています。2015年度は冊子版、PDF版に加えて、タブレット等で動画や音声をお楽しみいただけるリッチコンテンツ版も発行しました。また、株主・投資家等向けの、より詳しい情報・データは「東京海上グループサステナビリティレポート(Web版、PDF版)」で報告しています。



情報提供活動

✦ 地震保険の普及・啓発

日本は世界の0.25%の国土面積であるにもかかわらず、世界の約2割の地震が発生する(出典：内閣府「防災白書」)「地震大国」と言えます。

地震への備えとして、2013年度に火災保険を契約された方のうち、約6割の方が地震保険に加入されています。

地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害を補償します。法律に基づき国と損害保険会社が共同で運営する保険であり、被災者の方の「生活の立ち上がり資金」を確保し、生活の安定に寄与するという、大変重要な役割を担っています。地震保険の理解促進および加入促進は損害保険業界の社会的使命となっています。

損害保険業界では、テレビ・新聞・ラジオ・インターネット・ポスター等を通じて、地震保険の理解促進および加入促進を図っています。



勧誘方針

当社では、お客さまに対する商品の販売・勧誘活動を適正に行うため、「金融商品の販売等に関する法律」を遵守するとともに、同法に基づき以下の勧誘方針を定め、全国の店舗で公表しています。

また、当社代理店にも同法の遵守および勧誘方針の策定、公表を指導しています。

〔当社の勧誘方針〕

1. 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な保険販売に努めます。
2. 保険商品の販売に際しましては、お客さまに重要事項を正しくご理解いただけるよう努めます。また、販売形態に応じて適切な説明に努めます。
3. お客さまの保険商品に関する知識、経験、財産の状況および契約を締結する目的等を総合的に勘案し、お客さまのご意向と実情に適合した保険商品の説明と提供に努めます。
4. 保険金の不正取得を防止する観点から、適切な保険販売を行うよう努めます。
5. 保険商品の販売・勧誘にあたっては、深夜や早朝等お客さまにご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法での勧誘はいたしません。
6. 保険事故が発生した場合には、保険金のお支払いについて迅速かつ的確に処理するように努めます。
7. お客さまの様々なご意見・ご要望等の収集に努め、商品開発や保険販売にいかしてまいります。
8. 保険商品の適切な販売を確保するために、社内体制の整備と販売にあたる者の研修に取り組みます。
9. お客さまに関する情報については、業務上必要な目的の範囲内で使用し、漏洩防止等の管理を厳格に行います。
10. お客さまのご質問、苦情等につきましては、お客さま相談室にて速やかに対応させていただきます。

リスク管理

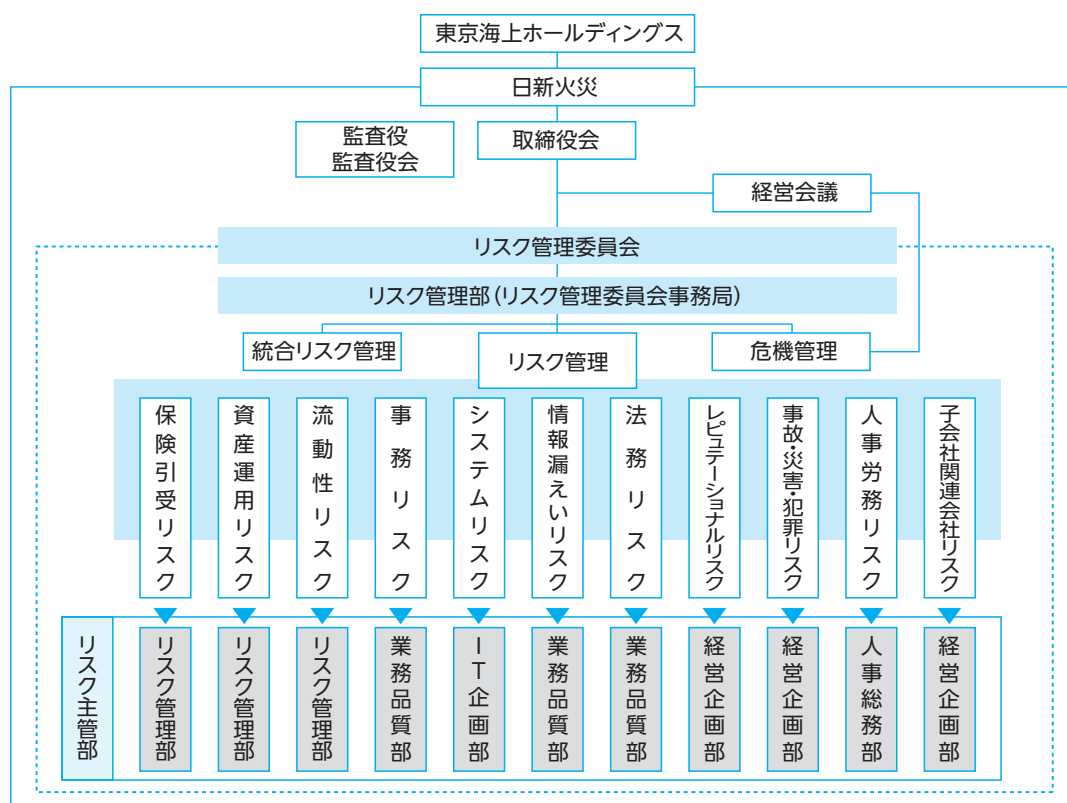
リスク管理態勢

リスクベース経営（ERM）態勢の強化

当社におけるリスクは、経営環境の変化などを受けて、一層多様化・複雑化してきています。そのような中で、あらゆるステークホルダーの視点に立ったリスク管理を実施することは経営の重要な課題と認識しています。

東京海上グループでは、リスク低減・回避等を目的とした狭義の「リスク管理」ととどまらず、リスクを定性・定量の両面から網羅的に把握し、このリスク情報を有効に活用して、会社全体の「リスク」「資本」「リターン」を適切にコントロールするリスクベース経営（ERM：Enterprise Risk Management）態勢の強化に取り組んでいます。

当社でも、リスクベース経営（ERM）態勢の強化を通じた総合的なリスク管理を行うことで、健全性を確保しつつ、再保険の活用等により限られた資本を有効に活用して収益性（資本効率）の向上を図っています。



リスク管理基本方針およびリスク管理委員会

当社では財務の健全性と業務の適切性を確保することを目的に「リスク管理基本方針」を定め、当社のリスク管理に関する基本的事項を明確化するとともに、当社のリスク管理全般を推進するために取締役会委員会として「リスク管理委員会」を設置しています。

「リスク管理基本方針」に基づき、当社の業務遂行に伴い発生するリスクの洗い出しおよび特定、リスクの評価、リスクの制御、コンティンジェンシー・プランの策定、リスクのモニタリングを実施する一連のプロセスを通じてリスク管理を実施しています。リスクの洗い出しおよび特定は、エマージ

ングリスク等*も含めて実施しています。

また、当社の財務の健全性、業務継続性等にきわめて大きな影響を及ぼすリスクを重要なリスクとして特定・評価の上、そのリスクの管理を実施しています。これらをリスク管理委員会で審議するとともに、取締役会等に報告を行っています。

※エマージングリスク等

環境変化等により、新たに現れてくるリスクであって従来リスクとして認識していないリスクおよびリスクの程度が著しく高まったリスク

リスク管理

✦ 統合リスク管理

格付の維持と倒産防止の観点ならびに当社およびその子会社・関連会社全体での資本の有効活用を図る観点から、「統合リスク管理方針」に基づき、資本・リスクを一元的に管理する統合リスク管理を行っています。なお、統合リスク管理は当社を含む東京海上グループ全体で運営しており、この枠組みの中で当社の統合リスク管理態勢を整備しています。

当社およびその子会社・関連会社が保有するすべてのリスクについて、所定のリスク保有期間および信頼水準に基づき、発生する可能性がある潜在的な損失額を定量化しています。定量化の手法としてはバリュアットリスク (VaR) というリスク指標を採用しています。定量化されたリスクをもとに各事業分野に資本を配分するとともに、その範囲内で適切な事業運営を行っています。リスクが顕在化した場合においても資本の範囲内で損失を吸収できるよう、適切にリスクをコントロールしています。

また、大規模な自然災害や金融市場の混乱等、将来の不利益が生じるストレスシナリオを想定し、その影響を評価、分析するストレステストを実施しています。なお、ストレスシナリオは定期的に見直しを行っています。

ストレステストの結果は、資本の十分性の検証やリスクのコントロール等の各種経営判断に活用しています。

✦ 危機管理

当社では、お客さま・代理店との関係に重大な影響が生じる、もしくは当社業務に著しい支障が生じるような緊急事態が発生した場合において当社が被る経済的損失を極小化し、迅速に通常業務に復旧するための行動・措置に関する基本方針として、「危機管理方針」を定めています。

緊急事態が発生した場合は、この「危機管理方針」に基づき必要に応じて社長を本部長とする対策本部を設置し、緊急事態下で必要な情報収集と具体的な対応策の企画・立案・指示・実施を行います。

✦ 個別リスク管理

当社の業務遂行に係る主要なリスクを特定し、各リスクについて個別に「リスク管理方針」を定めています。また、リスクごとに主管する部署 (リスク主管部) を定めてリスク管理に取り組んでいます。

リスクの中でも保険引受リスクと資産運用リスクについては、収益の源泉としてコントロールするリスク (コアリスク) であると認識し、リスクとリターンのバランスを勘案したリスクコントロールを行っています。また、事務リスク、システムリスク等事業活動に付随して発生するリスク (付随リスク) への管理としては、そのリスクの所在を明らかにし、リスクの発現防止、軽減等を行っています。

上記により、当社全体として適切なリスク管理を実践し、経営の安定化を図っています。

1. 収益の源泉としてコントロールするリスク (コアリスク)

■ 保険引受リスク

保険引受リスクは、①商品開発リスク (商品の開発または改定を行うにあたり、適切な保険約款、保険料の設定がなされないこと等により損失を被るリスク)、②元受保険引受リスク (契約の引き受けにあたり、引受方針等が適切に設定されないことや引受規程を逸脱した引き受けがなされること等により損失を被るリスク)、③再保険等リスク (保有するリスクに応じた適切な出再対応等がなされないこと等により損失を被るリスク)、④受再保険引受リスク (受再保険の引き受けにあたり、受再保険引受方針等が適切に設定されないことや引受規程を逸脱した引き受けがなされること等により損失を被るリスク) の4つからなります。

当社では、商品部門が商品の開発や改定、引受条件の設定を行うにあたり、関係部門による協議体制を構築し、複数部門による検証・検討を行うとともに、商品の開発・改定後の販売環境や収支の状況等をふまえ、必要に応じて保険料率水準を見直すなど、適切な対応策を実施しています。また、再保険等の手配により、引き受けたリスクの平準化や分散を図っています。再保険についての詳細はP.55をご参照ください。

商品部門から独立したリスク管理部門は、これらリスク管理の実施状況をモニタリングし、リスク管理委員会等に報告するとともに、リスク管理手法の検証や見直しを適時に行っています。

■ 資産運用リスク

当社では、資産運用リスクを「市場リスク」「信用リスク」「不動産投資リスク」に分類した上で、運用部門は当該年度の資産運用計画をふまえ、それぞれのリスク特性に応じた手法によりリスク管理を実施しています。また、資産運用部門

から独立したリスク管理部門では、その実施状況をモニタリングし、リスク管理委員会等に報告するとともに、リスク管理手法の検証や見直しを適時に行っています。

<<市場リスク>>

市場リスクとは、金利・為替・株価等の変動によって損失を被るリスクです。当社では、適切な分散投資と保有限度額の設定により損失発生の可能性を制御するとともに、リスク・リターン之最適化を目指しつつ、より望ましい運用資産ポートフォリオの構築に取り組んでいます。また、積立型保険等の長期の保険負債およびその対応資産については、負債と資産が金利の変動によって受ける影響の総合管理を行っています。

<<信用リスク>>

信用リスクとは、与信先の倒産等に伴い貸付金・債権等の元利金の回収が困難になるリスクです。当社では、相手方の信用度を判定する「社内格付制度」の充実を図って信用力判定に活用するとともに、特定業種や特定企業グループに与信が集中することを回避するために、与信枠を設けて厳格に運営しています。

<<不動産投資リスク>>

不動産投資リスクとは、賃貸料の変動等による不動産収益の減少、または市況の変動等による不動産価格減少のリスクです。当社では不動産の投資利回りや含み損益の状況等を的確に管理し、リスクの軽減、投資効率の向上に努めています。

2. 事業活動に付随して発生するリスク(付随リスク)

■流動性リスク

流動性リスクとは、巨大災害に伴う多額の保険金支払いや市場の混乱等により資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされること等により損失を被るリスクです。当社では、保険金支払いに十分な流動性資産と多様な資金調達手段の確保に努めています。

■事務リスク

事務リスクとは、社員・代理店等の不適正な事務処理や事故等により損失を被るリスクです。当社では、事務処理の厳正化に向けて、各種規程の整備や事務処理部門における実務研修、チェック・サポート体制等を強化しています。また、内部監査を全社において実施するなど、リスクの防止・縮減に向けた取り組みを推進しています。

■システムリスク

システムリスクとは、システム開発のミスや遅延、システム運用の誤り、システムトラブル等により損失を被るリスクです。当社では、システムリスクを「IT投資リスク」「IT開発リスク」「ITインフラリスク」等に分類し、IT投資・開発に係る検討体制の強化、テスト・モニタリングの強化、社外とのネットワーク接続面を含めたさまざまなセキュリティ対策の強化等、リスク特性に応じた手法によるリスク管理を実施しています。さらに地震等の有事・災害対策としてバックアップセンターを設置し、メインセンターが被災した場合の迅速なシステム復旧体制を構築しています。

■その他のリスク

当社では、前記のリスク以外に「情報漏えいリスク」「法務リスク」「レピュテーションリスク」「事故・災害・犯罪リスク」「人事労務リスク」「子会社関連会社リスク」についてそれぞれ管理ルールを定め、リスクに応じた手法によるリスク管理を実施しています。

リスク管理

健全な保険数理に基づく第三分野保険の責任準備金の確認についての合理性及び妥当性

■ 第三分野保険の特徴

第三分野保険とは、医療保険、がん保険、所得補償保険、介護費用保険、その他の疾病または介護を事由とする保険および特約をいいます。

通常、ご契約期間が長期にわたることが多く、また医療政策等の外的要因の影響を受けやすいことから、将来の危険発生率が、他の保険と比べて過去の実績からの予測が難しく、不確実性を有しているといえます。そのため、責任準備金は、その不確実性も含めて十分に積み立てておく必要があります。

■ 責任準備金の十分な積み立てに向けて

当社では、現状の責任準備金が、十分に積み立てられているかどうか、以下のとおり実績の事故データを用いた事後的な確認を行っています。確認の結果、十分に積み立てられていなければ追加して責任準備金を積み立てることとしています。

1. 第三分野保険における責任準備金の積み立ての適切性を確保するための考え方

保険業法第121条第1項第1号に基づき、保険計理人は第三分野保険を含む各種保険の責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかを確認しています。この確認は、関係法令のほか公益社団法人日本アクチュアリー会が定める「損害保険会社の保険計理人の実務基準」に基づき行っています。また、長期（保険期間1年超）の第三分野保険に関しては、平成10年大蔵省告示第231号に基づくストレステストを商品部門が実施しています。さらに、その結果を保険計理人が確認することで、責任準備金の十分性を確認しています。

2. ストレステストにおける危険発生率の設定水準の合理性及び妥当性

ストレステスト実施においては、平成10年大蔵省告示第231号に基づき、実施要領を定めています。具体的には、ストレステストにおける危険発生率は、実績の発生率を基礎として将来10年間に見込まれる支払保険金を99%の信頼度でカバーする水準としています。

3. テストの結果

ストレステストの結果、長期の第三分野保険の2014年度末（平成26年度末）責任準備金は不足していないことが確認できたため、ストレステストに基づく責任準備金の積み立ては行っていない。

資産運用

資産運用の概況

資産運用方針

当社は、保険料として収受した資金等の運用を行っています。運用する資産は、長期火災保険や積立保険等の複数年にわたる保険契約に対応する負債対応資産とそれ以外に区分して管理しています。

負債対応資産については、将来、保険金や満期返れい金等を確実に支払うために、保険負債とのバランスを考え、資産・負債総合管理(ALM)を行っています。ALMにおいては、保険負債が抱える金利リスクを適切にコントロールしつつ、高格付債券を中心として一定の信用リスクをとる運用を行い、安定的な剰余の価値(運用資産価値－保険負債価値)の拡大を目指しています。

負債対応資産以外については、保険金のお支払いに備える流動性の維持も考慮しつつ、安定的な収益の獲得に向けて、投資対象の分散や資産運用の効率性の向上等に取り組んでいます。投資にあたっては、投資対象ごとのリスク・リターン特性のバランスを考慮し、債券、株式等への分散投資を行っています。また、保有する資産に係るリスクの軽減や、一定のリスクの範囲内での収益獲得を目的として、為替予約取引やデリバティブ取引も活用しています。

こうした取り組みによって、短期的な収益のブレを抑えながら運用収益を安定的に拡大させ、中長期的な純資産価値の拡大および財務基盤の健全性の維持につなげることを目指しています。

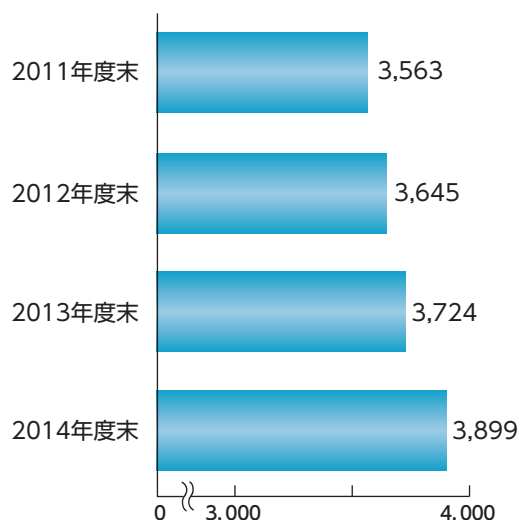
資産運用概況

2014年度末の総資産は4,319億円となり、2013年度末に対し135億円増加しました。このうち、運用資産は3,899億円となり174億円の増加となりました。運用資産の主な項目としては有価証券3,396億円となっています。

資産運用にあたりましては、安全性、収益性および流動性に留意しつつリスク管理の面でも徹底を図り、安定的な運用収益の確保に努めました。利息及び配当金収入は、2013年度とほぼ同額の48億円となりました。これに有価証券売却益、積立保険料等運用益振替などを加減した資産運用収益は、2013年度に比べて5億円減少し37億円となりました。一方、資産運用費用は、2013年度に比べて3億円減少し5億円となりました。

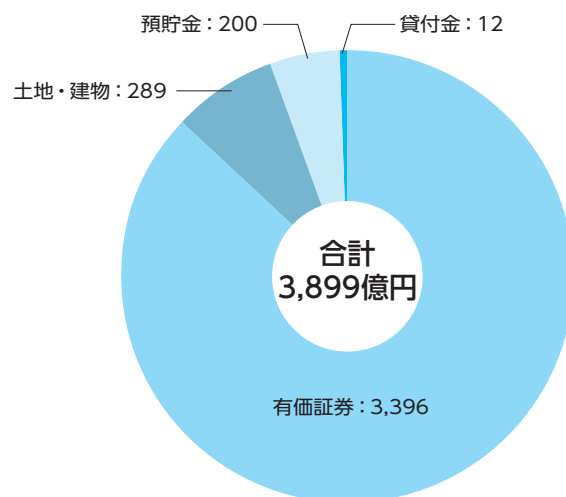
●運用資産の推移

(単位：億円)



●運用資産の内訳 (2015年3月31日現在)

(単位：億円)



個人情報への対応

当社はお客さま情報の取り扱いについて、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」、その他関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、損保指針等にしたがって、適切な措置を講じています。

お預かりしたお客さまの個人情報が適正に取り扱われるように、代理店および従業者等への教育や指導を徹底するほか、個人情報の取り扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善しています。

当社の個人情報に対する取り組み方針等は「個人情報の取扱いについて＜個人情報保護宣言＞」として当社ホームページに常時掲載するとともに、当社各店舗の店頭に掲示し、広く一般に公表しています。

個人情報の取扱いについて ＜個人情報保護宣言＞

日新火災海上保険株式会社

弊社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや一般社団法人 日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」ならびに東京海上グループ プライバシー・ポリシーを遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁及び一般社団法人 日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

弊社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように、弊社代理店及び弊社業務に従事している者への教育・指導の徹底に努めます。また、弊社の個人情報の取扱い及び安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

1. 個人情報の取得

弊社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得いたします。

弊社は、保険契約の申込書、保険金請求書、取引書類、アンケートなどにより個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的

弊社は、取得した個人情報を、以下の目的ならびに下記5.及び6.に掲げる目的（以下「利用目的」といいます。）に必要な範囲で利用します。

利用目的は、ご本人にとって明確になるよう具体的に定め、ホームページで公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、申込書・パンフレット等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- (1) 損害保険契約の申込みに係る引受の審査、引受及び管理
- (2) 満期返れい金・給付金等の支払い
- (3) 損害保険契約にかかる付帯サービスの提供
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求
- (5) 弊社が取り扱う損害保険商品やサービスの案内・提供
- (6) 東京海上グループ会社・提携先企業が取り扱う商品やサービスの案内

- (7) 保険金請求に係る保険事故の調査（関係先への照会を含みます）
- (8) 保険金の支払い
- (9) 弊社が有する債権の回収
- (10) 保険金不正請求等の犯罪防止・排除
- (11) 弊社が取り扱う融資、国債窓販の各種手続き及び管理
- (12) 弊社又は弊社代理店が提供する商品やサービス等に関するアンケートの実施
- (13) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品やサービスの開発
- (14) 弊社社員の採用・雇用管理、販売網基盤（代理店等）の新設・維持管理
- (15) 他の事業者から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務
- (16) その他、上記(1)～(15)に付随する業務ならびにお客さまとのお取引、及び弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

3. 個人データの第三者への提供

弊社は、以下の場合を除いて、ご本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供することはありません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 医療機関をはじめ、保険金の請求及び支払いに関する関係先等に対して、申込内容や告知事項に関する照会等を行う場合
- (3) 質権及び抵当権等の担保権者が、担保権の設定等に係る事務手続き及び担保権の維持・管理・行使のために個人情報を当該担保権者に提供する場合
- (4) 上記2.の利用目的を達成するために必要な業務の全部又は一部を、委託先（保険代理店を含みます）に委託する場合
- (5) 再保険会社と再保険契約の締結、再保険金の請求等を行う場合
- (6) 東京海上グループ会社・提携先企業との間で共同利用する場合（⇒下記5.をご覧ください）
- (7) 一般社団法人 日本損害保険協会及び損害保険会社等の間で共同利用する場合（⇒下記6.をご覧ください）
- (8) 損害保険料率算出機構との間で共同利用する場合（⇒下記6.をご覧ください）
- (9) 国土交通省との間で共同利用する場合（⇒下記6.をご覧ください）

4. 個人データの取扱いの委託

弊社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。弊社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

弊社では、例えば次のような場合に、個人データの取扱いを委託しています。

- ・保険契約の募集に関わる業務
- ・損害調査に関わる業務
- ・情報システムの保守・運用に関わる業務

5. グループ会社・提携先企業との共同利用

上記2. (1) から (16) に記載した利用目的のため、ならびに持株会社による子会社の経営管理のために、弊社と東京海上グループ各社・提携先企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用いたします。

(1) 個人データの項目：住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容及び事故状況、保険金支払状況等の内容

(2) 管理責任者：弊社

※弊社のグループ会社・提携先企業については、下記14.をご覧ください。

6. 情報交換制度等

(1) 損害保険業界の情報交換制度について

弊社は、保険契約の締結又は保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で個人データを共同利用いたします。

※詳細につきましては、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp/>)をご覧ください。

(2) 損害保険料率算出機構との共同利用について

弊社は、自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」といいます）に関する適正な支払のために、損害保険料率算出機構との間で個人データを共同利用いたします。

※詳細につきましては、損害保険料率算出機構のホームページ(<http://www.giroj.or.jp/>)をご覧ください。

(3) 代理店等情報確認業務について

弊社は、損害保険代理店の委託および監督ならびに弊社の社員採用等のために、損害保険会社等との間で損害保険代理店等の従業者に係る個人データおよび一般社団法人 日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを、以下の5つの制度において共同利用いたします。

※詳細につきましては、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページ(http://www.sonpo.or.jp/about/guideline/kyoudou_dairiten/)をご覧ください。

①特研生情報制度

②代理店廃止等情報制度（2013年6月末日までに取得した個人データを対象とします）

③合格者情報等の取扱い

④代理店登録・届出の電子申請等における個人情報の取扱い

⑤募集人・資格情報システムの登載情報の取扱い

また、弊社は、保険募集人の適格性および資質を判断する参考等とするために、代理店廃止等情報制度および廃業等募集人情報登録制度において、損害保険会社等および生命保険会社等との間で、保険募集人に係る個人データを共同利用します（2013年7月1日以降に取得した個人データを対象とします）。

(4) 原動機付自転車・軽二輪自動車に係る無保険車防止のための「国土交通省への自賠責保険のデータ提供」について
弊社は、原動機付自転車及び軽二輪自動車の自賠責保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間が満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のはがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人データを国土交通省へ提供し、同省を管理責任者として同省との間で共同利用いたします。

共同利用する個人データの項目は、以下のとおりです。

- ・契約者の氏名、住所
- ・証明書番号、保険期間
- ・自動車の種別
- ・車台番号、標識番号又は車両番号

※詳細につきましては、国土交通省のホームページ(<http://www.jibai.jp/>)をご覧ください。

7. 信用情報の取扱い

信用情報に関する機関（ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集及び弊社に対する当該情報の提供を行うものをいいます）から提供を受けた情報の利用目的につきましては、「保険業法施行規則第53条の9」に基づき、返済能力の調査に限定されています。

弊社は、これらの情報につきましては、ご本人の返済能力の調査以外には利用いたしません。

8. センシティブ情報の取扱い

ご本人の健康状態・病歴などのセンシティブ情報の利用目的につきましては、「保険業法施行規則第53条の10」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条」により、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で利用するなど、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる場合に限定されています。

弊社は、これ以外には、センシティブ情報を取得、利用又は第三者提供いたしません。

9. ご契約内容・事故等に関するご照会

ご契約内容や事故に関するご照会については、保険証券記載もしくは最寄の弊社支店・支社・損害サービスセンター、又はご契約の取扱代理店までお問合せください。弊社は、ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

個人情報への対応

10. 個人情報保護法に基づく保有個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、弊社「個人情報保護法に基づく開示等請求について」をご覧ください。下記12.までお問合せください。弊社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、弊社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日原則として書面で回答いたします。なお、利用目的の通知請求および開示請求については、弊社所定の手数料をいただきます。

11. 個人データの安全管理等

弊社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他、個人データの安全管理のため取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じています。

12. お問合せ窓口

弊社は、個人情報の取扱いに関する苦情やご相談に対し、適切・迅速に対応します。

弊社の個人情報の取扱いや個人データの安全管理措置、保有個人情報に関するご照会やご相談は、下記までお問合せください。また、弊社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品やサービスの案内について、ご希望されない場合は、下記のお問合せ先までお申し出ください。ただし、保険契約の維持・管理、保険金のお支払い等に関する連絡は対象となりません。

【お問合せ先】

	日新火災テレフォン サービスセンター	お客さま相談室	弊社支店・支社・ 損害サービスセンター
電話番号	0120-616-898	0120-17-2424	お手元の保険証券 もしくは保険約款に 記載しております。
受付 時間	平日 午前9時～午後8時 土日祝日 午前9時～午後5時	午前9時～午後5時 〔土日祝祭日および 年末年始を除く〕	午前9時～午後5時 〔土日祝祭日および 年末年始を除く〕

13. 認定個人情報保護団体

弊社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人 日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情や相談を受付けています。

【お問合せ窓口】

一般社団法人 日本損害保険協会
 そんぽADRセンター
 （損害保険相談・紛争解決サポートセンター）
 所在地：〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105
 ワテラスアネックス7階
 電話：03-3255-1470
 〔受付時間：午前9時～午後5時
 土日祝祭日および年末年始を除く〕
 ホームページ：http://www.sonpo.or.jp/

14. 会社一覧

上記5.に記載の弊社のグループ会社・提携先企業は、以下のとおりです。

（1）グループ会社

こちら (<http://www.tokiomarinehd.com/group/index.html>) をご覧ください。

（2）提携先企業

個人データを弊社が提供している提携先企業はございません。

（注）以上の内容は、弊社業務に従事している者の個人情報については対象としていません。

【日新火災の個人情報全般に関するご連絡先】

業務品質部コンプライアンスグループ
 電話：03-5282-5658

【日新火災のホームページ】

<http://www.nisshinfire.co.jp/>

以 上

募集制度

代理店

当社では、全国14,020店の代理店が、お客さまの安心と安全をお守りするため、適切な保険ときめ細かなサービスをご提供しています。

代理店の役割と業務内容

当社が取り扱っている保険商品のほとんどが、当社と代理店委託契約を結んでいる代理店を通じて販売されています。

■ 代理店の役割

代理店は、保険会社の委託を受けて保険契約の募集・締結の代理を行うことを基本業務としていますが、お客さまを取り巻くさまざまな危険に対して最適な保険をご提供することも重要な仕事です。

当社では代理店とお客さま本位の価値観を共有し、相互の発展を図ることを目指しています。

■ 代理店の業務

代理店の主な業務は次のとおりです。

1. 保険契約の取り扱い

- ①保険商品の説明
- ②重要事項の説明
- ③告知の受領
- ④意向確認
- ⑤保険契約の締結
- ⑥保険料の領収または返還
- ⑦保険料領収証の発行・交付
- ⑧保険会社への契約報告
- ⑨保険契約の変更・解除等のお申し出の受け付け
- ⑩保険料の保管・保険会社への精算

2. 事故発生時の取り扱い

- ①お客さまからの事故連絡の受け付け
- ②保険会社への通知
- ③保険金請求手続きの援助

3. 保険に関する各種サービスのご提供

- ①お客さまのニーズに合った保険の企画・設計
- ②保険の内容に関する相談

損害保険代理店制度

損害保険代理店制度は、保険業法や当社の定める募集関係規程等に基づいて実施・運営されています。

■ 代理店の登録・届出

代理店を始めるには「保険業法」第276条に基づいて主務官庁に登録し、また代理店として保険募集をする者は同法第302条に基づいて届出をすることが義務づけられています。

■ 当社の代理店制度概要

当社の代理店制度は、自動車保険・火災保険・傷害保険・新種保険等を広範囲に取り扱う「総合代理店」と自動車損害賠償責任保険等を専門に取り扱う「専門代理店」とに分類され、それぞれの代理店制度における充実したお客さまサービスのご提供に努めています。

代理店によるお客さまサービスのさらなる充実とコンプライアンスの徹底を図るため、代理店手数料体系・代理店教育体系を中心とした代理店制度を策定し、より一層の代理店資質の向上を目指しています。

● 代理店数の推移

2012年度末	2013年度末	2014年度末
13,798店	13,789店	14,020店

募集制度

代理店の教育

当社の代理店は、お客さまにとってわかりやすい商品とご満足いただけるサービスを提供し、安心と補償をお届けする大切な役割を担っています。当社は、代理店に所属する募集人が必要な最新の知識・能力を習得し、その資質を向上させるための募集人教育を実施しています。

■ 募集人教育(資格制度・講習制度)

当社は、代理店試験制度「損害保険募集人一般試験(以下「損保一般試験」)」、実務講習制度、事故対応力資格(SA資格)制度等に基づく募集人教育を実施しています。

(1)代理店試験制度

募集人の保険募集にあたり、保険契約の内容等について適切かつ十分な説明を行うために必要となる募集品質の確保・向上、ならびに募集人の保険募集に関する法令等の遵守および保険契約に関する知識等の習得度の検証を目的として、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する「損保一般試験」を導入・実施しています。

損保一般試験制度では、損害保険の基礎やコンプライアンス等に関する「基礎単位」の試験に合格しなければ、代理店登録または募集人届出ができません。また、募集人は、取り扱う保険商品に応じた「商品単位」の試験に合格しなければ、当該保険商品の取り扱いができません。

(2)当社独自の資格・講習制度

高度な商品知識と優れた業務能力、迅速かつ適切な事故対応を通じてお客さまの信頼に応える代理店を育成することを目的とした実務講習制度や事故対応力資格(SA資格)制度を実施しています。

■ 代理店試験制度に合格するための講習・補助教材

募集人が保険募集を行うにあたっては、代理店試験制度「損保一般試験」のコンピューター試験(CBT)に合格しなければなりません。当社は「損保一般試験」の受験者のための講習を実施しているほか、補助教材として練習問題集、DVD、CD-ROM等を用意しています。

■ 各種研修・セミナーの開催

代理店としての商品知識、販売手法、経営手法等の習得だけでなく、金融・経済情勢の研究や、経験交流を目的とした各種の研修やセミナーを開催しています。

代理店の育成

当社は、お客さまのさまざまなニーズに応えられる、優れた代理店の新設や育成に力を入れています。新設代理店は、まず基本的な商品知識や業務知識を習得し、保険募集を行います。さらに、より高度な商品知識を習得することで契約の取り扱いが増え、当社の契約募集の中核となる代理店に成長していきます。

代理店経営者養成制度

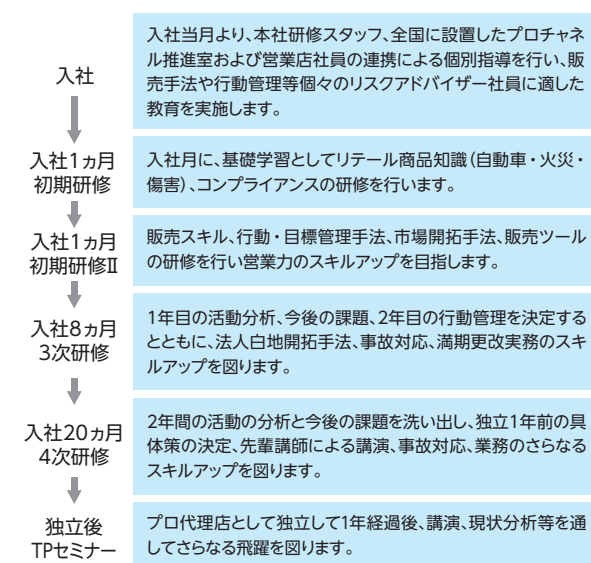
■ プロ代理店の養成制度

当社のプロ代理店養成制度(リスクアドバイザー社員制度)は専属プロ代理店を目指す方が、一定期間当社にリスクアドバイザー社員として在籍し、契約募集およびこれに関連した業務に従事しながら保険販売に必要なさまざまな知識と実務を習得する制度です。

リスクアドバイザー社員制度は精鋭主義を基本とし、育成期間中の研修内容や待遇面等を効果的に組み立て運営しているのが特色です。

入社してからプロ代理店として独立するまでの一貫した育成体系が、リスクアドバイザー社員を損害保険のプロフェッショナルへと導きます。さらに独立後のセミナーも用意し、リスクアドバイザー社員出身代理店の活動を応援しています。

こうした育成カリキュラムを修了したリスクアドバイザー社員は、損害保険のプロフェッショナルとして全国各地で活躍し、その多くが当社代理店の中核に育っています。



商品・サービス について

保険の仕組み	52
個人向け保険商品	56
個人向けサービス	58
企業向け保険商品	60
企業向けサービス	61
新商品の開発状況および約款・料率の改定	62

保険の仕組み

保険の仕組み

■ 保険制度

保険制度とは、偶然の事故による損害を補償するために、統計学に基づくリスクに応じた保険料を多数の人々が支払うことによって、事故発生により損害を被った際には保険金を受け取ることができる相互扶助制度です。このように保険は、「大数の法則」に基づいて相互にリスクを分散し、経済的補償を行うことにより、個人生活と企業経営の安定を支える重要な社会的役割を担っています。

■ 損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が偶然な一定の事故によって生ずる損害を補償することを約束し、保険契約者がそれに対して保険料を支払うことを約束する契約です。

したがって、有償・双務契約であり、当事者の合意のみで成立する諾成契約という性格を有していますが、通常、契約引受の正確を期すために保険契約申込書を作成し、契約の証として保険証券を発行します。

■ 保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、当社が金融庁から認可を取得した、または金融庁への届出を行ったものを適用しています。

保険の販売価格に相当するものは「営業保険料」で、「純保険料(保険金の原資に相当する部分)」と「付加保険料(保険会社の事業運営のコストに相当する部分)」をもとに算出されたものです。

なお、損害保険料率算出機構は、自動車保険、火災保険、傷害保険等については純保険料率(保険料率のうち将来の保険金のお支払いに充てられると見込まれる部分)を参考純率として、また、自動車損害賠償責任保険、地震保険については営業保険料率を基準料率として算出し、会員保険会社に提供しています。

■ 約款

保険契約の具体的な内容を取り決めたものが「保険約款」です。「保険約款」には保険種類ごとに「普通保険約款」と「特別約款」「特約」があり、保険会社が作成し、金融

庁への届出あるいは金融庁の認可を取得しています。

具体的には「保険金をお支払いする場合」「保険金をお支払いできない場合」「保険金のお支払基準」等の保険の効力に関する事項や、「お客さまからご通知・告知いただく事項」「保険契約の解約・解除・無効の場合」等の保険契約の維持管理に関する事項等について、契約者・被保険者と保険会社の双方の権利・義務を定め、双方を拘束するものとなっています。

■ 保険料の収受、請求・返還

保険料は保険契約締結と同時にその全額を領収することが原則となっていますが、保険種類によっては各種の特約をセットすることで、分割払を利用することができます。

また、保険契約が締結されても、特に約定がある場合を除き、保険料あるいは分割払保険料の領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金支払われないことが、保険約款に定められています。

保険期間中に生じた、お客さまのお申し出による保険契約の条件変更やお客さまのご都合による解約、保険会社が行う解除・無効等の場合は、保険約款の定めのほか、それぞれ所定の計算式により計算した保険料を請求または返還することとしています。

積立普通傷害保険等の積立型保険では、契約時に定めた満期返れい金が保険契約の満期時に契約者に支払われます。加えて、保険期間中の運用利回りがあらかじめ予定した利率を上回った場合には、契約者配当金が支払われます。

ご契約の流れ

1. 日新火災または日新火災代理店とのご相談

損害保険の契約は、①代理店による募集、②保険仲立人(保険ブローカー)の媒介による保険会社の直接引受、③保険会社の役職員による直接の募集、のいずれかの方法により契約いただいています。

当社が取り扱っている保険商品のほとんどは「①代理店による募集」であり、当社と代理店委託契約を結んでいる代理店が、当社の代理人としてお客さまとの保険契約の締結にあたっています。

2. 契約内容の決定

契約内容をご確認ください

損害保険は目に見えない商品であり、契約の内容は「保険約款」（普通保険約款・特別約款・特約）により定められています。また、普通保険約款や特約とは別に、各種保険パンフレット・重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報等）・ご契約のしおり等を作成し、商品内容をわかりやすくご説明しています。

適切な保険金額で契約ください

保険契約は、保険事故によって被った損害を保険金で補うことを目的としていますので、適切な保険金額で契約いただくことが重要です。たとえば、火災保険を契約いただく場合、保険の対象となる建物等の評価額を超過した保険金額で契約になっても、超過部分の保険金はお支払いできません。また、評価額を下回る契約の場合も「一部保険」となり、十分な補償が受けられないことがあります。

3. 契約のお申し込み

「ご契約内容確認書」にご記入ください

当社では契約にあたり、申し込みいただく保険契約が（1）お客さまのご希望に沿った内容になっていること、（2）お客さまに適切な契約を適切な保険料でご提供できていることを、当社がご用意する「ご契約内容確認書」でお客さまと一緒に確認させていただく「ご契約内容確認の取り組み」を実施しています。

契約の申し込み時に、「ご契約内容確認書」にて保険料の決定や保険金のお支払い等に関わる重要な項目についてご確認ください、ご記入の上提出ください。

申込書は正しくご記入ください

保険契約は、契約者による契約の申し込みと保険会社（代理店）による承諾という双方の合意により成立し、申込書に記載された事項が契約者と当社の双方を拘束するものとなります。

したがって、申込書の記載内容が事実と異なる場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

4. 保険料のお支払い

保険料は契約と同時に支払ってください

保険料は、契約と同時に全額（分割払の場合は初回保険料）をお支払いください。^{*}保険料をお支払いの際には、保険料受領の証として当社所定の保険料領収証を発行します。

保険料または分割払保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、特に約定がある場合を除き、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

^{*}あらかじめ取り決めをすることにより、クレジットカード、口座振替等により、保険料をお支払いいただくことができる場合があります。

5. 保険証券のお受け取り

保険証券の内容をご確認ください

保険契約後、契約の証として保険証券を発行しますので、内容をご確認の上大切に保管してください。^{（注）}

●クーリングオフについて

契約のお申し込み後であっても、「保険期間が1年を超える個人契約」で、かつ「申込日または『クーリングオフ説明書』が交付された日のいずれか遅い日から起算して8日以内」であれば、書面により申し込みの撤回、または契約の解除（クーリングオフ）を行える場合があります（一部例外もあります）。

契約時には「クーリングオフ説明書」を必ずお受け取りください。

●契約後にご注意いただきたいこと

契約内容に変更が生じたときは、遅滞なくご連絡ください

契約後に保険証券に記載されている内容に変更が生じたときは、遅滞なく当社代理店または当社にご連絡ください。

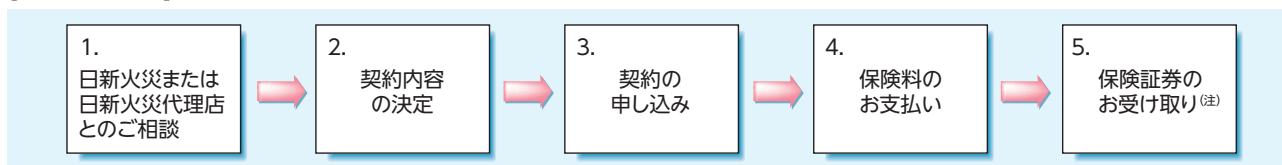
遅滞なく通知いただけなかった場合は、保険金をお支払いできないこと等があります。

保険証券はときどき見直してください

事故が起きたとき、すでに保険期間が終了していたり、契約内容の変更のご連絡を忘れていたということのないよう、保険証券を定期的に見直し、保険期間や契約内容をご確認いただくことをおすすめします。

なお、契約内容は、全国の当社営業課支店にて契約者ご本人のお申し出によりご照会いただけます。

【契約の流れの図】



（注）契約締結時に「インターネットによる契約確認」をお選びいただいた場合、お客さま専用ホームページ「My日新」（<https://my.nisshinfire.co.jp/>）上で契約内容の確認を行うことができます。なお、この場合、保険証券は発行いたしません。

保険の仕組み

事故発生から保険金お受け取りまでの流れ

不幸にしてお客さまが事故に遭われた場合、お客さまの立場に立って、丁寧な事故対応のアドバイスを行い、速やかに保険金をお支払いすることが保険会社の使命です。

当社は、損害サービス業務支援システムを導入し、損害サービス業務の細部にまでわたる工程管理を強化しています。

1. 事故の発生

万一事故が発生したら、まず損害の拡大を防止し、負傷者を救護してください。また同時に、警察署・消防署等へ速やかにご通報ください。自動車事故の場合は、相手の方の住所・氏名・勤務先・保険会社等を確認してください。

2. 日新火災または日新火災代理店へのご連絡

緊急措置後は、直ちに当社または当社代理店までご連絡ください。お名前(契約者名)・証券番号・保険種目と事故の日時・場所・状況、損害の概略、届出警察署・消防署名等を伺います。

当社のサービス24では、夜間・休日を問わず、24時間体制で事故のご連絡を受け付けています。

サービス24 0120-25-7474

3. 日新火災による損害サービス

当社の損害サービス拠点で、お客さまよりご連絡を受けた事故について、保険種目・証券番号をもとに保険料の入金状況・担保条件・特約条項等のご契約内容を確認します。

その後、当社の専門スタッフ、一般社団法人 日本損害保険協会に登録された鑑定人等が、事故物件・罹災現場の調査や修理業者・病院への照会等、さまざまな調査活動を行います。また、お客さまには調査の進み具合を節目節目にご連絡します。

なお、解決までの相手の方との示談交渉は、お客さまとご相談の上、進めていきます。

4. 保険金請求書類のご提出

事故の内容、お支払いする保険金の種類に応じて、必要な書類を当社へご提出いただきます。

5. 保険金お支払額の決定

契約者・被害者・修理業者・病院等の関係者と交渉し、修理費見積書、診療報酬明細書、領収証等の資料を確認の上、お支払いする保険金の額を決定します。

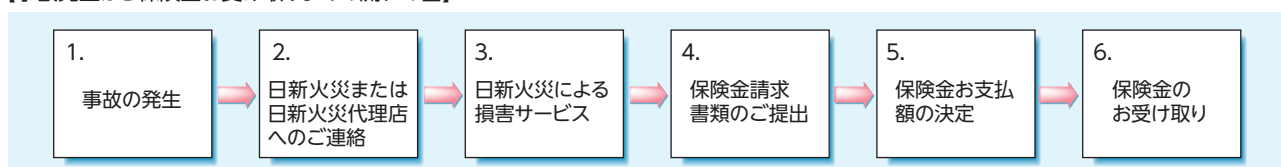
6. 保険金のお受け取り

保険金のお受け取りは、安全で迅速な銀行等の金融機関への口座振込をご指定いただきます。

〔保険金のお支払いに必要な書類の例〕

- ・ 保険金請求書
- ・ 修理見積書
- ・ 事故車両の写真

【事故発生から保険金お受け取りまでの流れの図】



再保険

当社では、経営の安定、健全性の確保のため、引き受けた保険責任の一部を他の保険会社と契約を結び移転しています。

このような保険会社間の保険取引を「再保険」といいます。

なお保有および出再の一般的な方針はリスクの特性に応じて策定しています。

地震や台風等自然災害の集積リスク、火災保険や自動車保険等の通常リスク、発生頻度の低い巨大リスク等、それぞれのリスクについて定量的な評価、その内容や特性、収支状況、再保険市場の動向等をふまえ、事業成績が単年度で大きく変動することがないように保有と出再方針を定めています。

保有額を超過するリスクについては、効率的に再保険カバーを設定し適正にリスク転嫁を図るよう努めています。

また、出再先である再保険者の選定にあたっては確実な再保険金回収を期するため、外部格付機関による一定以上の格付を有する再保険者とするよう管理を行っています。さらに、出再後も常時再保険者の格付の変動に留意し、支払能力に不安が生じた際には速やかに適切な対応を行うように努めています。

個人向け保険商品

当社は、お客さまのニーズに合ったさまざまな商品をご用意しています。

■くるまの保険

自動車保険の確かな実績と全国に張り巡らせたサービス網で、カーライフに安心をお届けします。

●ユーサイド(新総合自動車保険)

ご自身や相手の方への補償(ケガ、物、車)等、自動車保険に必要な基本補償でお客さまをお守りします。さらに充実した特約で、より安心なカーライフをご提供します。



●アサンテ

お車の事故の際、当社が指定する優良工場でリサイクル部品を使用して修理していただくことで、車両保険料を約10%割引く環境配慮型自動車保険です。当社の指定工場で修理していただきますので、質の高い修理とご満足いただけるサービスをご提供できます。

※アサンテは、ユーサイド(新総合自動車保険)に「リサイクル部品使用特約」および「指定修理工場入庫条件付車両保険特約」をセットした商品のことをいいます。



■住宅・家財の保険

事故や災害からお客さまの財産を守り、暮らしの安心をお約束します。

●住宅安心保険

火災リスクをはじめ、風災・水災等の自然災害リスク、盗難・水ぬれ等の日常災害リスク等から建物や家財の損害を幅広く補償することができます。



●お部屋を借りるときの保険(賃貸家財総合保険)

当社初、インターネット申込専用の賃貸入居者向け家財保険です。火災、盗難等による家財の損害を補償するほか、家主に対する賠償責任や、日常生活において第三者への賠償責任を負った場合の補償をセットしています。また、予期せぬ被害事故に遭った場合の弁護士への相談費用等も補償し、賃貸住宅での暮らしをサポートします。



■からだの保険

お客さまご自身やご家族等の予測できない事故によるケガに対して、確かな補償をお届けします。

●ジョイエ傷害保険

日常生活で偶然に起きた事故によるケガや、日常生活上の賠償責任を補償します。契約の満期時には、満期返れい金をお支払いします。



商品ラインナップ(主要商品一覧)

くるまの保険



- ユーサイド(新総合自動車保険)
- 自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)

住宅・家財の保険



- 住宅安心保険
- 住宅安心保険(マンション共用部分用)
- 住宅安心保険(賃貸住宅ご入居者用=LプランSupport)
- 住自在(すまいの保険)
- お部屋を借りるときの保険(賃貸家財総合保険)
- 地震保険

からだの保険



- 普通傷害保険
- 家族傷害保険
- 総合補償保険
- 交通事故傷害保険
- ファミリー交通傷害保険
- 学生・生徒総合補償保険(こども総合保険)
- 所得補償保険
- ジョイエ傷害保険

スポーツ・レジャーの保険



- 海外旅行保険
- 国内旅行傷害保険
- ゴルファー保険

その他



- 個人賠償責任保険

個人向けサービス

事故時のサービス

当社では、全国の損害サービス拠点で専門スタッフが丁寧な損害サービスをご提供しています。また、「サービス24」をはじめ、次のとおり多様なサービスを展開しています。

サービス24

24時間・365日、お客さまからの事故のご連絡の受付および事故相談等、さまざまなサービスをご提供しています。

フリーダイヤル 0120-25-7474



安心初期対応センター

安心初期対応センターでは、夜間・休日等、当社の営業時間外にご連絡をいただいた自動車事故について、事故対応の専門スタッフが、事故に遭われたお客さまや被害者の方へのご連絡をはじめ、事故後のアドバイスやお支払いする保険金のご案内、修理工場や病院との打ち合わせ、代車の手配等の初期対応を行っています。



各種サポート24

24時間・365日、以下のサポートサービスをご提供しています。

フリーダイヤル 0120-097-365

■ ドライビングサポート24

自動車保険をご契約のお客さまを対象として、ロードサービス(レッカー急行、けん引、緊急軽修理、高速・有料道路上でのガス欠時給油、脱輪・落輪引き上げ等)を実施しています。

なお、無料ロードサービスの対象車種は下記のとおりです。

- ・人身傷害補償保険(実損払)がセットされた契約車両
- ・「アサンテ」の契約車両
- ・フリートの契約車両
- ・二輪盗難危険補償特約がセットされた契約車両



■ すまいのサポート24

住宅安心保険をご契約のお客さまを対象として、トイレ・台所等の給配水管の詰まりによる応急処置や、鍵の破損・紛失等による建物の鍵開けサービスを実施しています。



その他のサービス

■ 入院事故クイックサービス

自動車事故により、相手の方が入院された場合(対人事故)、またはお客さまが入院された場合(人身傷害事故)、お客さまと相手の方に対して面談を行い、お客さまの不安を取り除きます。

■ ご安心4コール

お客さまにご安心いただき、何でもご相談いただけるよう、事故の発生から解決に至るまでの節目節目で、お電話による経過等のご連絡を行っています。

①ご安心コール

事故受付後、直ちにお客さま(契約者・当事者)とご連絡をとり、事故状況を確認し、当面の対応から解決までの流れをご説明します。お客さまに担当者の連絡先をご案内し、事故処理に関する不明な部分をご説明することによってお客さまの不安を取り除きます。

②リターンコール

ご安心コール後の、相手の方・修理業者・病院等との打ち合わせ内容をご報告します。

③経過コール

進捗状況を節目節目でご報告します。

④解決コール

事故が解決(示談完了)したことを、いち早くお客さまにご報告します。

■ 事故受付通知・途中経過報告サービス

訪問・電話・ハガキ等により、お客さまおよび関係者の方に事故解決までの進捗状況を随時お知らせしています。

海外旅行サポートサービス

海外旅行保険をご契約のお客さまが、海外で病気やケガ等のトラブルに見舞われたときのために、日本語受付センターを設置し、24時間体制でアシスタンスサービスをご提供しています。

■ 病院紹介サービス

病気やケガをされた場合に、お客さまのご希望・状態に応じて最寄りの適切な病院をご紹介します。

■ キャッシュレス医療サービス

病気やケガをされ、当社提携病院で治療を受けられる場合、その費用をお客さまに代わり当社提携病院へお支払いします。

■ 保険金請求に関する相談サービス

ご加入いただいている保険のご契約内容や保険金のご請求方法に関するご相談に、日本語で対応します。

■ その他のアシスタンスサービス

- ・ 通訳の手配
- ・ 弁護士の手配
- ・ 緊急帰国のための航空券の手配 等

企業向け保険商品

当社は、企業を取り巻くさまざまなリスクに対応した商品をご用意しています。

リスク		対 象	主な保険商品
■火 災 ■爆 発 ■破 裂 ■機械設備の損傷 ■電氣的事故 ■自然災害 落 雷 風水災 地 震 ■盗 難 ■役員・従業員の死亡・ 傷病・死亡退職金・弔 慰金などのお支払い ■賠償責任	財 物	建物 機械設備 什器・備品 原材料・仕掛品 商品・製品	普通火災保険 店舗総合保険 動産総合保険 機械保険 盗難保険 物流一貫保険 ビジコン(ビジネス総合補償特約付企業財産包括保険)
		コンピュータ	コンピュータ総合保険
		工事の目的物	工事の保険(工事の保険特約付帯建設工事保険) ビジコン(ビジネス総合補償特約付企業財産包括保険)
		自動車(車両)	ユーサイド(新総合自動車保険)
	営業利益など	生産中止・休業	店舗休業保険 利益保険 企業費用・利益総合保険 ビジコン(ビジネス総合補償特約付企業財産包括保険)
	役員・従業員	従業員福利厚生 経営者保障(補償)	ろうむキーパー (企業・事業者等包括付保契約特約付帯普通傷害保険) 労働災害総合保険 (法定外補償保険、使用者賠償責任保険) 普通傷害保険 ユーサイド(新総合自動車保険)
	損害賠償金	第三者賠償(除く自動車)	ビジサポ(統合賠償責任保険) 公務員賠償責任保険 ビジコン(ビジネス総合補償特約付企業財産包括保険)
		第三者賠償(自動車)	ユーサイド(新総合自動車保険)

企業向けサービス

企業を取り巻くさまざまなリスクに対し、各リスクの特性やお客さま固有のリスクを見極め、費用対効果を考えた適切な対策をご提案しています。

自動車防災サービス

■ 自動車事故防止総合プログラム「SD3」

企業や団体における交通事故防止対策強化のため、安全運転者(Safe Driver)を育成し、企業の自己防衛力(Self Defense)を「3つのステップ」で強化する自動車事故防止のためのサポートツール「SD3」を提供しています。自動車事故防止のためのさまざまな情報やサービスを、幅広く、きめ細かく、わかりやすくお客さま企業に提供し、お客さまの事故防止対策が効果をあげるようサポートを行っています。



<SD3の概要>

【ステップ1】交通事故防止対策をご紹介

42項目の一般的な自動車事故防止対策の中から、お客さまが現在実施していない対策や、思うように効果があがっていない取り組み等、ご関心のある対策をチェックしていただきます。

【ステップ2】成功企業による取り組み事例をご紹介

事故防止の効果をあげた企業の事例をご紹介することで、具体的な成功ノウハウのヒントをつかんでいただきます。

【ステップ3】事故防止サポートサービスをご紹介

34種類のサポートサービスをご用意しており、効果的な自動車事故防止対策実施のために、ご関心のあるサービスをご利用いただけます。

各種診断サービス

■ 防災診断サービス

火災・爆発や自然災害等、施設・設備にダメージを与え、企業活動を阻害する恐れがあるリスクへの対応状況を診断し、予防・軽減対策等をご提案しています。



■ リスク診断サービス

アンケートへのご回答をもとにリスクマネジメント診断を行い、リスク分類に応じた対策等をご提案しています。

- ・ 中小企業・法人向けリスク診断
- ・ 労災防止支援サービス
- ・ BCP策定支援サービス

■ 火災保険物件調査サービス

ビル、工場、商業施設および神社仏閣等について、適切な保険金額をお決めいただくために、建物・機械等を調査・評価します。また、建物ごとに適正な保険料率を提示するために、割引適用が可能かどうかを調査し、合理的な契約方式を含め、最適な火災保険契約をご提案しています。

■ 賠償リスク診断サービス

社会の変化や複雑化等を背景として、企業活動にダメージを与える賠償リスクへの対応状況診断や予防軽減策をご提案しています。

- ・ PL(生産物賠償責任)防災サービス
- ・ 個人情報保護支援サービス

リスクマネジメント情報の提供

■ 「Safety Information」の発行

情報ネットワークの拡大、技術の高度化、社会環境の変化等により、企業リスクはますます多様化・巨大化しています。リスクマネジメントジャーナル「Safety Information」では、リスクから企業をどう守っていくのか、そのヒントとなる最新情報をさまざまな角度から取り上げてお届けしています。



■ 防災資料の作成

火災・爆発、交通災害、傷害・賠償事故等の各種リスクに対する事故例や、防災対策に関する資料を、お客さまのご依頼に応じて作成し、ご提供しています。

新商品の開発状況および約款・料率の改定

新商品の開発状況

2014年	2月	・ 統合賠償責任保険「ビジサポ」発売
	10月	・ 賃貸入居者向け家財保険「お部屋を借りるときの保険」発売 ・ 「日新火災おとなのためのバイク保険（盗難補償付）」発売
2015年	2月	・ 工事の保険特約付帯建設工事保険「工事の保険」発売

約款・料率等の改定

2012年	2月	・ 企業向け傷害保険「ろうむキーパー」の改定 （「後遺障害等級第1～7級限定補償特約」の新設等）
	3月	・ 新総合自動車保険「ユーサイド」の改定 （「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金補償特約」の新設等）
	7月	・ 運送保険の改定（商品ラインナップの拡大等）
	10月	・ 新総合自動車保険「ユーサイド」の改定 （「ノンフリート等級別料率制度」の改定等）
2013年	4月	・ 新総合自動車保険「ユーサイド」の改定 （「インターネットによる契約確認」の導入等）
	10月	・ 新総合自動車保険「ユーサイド」の料率改定等
	12月	・ 傷害保険の料率改定等 ・ 火災保険の改定（「地震危険補償特約」の料率改定）
2014年	2月	・ ゴルファー保険の料率改定等
	7月	・ 地震保険の料率改定
	10月	・ 新総合自動車保険「ユーサイド」の料率改定等
	12月	・ 火災保険の改定（「地震危険補償特約」の料率改定） ・ 企業向け傷害保険「ろうむキーパー」の料率改定
2015年	3月	・ 施設入場者・行事参加者傷害保険の改定 （インターネットによる販売開始等）

業績データ

事業の状況	64
経理の状況	76

事業の状況

主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

項目 \ 年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
正味収入保険料 (対前期増減(△)率)	134,063 (1.66%)	136,602 (1.89%)	138,766 (1.58%)	137,286 (△1.07%)	136,634 (△0.48%)
経常収益 (対前期増減(△)率)	165,491 (△0.97%)	171,781 (3.80%)	162,501 (△5.40%)	154,503 (△4.92%)	161,226 (4.35%)
保険引受利益 (対前期増減(△)率)	△5,868 (—%)	△3,048 (—%)	△1,145 (—%)	1,612 (—%)	14,748 (814.46%)
経常利益 (対前期増減(△)率)	2,517 (△60.80%)	4,211 (67.25%)	4,596 (9.14%)	4,740 (3.15%)	17,674 (272.82%)
当期純利益 (対前期増減(△)率)	1,520 (△64.49%)	△4,759 (△413.05%)	2,639 (—%)	3,350 (26.96%)	12,592 (275.81%)
正味損害率	66.18%	76.38%	67.99%	63.87%	63.75%
正味事業費率	37.34%	34.85%	33.59%	32.49%	32.59%
利息及び配当金収入 (対前期増減(△)率)	5,519 (△3.77%)	4,671 (△15.35%)	4,469 (△4.34%)	4,847 (8.46%)	4,890 (0.90%)
運用資産利回り (インカム利回り)	1.53%	1.32%	1.30%	1.40%	1.42%
資産運用利回り (実現利回り)	3.14%	2.49%	2.52%	1.57%	1.53%
時価総合利回り	1.35%	3.16%	5.55%	2.83%	6.69%
資本金の額 (発行済株式総数)	20,389 (210,320千株)	20,389 (210,320千株)	20,389 (210,320千株)	20,389 (210,320千株)	20,389 (210,320千株)
純資産額	66,346	63,960	74,260	81,261	105,953
総資産額	428,509	408,959	410,930	418,313	431,903
積立勘定資産残高	64,830	57,520	49,580	42,413	34,834
責任準備金残高	295,067	275,493	265,983	259,064	252,379
貸付金残高	10,737	5,822	4,119	2,806	1,274
有価証券残高	279,920	298,267	305,166	323,057	339,650
単体ソルベンシー・マージン比率	742.2%	570.4%	636.6%	837.1%	1,064.5%
連結ソルベンシー・マージン比率	—	571.8%	638.6%	820.9%	1,047.2%
自己資本比率	15.48%	15.64%	18.07%	19.43%	24.53%
配当性向	—	—	—	62.77%	58.91%
従業員数	2,518名	2,606名	2,560名	2,495名	2,392名

(注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

2. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料

3. 単体ソルベンシー・マージン比率は、2010年度の比率と2011年度以降の比率がそれぞれ異なる基準によって算出されています。

連結ソルベンシー・マージン比率は、2011年度から導入のため、2010年度は“—”としています。

単体ソルベンシー・マージン比率および連結ソルベンシー・マージン比率の算出方法については、[P.74単体ソルベンシー・マージン比率]および[P.75連結ソルベンシー・マージン比率]をご参照ください。

保険事業の状況

元受正味保険料(含む収入積立保険料)及び従業員1人当たり保険料

(単位:百万円)

年度 種目	2012年度			2013年度			2014年度		
	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火災	28,461	18.9%	1.3%	27,385	18.0%	△3.8%	25,832	17.0%	△5.7%
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	13,759	9.2	△6.3	12,749	8.4	△7.3	12,163	8.0	△4.6
自動車	79,474	52.9	1.8	81,318	53.5	2.3	83,630	54.9	2.8
自動車損害賠償責任	19,876	13.2	1.1	21,484	14.1	8.1	21,693	14.2	1.0
その他	8,740	5.8	0.4	8,979	5.9	2.7	9,046	5.9	0.7
(うち賠償責任)	(5,156)	(3.4)	(2.2)	(5,405)	(3.6)	(4.8)	(5,706)	(3.7)	(5.6)
合計	150,313	100.0	0.7	151,917	100.0	1.1	152,367	100.0	0.3
従業員1人当たり 元受正味保険料(含む収入積立保険料)	58		2.6	60		3.7	63		4.6

(注) 1. 元受正味保険料(含む収入積立保険料)とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをいいます。

2. 従業員1人当たり元受正味保険料(含む収入積立保険料)=元受正味保険料(含む収入積立保険料)÷従業員数

3. 海上保険は2009年度より新規の販売を行っていません。

正味収入保険料

(単位:百万円)

年度 種目	2012年度			2013年度			2014年度		
	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火災	22,655	16.3%	△2.6%	17,992	13.1%	△20.6%	14,571	10.7%	△19.0%
海上	73	0.1	△21.7	66	0.0	△9.5	53	0.0	△18.8
傷害	9,703	7.0	2.0	9,508	6.9	△2.0	9,549	7.0	0.4
自動車	79,041	57.0	1.9	80,982	59.0	2.5	83,371	61.0	2.9
自動車損害賠償責任	18,981	13.7	6.0	20,142	14.7	6.1	20,384	14.9	1.2
その他	8,312	6.0	0.8	8,594	6.3	3.4	8,702	6.4	1.3
(うち賠償責任)	(5,093)	(3.7)	(2.4)	(5,342)	(3.9)	(4.9)	(5,645)	(4.1)	(5.7)
合計	138,766	100.0	1.6	137,286	100.0	△1.1	136,634	100.0	△0.5

(注)正味収入保険料とは、元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

受再正味保険料及び支払再保険料

(単位:百万円)

年度 種目	2012年度		2013年度		2014年度	
	受再正味保険料	支払再保険料	受再正味保険料	支払再保険料	受再正味保険料	支払再保険料
火災	1,423	6,988	2,020	11,301	629	11,777
海上	92	18	86	20	70	16
傷害	—	116	—	116	—	112
自動車	37	471	37	372	37	296
自動車損害賠償責任	13,137	14,032	14,715	16,057	14,904	16,213
その他	221	649	220	598	132	486
(うち賠償責任)	(3)	(65)	(2)	(65)	(1)	(62)
合計	14,912	22,277	17,080	28,466	15,773	28,903

(注) 1. 受再正味保険料とは、受再契約に係る収入保険料から受再解約返戻金および受再その他返戻金を控除したものをいいます。

2. 支払再保険料とは、出再契約に係る支払保険料から出再保険返戻金およびその他の再保険収入を控除したものをいいます。

事業の状況

解約返戻金

(単位:百万円)

種目 \ 年度	2012年度	2013年度	2014年度
火災	1,764	1,536	1,416
海上	17	13	12
傷害	926	872	770
自動車	909	898	870
自動車損害賠償責任	706	766	882
その他	166	143	211
(うち賠償責任)	(24)	(27)	(47)
合計	4,491	4,231	4,163

(注)解約返戻金とは、元受解約返戻金、受再解約返戻金および積立解約返戻金の合計額をいいます。

保険引受利益

(単位:百万円)

種目 \ 年度	2012年度	2013年度	2014年度
火災	△1,758	△111	7,963
海上	14	31	31
傷害	△566	△1,021	261
自動車	1,475	3,958	6,394
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	△309	△1,245	97
(うち賠償責任)	(△503)	(△706)	(△444)
合計	△1,145	1,612	14,748

元受正味保険金

(単位:百万円)

種目 \ 年度	2012年度		2013年度		2014年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
火災	14,442	16.5 %	11,394	14.2 %	15,540	18.8 %
海上	4	0.0	0	0.0	7	0.0
傷害	5,547	6.3	5,055	6.3	4,646	5.6
自動車	46,312	52.9	41,859	52.2	41,373	50.1
自動車損害賠償責任	17,344	19.8	17,704	22.1	16,975	20.6
その他	3,967	4.5	4,105	5.1	4,053	4.9
(うち賠償責任)	(2,567)	(2.9)	(2,586)	(3.2)	(2,346)	(2.8)
合計	87,618	100.0	80,119	100.0	82,597	100.0

(注)元受正味保険金とは、元受契約に係る支払保険金から元受契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

正味支払保険金

(単位:百万円)

年度 種目	2012年度			2013年度			2014年度		
	金 額	構成比	正味損害率	金 額	構成比	正味損害率	金 額	構成比	正味損害率
火災	14,263	16.7	67.3	12,038	15.3	70.7	12,451	16.1	90.5
海上	48	0.1	71.3	59	0.1	89.7	48	0.1	93.3
傷害	5,545	6.5	63.5	5,053	6.4	57.9	4,605	5.9	52.5
自動車	45,964	53.9	65.2	41,720	53.1	59.1	41,022	52.9	57.1
自動車損害賠償責任	15,411	18.1	88.3	15,474	19.7	83.6	15,322	19.8	81.9
その他 (うち賠償責任)	3,995 (2,585)	4.7 (3.0)	54.9 (57.9)	4,190 (2,630)	5.3 (3.3)	55.0 (55.7)	4,066 (2,387)	5.2 (3.1)	52.2 (47.4)
合計	85,227	100.0	68.0	78,536	100.0	63.9	77,516	100.0	63.7

(注) 1. 正味支払保険金とは、元受および受再契約の支払保険金から出再契約に係る回収再保険金を控除したものをいいます。

2. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

受再正味保険金及び回収再保険金

(単位:百万円)

年度 種目	2012年度		2013年度		2014年度	
	受再正味保険金	回収再保険金	受再正味保険金	回収再保険金	受再正味保険金	回収再保険金
火災	899	1,078	1,384	740	1,628	4,717
海上	45	1	59	1	46	4
傷害	3	4	2	4	0	41
自動車	30	379	33	172	20	372
自動車損害賠償責任	15,411	17,344	15,474	17,704	15,322	16,975
その他 (うち賠償責任)	41 (18)	13 (0)	98 (44)	13 (一)	81 (40)	68 (一)
合計	16,431	18,822	17,054	18,636	17,099	22,180

(注) 1. 受再正味保険金とは、受再契約に係る支払保険金から受再契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

2. 回収再保険金とは、出再契約に係る回収保険金から出再契約に係る返還金を控除したものをいいます。

正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位:%)

年度 種目	2012年度			2013年度			2014年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	67.3	40.0	107.3	70.7	38.3	109.0	90.5	40.1	130.6
海上	71.3	30.6	101.9	89.7	5.1	94.8	93.3	32.5	125.8
傷害	63.5	48.9	112.4	57.9	48.8	106.7	52.5	48.4	100.9
自動車	65.2	30.5	95.7	59.1	30.1	89.1	57.1	29.9	87.0
自動車損害賠償責任	88.3	25.1	113.4	83.6	22.6	106.2	81.9	23.0	104.9
その他 (うち賠償責任)	54.9 (57.9)	47.1 (51.8)	102.0 (109.8)	55.0 (55.7)	48.5 (53.5)	103.5 (109.2)	52.2 (47.4)	50.4 (54.0)	102.6 (101.4)
合計	68.0	33.6	101.6	63.9	32.5	96.4	63.7	32.6	96.3

(注) 1. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

2. 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料

3. 合算率=正味損害率+正味事業費率

事業の状況

出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位:%)

種目	2012年度			2013年度			2014年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	66.8	38.8	105.6	74.2	34.8	109.0	53.2	31.8	85.0
海上	65.9	23.4	89.3	41.6	3.9	45.5	31.0	23.3	54.3
傷害	59.1	48.0	107.1	60.3	48.2	108.5	44.0	47.5	91.5
(医療)	(25.9)			(26.7)			(27.9)		
(がん)	(65.4)			(47.2)			(56.2)		
自動車	67.3	30.5	97.8	60.6	30.2	90.8	55.3	30.0	85.3
その他	50.2	43.6	93.8	58.8	46.3	105.1	41.7	48.1	89.8
(うち賠償責任)	(54.9)	(50.4)	(105.3)	(54.1)	(52.9)	(107.0)	(48.0)	(53.9)	(101.9)
合計	65.2	34.5	99.7	63.1	33.7	96.8	53.0	33.1	86.1

- (注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
 2. 発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 3. 事業費率 = (支払諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 4. 合算率 = 発生損害率 + 事業費率
 5. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額
 6. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額
 7. 傷害保険のうち介護保険は取り扱いがないため記載を省略しています。
 8. 介護費用保険は新規の販売を行っていないため「その他」に含めています。

国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位:%)

区分	2012年度	2013年度	2014年度
国内契約	99.2	98.8	99.7
海外契約	0.8	1.2	0.3

(注) 収入保険料 (元受正味保険料 (除く収入積立保険料) と受再正味保険料の合計) について国内契約および海外契約の割合を記載しています。

出再先保険会社数と出再保険料上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合
2014年度	9 (—)	98.6% (—)
2013年度	9 (—)	98.1% (—)

- (注) 1. 出再先保険会社数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者 (プール出再を含む) を対象にしています。
 2. () 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

出再保険料の格付区分別構成割合

格付区分	A-以上	BBB+～BBB-	その他 (BB+以下・格付無)	合計
2014年度	100.0% (—)	0.0% (—)	0.0% (—)	100.0% (—)
2013年度	100.0% (—)	0.0% (—)	0.0% (—)	100.0% (—)

(注) 1. 特約再保険を出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。

格付区分は、以下の方法により行っています。

- ①スタンダード・アンド・プアーズ社の格付を使用しています。
- ②スタンダード・アンド・プアーズ社の格付を持たない場合は、エイ・エム・ベスト社、ムーディーズ社、フィッチ社の順で格付の有無を確認し、利用できる格付に読み替えて使用しています。
- ③格付の読み替えは以下のとおりです。

スタンダード・アンド・プアーズ	A-以上	BBB+ ～ BBB-	BB+以下
エイ・エム・ベスト	B+以上	—	B以下
ムーディーズ	A3以上	Baa1 ～ Baa3	Ba1以下
フィッチ	A-以上	BBB+ ～ BBB-	BB+以下

2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

未収再保険金の推移

(単位:百万円)

区分	年度	2012年度	2013年度	2014年度
1	年度開始時の未収再保険金	813 (—)	418 (—)	278 (—)
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	762 (—)	614 (—)	4,949 (—)
3	当該年度回収等	1,157 (—)	754 (—)	3,661 (—)
4	1+2-3=年度末の未収再保険金	418 (—)	278 (—)	1,566 (—)

(注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

事業の状況

契約者配当金

積立保険(貯蓄型保険)では、保険期間が終了し満期を迎えたご契約者に対して、満期返戻金をお支払いするとともに、保険期間中の運用利回りが予定利回りを上回った場合には、毎月の満期契約ごとに契約者配当金を計算してお支払いします(運用利回りが予定利回りを超えなかった場合、契約者配当金はお支払いできません。)

したがって、契約者配当金は毎月変動しますが、2014年6月および2015年6月に満期を迎えた積立普通傷害保険のご契約に対しては、運用利回りが予定利回りを超えなかったため、契約者配当金はお支払いしておりません。

資産運用等の状況

運用資産の推移

(単位:百万円)

区分	年度	2012年度末		2013年度末		2014年度末	
		構成比	増減率	構成比	増減率	構成比	増減率
総資産		410,930	100.0%	418,313	100.0%	431,903	100.0%
運用資産		364,594	88.7%	372,486	89.0%	389,913	90.3%
運用資産内訳							
預貯金		23,590	5.7%	15,417	3.7%	20,055	4.6%
有価証券		305,166	74.3%	323,057	77.2%	339,650	78.6%
(うち株式)		(38,112)	(9.3%)	(41,422)	(9.9%)	(52,753)	(12.2%)
貸付金		4,119	1.0%	2,806	0.7%	1,274	0.3%
土地・建物		31,719	7.7%	31,205	7.5%	28,933	6.7%

利息及び配当金収入・運用資産利回り(インカム利回り)

(単位:百万円)

区分	年度	2012年度		2013年度		2014年度	
		利回り		利回り		利回り	
預貯金		4	0.02%	4	0.02%	0	0.01%
有価証券		4,076	1.45%	4,495	1.56%	4,574	1.57%
(公社債)		(2,883)	(1.26%)	(2,985)	(1.29%)	(2,765)	(1.21%)
(株式)		(583)	(2.21%)	(674)	(2.32%)	(685)	(2.41%)
(外国証券)		(561)	(2.60%)	(735)	(3.12%)	(1,008)	(3.16%)
(その他の証券)		(47)	(1.06%)	(100)	(3.18%)	(114)	(4.18%)
貸付金		103	2.08%	73	2.09%	41	2.42%
土地・建物		248	0.77%	242	0.77%	243	0.78%
小計		4,433	1.30%	4,815	1.40%	4,860	1.42%
その他		35		31		30	
合計		4,469		4,847		4,890	

(注)運用資産利回り(インカム利回り)は、運用資産に係る成果を、インカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標です。分子は運用資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価または償却原価をベースとした利回りです。

事業の状況

運用資産利回り(インカム利回り)のみでは、運用の実態を必ずしも適切に反映できないため、以下二つの利回りを開示しています。

資産運用利回り(実現利回り)

(単位:百万円)

区分 \ 年度	2012年度			2013年度			2014年度		
	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り
預貯金	75	21,476	0.35%	173	21,990	0.79%	6	18,507	0.03%
有価証券	8,511	281,939	3.02	5,453	287,917	1.89	4,531	291,532	1.55
(公社債)	(3,399)	(229,433)	(1.48)	(3,411)	(232,158)	(1.47)	(2,824)	(228,469)	(1.24)
(株式)	(4,303)	(26,426)	(16.28)	(1,286)	(29,020)	(4.43)	(552)	(28,425)	(1.94)
(外国証券)	(738)	(21,578)	(3.42)	(670)	(23,585)	(2.84)	(695)	(31,893)	(2.18)
(その他の証券)	(69)	(4,501)	(1.54)	(85)	(3,153)	(2.71)	(459)	(2,743)	(16.73)
貸付金	103	4,987	2.08	73	3,508	2.09	40	1,726	2.37
土地・建物	248	32,075	0.77	242	31,681	0.77	243	31,056	0.78
金融派生商品	△434	—	—	△636	—	—	391	—	—
その他	69	—	—	119	—	—	40	—	—
合計	8,574	340,479	2.52	5,426	345,097	1.57	5,255	342,822	1.53

(注)資産運用利回り(実現利回り)は、資産運用に係る成果を、当期の期間損益への寄与の観点から示す指標です。

・資産運用損益(実現ベース)＝資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用

・平均運用額(取得原価ベース)＝取得原価または償却原価による平均残高(原則として各月末残高の平均に基づいて算出しています。)

(参考)時価総合利回り

(単位:百万円)

区分 \ 年度	2012年度			2013年度			2014年度		
	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り
預貯金	75	21,476	0.35%	173	21,990	0.79%	6	18,507	0.03%
有価証券	19,538	294,326	6.64	10,465	311,332	3.36	24,111	319,958	7.54
(公社債)	(11,705)	(234,203)	(5.00)	(1,897)	(245,233)	(0.77)	(7,419)	(240,030)	(3.09)
(株式)	(4,339)	(34,846)	(12.45)	(5,750)	(37,476)	(15.34)	(12,216)	(41,345)	(29.55)
(外国証券)	(2,679)	(20,758)	(12.91)	(2,221)	(24,705)	(8.99)	(3,487)	(34,565)	(10.09)
(その他の証券)	(814)	(4,519)	(18.02)	(595)	(3,915)	(15.21)	(988)	(4,016)	(24.60)
貸付金	103	4,987	2.08	73	3,508	2.09	40	1,726	2.37
土地・建物	248	32,075	0.77	242	31,681	0.77	243	31,056	0.78
金融派生商品	△434	—	—	△636	—	—	391	—	—
その他	69	—	—	119	—	—	40	—	—
合計	19,601	352,866	5.55	10,437	368,512	2.83	24,834	371,248	6.69

(注)時価総合利回りは、時価ベースでの運用効率を示す指標です。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回りです。

・資産運用損益等(時価ベース)＝(資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用)＋(当期末評価差額(*)－前期末評価差額(*)＋繰延ヘッジ損益増減

・平均運用額(時価ベース)＝取得原価または償却原価による平均残高＋その他有価証券に係る前期末評価差額(*)＋売買目的有価証券に係る前期末評価損益

(*)税効果控除前の金額によっています。

海外投融資

(単位:百万円)

区分		2012年度末		2013年度末		2014年度末	
			構成比		構成比		構成比
外 貨 建	外国公社債	9,973	48.6 %	21,131	68.6 %	27,673	74.8 %
	外国株式	407	2.0	465	1.5	—	—
	その他	1,300	6.3	1,094	3.5	982	2.7
	計	11,681	56.9	22,691	73.6	28,655	77.5
円 貨 建	外国公社債	6,515	31.8	5,493	17.8	5,814	15.7
	その他	2,314	11.3	2,640	8.6	2,522	6.8
	計	8,830	43.1	8,133	26.4	8,337	22.5
合計		20,512	100.0	30,825	100.0	36,993	100.0
インカム利回り		2.60%		3.12%		3.16%	
実現利回り		3.42%		2.84%		2.18%	
(参考)時価総合利回り		12.91%		8.99%		10.09%	

(注) 1. 外貨建および円貨建の「その他」には外国投資信託を含みます。

2. 「インカム利回り」は、海外投融資に係る利息及び配当金収入を当該資産の平均運用額(取得原価ベース)で除した比率です。

3. 「実現利回り」は、海外投融資に係る資産についてP.72「資産運用利回り(実現利回り)」と同様の方法により算出したものです。

4. 「(参考)時価総合利回り」は、海外投融資に係る資産についてP.72「(参考)時価総合利回り」と同様の方法により算出したものです。

公共関係投融資の推移(新規引受ベース)

(単位:百万円)

区分		2012年度末		2013年度末		2014年度末	
			構成比		構成比		構成比
公 社 債	国債	—	— %	—	— %	—	— %
	地方債	—	—	—	—	—	—
	公社・公団債	4	100.0	1	100.0	1	100.0
	計	4	100.0	1	100.0	1	100.0
貸 付	公共団体	—	—	—	—	—	—
	公社・公団	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—
合計		4	100.0	1	100.0	1	100.0

事業の状況

単体ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

区分	年度	2013年度 (2014年3月31日現在)	2014年度 (2015年3月31日現在)
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額		141,693	168,212
資本金等		58,609	63,469
価格変動準備金		1,420	1,660
危険準備金		—	—
異常危険準備金		52,152	53,035
一般貸倒引当金		14	11
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)×90% (評価損の場合は100%)		25,583	43,204
土地の含み損益×85%(評価損の場合は100%)		△2,858	△1,352
払戻積立金超過額		—	—
負債性資本調達手段等		—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、 マージンに算入されない額		—	—
控除項目		—	—
その他		6,771	8,184
(B) 単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2+R_5+R_6}$		33,849	31,604
一般保険リスク(R_1)		12,199	12,145
第三分野保険の保険リスク(R_2)		—	—
予定利率リスク(R_3)		1,257	1,180
資産運用リスク(R_4)		12,446	14,294
経営管理リスク(R_5)		811	775
巨大災害リスク(R_6)		14,690	11,156
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 $[(A)/\{(B) \times 1/2\}] \times 100$		837.1%	1,064.5%

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

〈単体ソルベンシー・マージン比率〉

- 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、「通常の予測を超える危険」が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわち単体ソルベンシー・マージン総額: 上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ①保険引受上の危険(一般保険リスク・第三分野保険の保険リスク):
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
 - ②予定利率上の危険(予定利率リスク):
実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ③資産運用上の危険(資産運用リスク):
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ④経営管理上の危険(経営管理リスク):
業務の運営上、通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの
 - ⑤巨大災害に係る危険(巨大災害リスク):
通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
- 「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み損益の一部等の総額です。
- 単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

連結ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

区分	年度	2013年度 (2014年3月31日現在)	2014年度 (2015年3月31日現在)
(A)連結ソルベンシー・マージン総額		138,947	165,509
資本金等		58,935	63,804
価格変動準備金		1,420	1,660
危険準備金		—	—
異常危険準備金		52,152	53,035
一般貸倒引当金		14	11
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)		25,583	43,204
土地の含み損益		△2,858	△1,352
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額(税効果控除前)		△3,213	△3,171
保険料積立金等余剰部分		—	—
負債性資本調達手段等		—	—
保険料積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額		—	—
少額短期保険業者に係るマージン総額		—	—
控除項目		—	—
その他		6,913	8,317
(B)連結リスクの合計額		33,851	31,606
$\sqrt{(\sqrt{(R_1^2+R_2^2)}+R_3+R_4)^2+(R_5+R_6+R_7)^2+R_8+R_9}$			
損害保険契約の一般保険リスク(R_1)		12,199	12,145
生命保険契約の保険リスク(R_2)		—	—
第三分野保険の保険リスク(R_3)		—	—
少額短期保険業者の保険リスク(R_4)		—	—
予定利率リスク(R_5)		1,257	1,180
生命保険契約の最低保証リスク(R_6)		—	—
資産運用リスク(R_7)		12,449	14,298
経営管理リスク(R_8)		811	775
損害保険契約の巨大災害リスク(R_9)		14,690	11,156
(C)連結ソルベンシー・マージン比率 $[(A)/\{(B) \times 1/2\}] \times 100$		820.9%	1,047.2%

(注)「連結ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条の2(連結ソルベンシー・マージン)および第88条(連結リスク)ならびに平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出された比率です。

〈連結ソルベンシー・マージン比率〉

- 当社は損害保険事業を営むとともに、子会社において保険代理業等を営んでいます。
- 損害保険会社グループは、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「連結リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社グループが保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわち連結ソルベンシー・マージン総額：上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「連結ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ①保険引受上の危険(損害保険契約の一般保険リスク・生命保険契約の保険リスク・第三分野保険の保険リスク・少額短期保険業者の保険リスク)：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
 - ②予定利率上の危険(予定利率リスク)：実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ③最低保証上の危険(生命保険契約の最低保証リスク)：変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関する危険
 - ④資産運用上の危険(資産運用リスク)：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ⑤経営管理上の危険(経営管理リスク)：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～④および⑥以外のもの
 - ⑥巨大災害に係る危険(損害保険契約の巨大災害リスク)：通常の予測を超える損害保険契約の巨大災害(関東大震災、伊勢湾台風相当や外国で発生する巨大災害)により発生し得る危険
- 連結ソルベンシー・マージン比率の計算対象となる範囲は、保険業法上の子会社(議決権が50%超の子会社)について計算対象に含めています。
- 「損害保険会社グループが保有している資本金・準備金等の支払余力」(連結ソルベンシー・マージン総額)とは、当社およびその子会社等の純資産(剰余金処分額を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。
- 連結ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社グループを監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

経理の状況

当社は、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書等について、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、PwCあらた監査法人による監査を受け、監査報告書を受領しています。

なお、従来より当社が監査証明を受けているあらた監査法人は、2015年7月1日に名称変更し、PwCあらた監査法人となりました。

計算書類

貸借対照表

(単位:百万円)

科目	年度	2013年度 (2014年3月31日現在)		2014年度 (2015年3月31日現在)		比較増減
		金 額	構成比	金 額	構成比	
			%		%	
(資産の部)						
現金及び預貯金		15,430	3.69	20,069	4.65	4,639
現金		12		13		1
預貯金		15,417		20,055		4,638
有価証券		323,057	77.23	339,650	78.64	16,593
国債		140,350		131,137		△9,213
地方債		9,118		17,423		8,304
社債		97,174		97,160		△13
株式		41,422		52,753		11,330
外国証券		30,825		36,993		6,167
その他の証券		4,165		4,183		18
貸付金		2,806	0.67	1,274	0.30	△1,531
保険約款貸付		393		348		△44
一般貸付		2,413		926		△1,487
有形固定資産		31,944	7.64	29,570	6.85	△2,374
土地		20,135		18,988		△1,147
建物		11,069		9,944		△1,125
リース資産		21		7		△13
その他の有形固定資産		717		629		△88
無形固定資産		91	0.02	91	0.02	—
その他資産		26,289	6.28	26,971	6.24	682
未収保険料		85		14		△70
代理店貸		5,997		6,043		45
共同保険貸		421		268		△153
再保険貸		6,463		6,898		435
外国再保険貸		1,650		1,453		△196
未収金		3,347		3,918		571
未収収益		779		818		39
預託金		1,491		1,470		△20
地震保険預託金		1,530		1,618		88
仮払金		4,521		4,444		△76
金融派生商品		—		20		20
前払年金費用		1,956	0.47	1,460	0.34	△495
繰延税金資産		17,040	4.07	12,935	3.00	△4,104
貸倒引当金		△302	△0.07	△121	△0.03	180
資産の部合計		418,313	100.00	431,903	100.00	13,589

(単位：百万円)

科目	年度	2013年度 (2014年3月31日現在)		2014年度 (2015年3月31日現在)		比較増減
		金 額	構成比	金 額	構成比	
(負債の部)			%		%	
保険契約準備金		316,987	75.78	301,330	69.77	△15,657
支払備金		57,923		48,951		△8,972
責任準備金		259,064		252,379		△6,685
その他負債		16,334	3.90	20,446	4.73	4,112
共同保険借		401		388		△13
再保険借		6,047		6,269		221
外国再保険借		238		512		273
未払法人税等		920		3,985		3,064
預り金		259		235		△24
前受収益		7		4		△2
未払金		2,176		2,386		209
仮受金		6,145		6,562		417
金融派生商品		18		—		△18
リース債務		22		7		△14
資産除去債務		93		93		△0
その他の負債		2		2		—
退職給付引当金		1,725	0.41	1,898	0.44	172
賞与引当金		583	0.14	613	0.14	29
特別法上の準備金		1,420	0.34	1,660	0.38	240
価格変動準備金		1,420		1,660		240
負債の部合計		337,051	80.57	325,949	75.47	△11,102
(純資産の部)						
資本金		20,389	4.87	20,389	4.72	—
資本剰余金		15,518	3.71	15,518	3.59	—
資本準備金		12,620		12,620		—
その他資本剰余金		2,898		2,898		—
利益剰余金		24,804	5.93	34,979	8.10	10,175
利益準備金		7,732		7,769		37
その他利益剰余金		17,071		27,209		10,137
特別準備金		8,840		8,840		—
不動産圧縮積立金		1,792		1,829		36
繰越利益剰余金		6,438		16,540		10,101
株主資本合計		60,712	14.51	70,887	16.41	10,175
其他有価証券評価差額金		20,549	4.91	35,066	8.12	14,516
評価・換算差額等合計		20,549	4.91	35,066	8.12	14,516
純資産の部合計		81,261	19.43	105,953	24.53	24,692
負債及び純資産の部合計		418,313	100.00	431,903	100.00	13,589

経理の状況

〈2014年度の注記事項〉

- 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりとしています。
 - 子会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっています。
 - その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。
 - その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法によっています。
- デリバティブ取引の評価は、時価法によっています。
- 有形固定資産の減価償却は次のとおりとしています。
 - リース資産以外の有形固定資産
定率法により行っています。
ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物付属設備等を除く)については、定額法により行っています。
 - リース資産
所有権移転外ファイナンス・リースに係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により行っています。
- 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は外貨建取引等会計処理基準に基づき行っています。
- 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しています。
破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を計上しています。
今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しています。
また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産の主管部および審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っています。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づいて、当期末に発生していると認められる額を計上しています。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により費用処理しています。
数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により、翌期から費用処理しています。
(会計方針の変更)
「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)を、当期より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直しました。退職給付見込額の期間帰属方法は、期間定額基準を採用していましたが、給付算定式基準へ変更しています。また、割引率の決定方法は、主に従業員の平均残存勤務期間に基づく割引率を使用する方法を採用していましたが、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しています。
退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当期の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しています。
この結果、当期の期首の退職給付引当金が123百万円増加し、前払年金費用が330百万円、繰越利益剰余金が314百万円減少しています。また、当期の経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ16百万円増加しています。
- 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しています。
- 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しています。
- 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっています。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っています。
- 貸付金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額はありません。
 - 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまで(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。
 - 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。
 - 3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。
 - 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものです。
- 有形固定資産の減価償却累計額は25,231百万円、圧縮記帳額は5,211百万円です。
- 関係会社に対する金銭債権総額は1百万円、金銭債務総額は371百万円です。
- 取締役および監査役に対する金銭債務の総額は10百万円です。

14. 繰延税金資産の総額は28,762百万円、繰延税金負債の総額は14,206百万円です。また、評価性引当額として繰延税金資産から控除した額は1,620百万円です。

繰延税金資産の発生の主たる原因別の内訳は、責任準備金20,431百万円、退職給付引当金2,713百万円、有価証券評価損1,432百万円、支払備金1,428百万円およびソフトウェア1,010百万円です。

繰延税金負債の発生の主たる原因別の内訳は、その他有価証券に係る評価差額金12,938百万円です。

15. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正は次のとおりです。
「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が2015年3月31日に公布され、2015年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げが行われることとなりました。
これに伴い、2015年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.8%から28.9%となります。
この税率変更により、繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)は975百万円、責任準備金は406百万円減少し、法人税等調整額は1,826百万円増加し、当期純利益は1,419百万円減少しています。

16. 関係会社株式の額は、43百万円です。

17. 支払備金の内訳は次のとおりです。

支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	45,222百万円
同上に係る出再支払備金	2,344百万円
差 引 (イ)	42,877百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る支払備金(ロ)	6,073百万円
計 (イ+ロ)	48,951百万円

18. 責任準備金の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	126,110百万円
同上に係る出再責任準備金	4,377百万円
差 引 (イ)	121,732百万円
その他の責任準備金(ロ)	130,646百万円
計 (イ+ロ)	252,379百万円

19. 1株当たりの純資産額は503円77銭です。

算定上の基礎である純資産額は105,953百万円、このうち普通株式に帰属しないものはありません。また、普通株式の当期末発行済株式数は210,320千株です。

20. 退職給付に関する事項は次のとおりです。

- (1) 退職給付債務およびその内訳

イ.退職給付債務	△21,147百万円
ロ.年金資産	10,376百万円
ハ.退職給付信託	7,161百万円
ニ.未積立退職給付債務(イ+ロ+ハ)	△3,608百万円
ホ.未認識数理計算上の差異	3,157百万円
ヘ.未認識過去勤務費用	13百万円
ト.貸借対照表計上額の純額(ニ+ホ+ヘ)	△437百万円
チ.前払年金費用	1,460百万円
リ.退職給付引当金(トーチ)	△1,898百万円

- (2) 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
割引率	0.5%
長期期待運用収益率	1.7%
過去勤務費用の額の処理年数	12年
数理計算上の差異の処理年数	12年

- (3) 退職一時金制度、確定給付企業年金制度および自社年金制度に基づく退職給付引当金の当期末残高(年金資産のうち、退職給付信託に係る退職給付引当金に相当する金額を含む。)の内訳は、次のとおりです。

	退職一時金 百万円	確定給付企業年金 百万円	自社年金 百万円	合計 百万円
退職給付引当金(年金資産控除前)	△3,696	734	△5,209	△8,171
退職給付信託の年金資産	1,798	—	5,935	7,733
退職給付引当金(純額)	△1,898	—	—	△1,898
前払年金費用(純額)	—	734	726	1,460

21. 上記における子会社および関係会社の定義は、会社計算規則第2条に基づいています。

22. 重要な後発事象に関する事項は次のとおりです。

当期末日後に、翌期以降の財産または損益に重要な影響を及ぼす事象は生じていません。

23. ストック・オプションに関する事項は次のとおりです。

- (1) ストック・オプションに係る当期における費用計上額および科目名

営業費及び一般管理費 82百万円

- (2) 当期に付与したストック・オプションの内容

当社の親会社である東京海上ホールディングス株式会社より、当社の取締役および執行役員に対して株式報酬型ストック・オプションが付与されており、当社は自社負担額のうち当期末までに発生した額を報酬費用として計上しています。

24. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

経理の状況

損益計算書

(単位:百万円)

科目	年度	2013年度 (2013年4月1日から 2014年3月31日まで)	2014年度 (2014年4月1日から 2015年3月31日まで)	比較増減
		金 額	金 額	
経常収益		154,503	161,226	6,723
保険引受収益		149,699	157,184	7,484
正味収入保険料		137,286	136,634	△652
収入積立保険料		3,243	2,603	△640
積立保険料等運用益		2,070	2,089	19
支払備金戻入額		—	8,972	8,972
責任準備金戻入額		6,919	6,685	△233
為替差益		145	6	△138
その他保険引受収益		33	192	158
資産運用収益		4,328	3,765	△563
利息及び配当金収入		4,847	4,890	43
有価証券売却益		1,288	132	△1,155
有価証券償還益		4	371	367
金融派生商品収益		—	391	391
為替差益		227	35	△192
その他運用収益		31	33	1
積立保険料等運用益振替		△2,070	△2,089	△19
その他経常収益		475	277	△198
経常費用		149,762	143,552	△6,210
保険引受費用		125,494	119,704	△5,790
正味支払保険金		78,536	77,516	△1,020
損害調査費		9,142	9,586	443
諸手数料及び集金費		21,910	22,078	167
満期返戻金		10,988	10,419	△568
契約者配当金		0	6	6
支払備金繰入額		4,820	—	△4,820
その他保険引受費用		94	97	2
資産運用費用		972	599	△372
有価証券売却損		7	433	425
有価証券評価損		—	35	35
有価証券償還損		294	58	△235
金融派生商品費用		636	—	△636
その他運用費用		33	71	38
営業費及び一般管理費		23,218	22,937	△281
その他経常費用		76	310	233
貸倒損失		0	0	△0
その他の経常費用		76	310	233
経常利益		4,740	17,674	12,934
特別利益		52	64	11
固定資産処分益		52	64	11
特別損失		350	1,871	1,520
固定資産処分損		108	127	18
減損損失		—	1,503	1,503
特別法上の準備金繰入額		241	240	△1
価格変動準備金		(241)	(240)	(△1)
税引前当期純利益		4,442	15,867	11,425
法人税及び住民税		756	4,092	3,336
法人税等調整額		335	△817	△1,152
法人税等合計		1,091	3,275	2,183
当期純利益		3,350	12,592	9,241

(2014年度の注記事項)

1. 関係会社との取引による収益総額は114百万円、費用総額は2,920百万円です。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

収入保険料	165,537百万円
支払再保険料	28,903百万円
差 引	136,634百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりです。

支払保険金	99,697百万円
回収再保険金	22,180百万円
差 引	77,516百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりです。

支払諸手数料及び集金費	24,564百万円
出再保険手数料	2,485百万円
差 引	22,078百万円

(4) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	△9,046百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	19百万円
差 引 (イ)	△9,066百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る支払備金繰入額(ロ)	94百万円
計 (イ+ロ)	△8,972百万円

(5) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	578百万円
同上に係る出再責任準備金繰入額	1,154百万円
差 引 (イ)	△576百万円
その他の責任準備金繰入額(ロ)	△6,109百万円
計 (イ+ロ)	△6,685百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。

預貯金利息	0百万円
有価証券利息・配当金	4,574百万円
貸付金利息	41百万円
不動産賃貸料	243百万円
その他利息・配当金	30百万円
計	4,890百万円

3. 金融派生商品収益中の評価損益は38百万円の益です。

4. 1株当たりの当期純利益は59円87銭です。算定上の基礎である当期純利益は12,592百万円、このうち普通株式に帰属しないものはありません。

また、普通株式の期中平均株式数は210,320千株です。

潜在株式調整後1株当たりの当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

5. 損害調査費、営業費及び一般管理費に計上した退職給付費用は1,000百万円であり、その内訳は次のとおりです。

勤務費用	829百万円
利息費用	143百万円
期待運用収益	△166百万円
数理計算上の差異の費用処理額	201百万円
過去勤務費用の費用処理額	△7百万円
計	1,000百万円

6. 当期における法定実効税率は30.8%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は20.6%であり、この差異の主要な内訳は評価性引当額△19.8%、税率変更による期末繰延税金資産の減額修正10.6%です。

7. 当期において、以下の資産について減損損失を計上しています。

(単位:百万円)

用 途	種 類	場所等	減損損失		
			土地	建物	合計
売却予定不動産	土地および建物	千葉県千葉市に所有するビル等6物件	1,025	477	1,503

保険事業等の用に供している不動産については、保険事業等全体で1つの資産グループとし、賃貸用不動産等、遊休不動産等および売却予定不動産等については主たる用途に基づき個別の物件毎にグルーピングしています。

主に不動産価格の下落に伴い売却予定不動産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額としています。正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額等から処分費用見込額を減じた額です。

8. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

経理の状況

キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科目	年度	2013年度 (2013年4月1日から 2014年3月31日まで)	2014年度 (2014年4月1日から 2015年3月31日まで)	比較増減
	金 額	金 額		
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益	4,442	15,867	11,425	
減価償却費	967	917	△50	
減損損失	—	1,503	1,503	
支払備金の増減額(△は減少)	4,820	△8,972	△13,792	
責任準備金の増減額(△は減少)	△6,919	△6,685	233	
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△573	△180	392	
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△74	172	247	
賞与引当金の増減額(△は減少)	16	29	13	
価格変動準備金の増減額(△は減少)	241	240	△1	
利息及び配当金収入	△4,847	△4,890	△43	
有価証券関係損益(△は益)	△1,060	△52	1,007	
為替差損益(△は益)	△129	△11	118	
有形固定資産関係損益(△は益)	56	63	7	
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	△624	204	829	
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	1,707	1,067	△639	
貸付金関係損益(△は益)	198	1	△196	
その他	0	△0	△0	
小計	△1,777	△724	1,053	
利息及び配当金の受取額	5,364	5,620	255	
法人税等の支払額	△137	△1,484	△1,347	
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,449	3,411	△37	
投資活動によるキャッシュ・フロー				
預貯金の純増減額(△は増加)	52	1,038	986	
有価証券の取得による支出	△46,939	△46,460	478	
有価証券の売却・償還による収入	34,308	48,380	14,072	
貸付けによる支出	△339	△312	27	
貸付金の回収による収入	1,454	1,842	388	
資産運用活動計	△11,463	4,488	15,952	
営業活動及び資産運用活動計	△8,014	7,900	15,914	
有形固定資産の取得による支出	△361	△408	△46	
有形固定資産の売却による収入	95	298	203	
その他	△0	△0	0	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△11,731	4,377	16,108	
財務活動によるキャッシュ・フロー				
配当金の支払額	—	△2,103	△2,103	
リース債務の返済による支出	△13	△13	—	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△13	△2,117	△2,103	
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△8,295	5,671	13,967	
現金及び現金同等物期首残高	19,391	11,095	△8,295	
現金及び現金同等物期末残高	11,095	16,767	5,671	

〈2014年度の注記事項〉

1. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が3ヵ月以内の定期預金等の短期投資からなっています。

2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(2015年3月31日現在)

現金及び預貯金	20,069百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△ 3,302百万円
現金及び現金同等物	16,767百万円

3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

経理の状況

株主資本等変動計算書

2013年度(2013年4月1日から2014年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	利益 準備金	その他利益剰余金			
					特別 準備金	不動産 圧縮 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	20,389	12,620	2,898	7,732	8,840	1,805	3,075	57,361
当期変動額								
不動産圧縮積立金の取崩						△12	12	—
当期純利益							3,350	3,350
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△12	3,363	3,350
当期末残高	20,389	12,620	2,898	7,732	8,840	1,792	6,438	60,712

(単位：百万円)

	評価・ 換算 差額等	純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	
当期首残高	16,898	74,260
当期変動額		
不動産圧縮積立金の取崩		—
当期純利益		3,350
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,650	3,650
当期変動額合計	3,650	7,001
当期末残高	20,549	81,261

2014年度(2014年4月1日から2015年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	利益 準備金	その他利益剰余金			
					特別 準備金	不動産 圧縮 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	20,389	12,620	2,898	7,732	8,840	1,792	6,438	60,712
会計方針の変更による累積的影響額							△314	△314
会計方針の変更を反映した当期首残高	20,389	12,620	2,898	7,732	8,840	1,792	6,124	60,397
当期変動額								
不動産圧縮積立金の積立						36	△36	—
剰余金の配当				37			△2,140	△2,103
当期純利益							12,592	12,592
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	37	—	36	10,416	10,489
当期末残高	20,389	12,620	2,898	7,769	8,840	1,829	16,540	70,887

(単位：百万円)

	評価・ 換算 差額等	純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	
当期首残高	20,549	81,261
会計方針の変更による累積的影響額		△314
会計方針の変更を反映した当期首残高	20,549	80,947
当期変動額		
不動産圧縮積立金の積立		—
剰余金の配当		△2,103
当期純利益		12,592
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	14,516	14,516
当期変動額合計	14,516	25,006
当期末残高	35,066	105,953

経理の状況

〈2014年度の注記事項〉

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	210,320	—	—	210,320
合計	210,320	—	—	210,320

(注)自己株式については、該当ありません。

2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2014年5月19日 取締役会	普通株式	2,103百万円	10円	2014年 3月31日	2014年 5月20日

(2) 基準日が2014年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が2015年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2015年5月19日 取締役会	普通株式	7,417百万円	利益剰余金	35円27銭	2015年 3月31日	2015年 5月22日

4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表(主要項目)の推移

(単位：百万円)

科目	年度	2012年度	2013年度	2014年度
(資産の部)				
現金及び預貯金		23,609	15,430	20,069
有価証券		305,166	323,057	339,650
貸付金		4,119	2,806	1,274
有形固定資産		32,646	31,944	29,570
無形固定資産		91	91	91
その他資産		27,436	26,289	26,971
前払年金費用		—	1,956	1,460
繰延税金資産		18,736	17,040	12,935
貸倒引当金		△876	△302	△121
資産の部合計		410,930	418,313	431,903
(負債の部)				
保険契約準備金		319,086	316,987	301,330
その他負債		14,036	16,334	20,446
退職給付引当金		1,800	1,725	1,898
賞与引当金		567	583	613
特別法上の準備金		1,179	1,420	1,660
価格変動準備金		(1,179)	(1,420)	(1,660)
負債の部合計		336,669	337,051	325,949
(純資産の部)				
資本金		20,389	20,389	20,389
資本剰余金		15,518	15,518	15,518
利益剰余金		21,453	24,804	34,979
株主資本合計		57,361	60,712	70,887
その他有価証券評価差額金		16,898	20,549	35,066
評価・換算差額等合計		16,898	20,549	35,066
純資産の部合計		74,260	81,261	105,953
負債及び純資産の部合計		410,930	418,313	431,903

経理の状況

損益計算書(主要項目)の推移

(単位：百万円)

科目 \ 年度	2012年度 (2012年4月1日から 2013年3月31日まで)	2013年度 (2013年4月1日から 2014年3月31日まで)	2014年度 (2014年4月1日から 2015年3月31日まで)
経常収益	162,501	154,503	161,226
保険引受収益	154,711	149,699	157,184
正味収入保険料	138,766	137,286	136,634
収入積立保険料	4,182	3,243	2,603
積立保険料等運用益	2,133	2,070	2,089
支払備金戻入額	—	—	8,972
責任準備金戻入額	9,510	6,919	6,685
その他の保険引受収益	118	179	199
資産運用収益	7,563	4,328	3,765
利息及び配当金収入	4,469	4,847	4,890
有価証券売却益等	5,075	1,292	896
その他の運用収益	153	258	68
積立保険料等運用益振替	△2,133	△2,070	△2,089
その他経常収益	226	475	277
経常費用	157,905	149,762	143,552
保険引受費用	132,812	125,494	119,704
正味支払保険金	85,227	78,536	77,516
損害調査費	9,119	9,142	9,586
諸手数料及び集金費	23,320	21,910	22,078
満期返戻金	13,369	10,988	10,419
契約者配当金	1	0	6
支払備金繰入額	1,665	4,820	—
その他の保険引受費用	108	94	97
資産運用費用	1,122	972	599
有価証券売却損等	948	938	492
有価証券評価損	135	—	35
その他の運用費用	38	33	71
営業費及び一般管理費	23,866	23,218	22,937
その他経常費用	103	76	310
経常利益	4,596	4,740	17,674
特別利益	261	52	64
固定資産処分益	261	52	64
特別損失	296	350	1,871
固定資産処分損	70	108	127
減損損失	—	—	1,503
特別法上の準備金繰入額	225	241	240
価格変動準備金	(225)	(241)	(240)
税引前当期純利益	4,561	4,442	15,867
法人税及び住民税	112	756	4,092
法人税等調整額	1,809	335	△817
法人税等合計	1,921	1,091	3,275
当期純利益	2,639	3,350	12,592

1株当たり配当等の推移

項目 \ 年度	2012年度	2013年度	2014年度
1株当たり配当額	—	10円00銭	35円27銭
1株当たり当期純利益金額	12円54銭	15円93銭	59円87銭
配当性向	—	62.77%	58.91%
1株当たり純資産額	353円08銭	386円37銭	503円77銭
従業員1人当たり総資産	160百万円	167百万円	180百万円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目 \ 年度	2012年度	2013年度	2014年度
当期純利益(百万円)	2,639	3,350	12,592
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	2,639	3,350	12,592
普通株式の期中平均株式(千株)	210,320	210,320	210,320

経理の状況

資産・負債の明細

現金及び預貯金

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2012年度末	2013年度末	2014年度末
現金	19	12	13
預貯金	23,590	15,417	20,055
（郵便振替・郵便貯金）	(556)	(527)	(742)
（当座預金）	(444)	(425)	(48)
（普通預金）	(17,411)	(9,169)	(15,002)
（通知預金）	(960)	(960)	(960)
（定期預金）	(3,187)	(3,334)	(2,302)
（譲渡性預金）	(1,030)	(1,000)	(1,000)
合計	23,609	15,430	20,069

商品有価証券・同平均残高・同売買高

該当ありません。

保有有価証券の内訳と推移

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2012年度末		2013年度末		2014年度末	
		構成比 %		構成比 %		構成比 %
国債	131,940	43.2	140,350	43.4	131,137	38.6
地方債	9,232	3.0	9,118	2.8	17,423	5.1
社債	100,936	33.1	97,174	30.1	97,160	28.6
株式	38,112	12.5	41,422	12.8	52,753	15.5
外国証券	20,512	6.7	30,825	9.5	36,993	10.9
その他の証券	4,431	1.5	4,165	1.3	4,183	1.2
合計	305,166	100.0	323,057	100.0	339,650	100.0

保有有価証券利回りの内訳と推移

年度		2012年度	2013年度	2014年度
区分				
インカム利回り	公社債	1.26%	1.29%	1.21%
	株式	2.21	2.32	2.41
	外国証券	2.60	3.12	3.16
	その他	1.06	3.18	4.18
	合計	1.45	1.56	1.57
実現利回り	公社債	1.48%	1.47%	1.24%
	株式	16.28	4.43	1.94
	外国証券	3.42	2.84	2.18
	その他	1.54	2.71	16.73
	合計	3.02	1.89	1.55
時価総合利回り	公社債	5.00%	0.77%	3.09%
	株式	12.45	15.34	29.55
	外国証券	12.91	8.99	10.09
	その他	18.02	15.21	24.60
	合計	6.64	3.36	7.54

(注) 1. 「インカム利回り」は、利息及び配当金収入を当該資産の平均運用額(取得原価ベース)で除した比率です。

2. 「実現利回り」は、P.72「資産運用利回り(実現利回り)」と同様の方法により算出したものです。

3. 「時価総合利回り」は、P.72「(参考)時価総合利回り」と同様の方法により算出したものです。

有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

残存期間		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
区分								
2013年度末	国債	12,950	5,727	2,000	13,900	24,800	69,200	128,577
	地方債	100	2,806	1,400	2,700	100	1,500	8,606
	社債	18,675	22,763	22,567	10,979	5,134	13,300	93,418
	株式	—	—	—	—	—	41,422	41,422
	外国証券	837	7,774	6,837	4,368	5,609	4,297	29,723
	その他の証券	299	499	—	—	—	3,366	4,165
	合計	32,861	39,571	32,804	31,947	35,643	133,086	305,914
2014年度末	国債	2,727	3,000	6,300	17,600	24,050	61,950	115,627
	地方債	6,406	6,000	1,600	1,300	—	1,500	16,806
	社債	24,002	31,860	14,700	4,906	4,424	13,200	93,092
	株式	—	—	—	—	—	52,753	52,753
	外国証券	800	11,530	6,405	1,883	10,176	4,273	35,070
	その他の証券	166	555	—	—	—	3,461	4,183
	合計	34,102	52,946	29,005	25,689	38,650	137,138	317,533

(注) 「元本額(額面金額)」を表示しています。

経理の状況

業種別保有株式

(単位:千株、百万円)

区分	2012年度末			2013年度末			2014年度末		
	株 数	金 額	構成比	株 数	金 額	構成比	株 数	金 額	構成比
金融保険業	20,980	10,837	28.4%	18,711	9,667	23.3%	16,215	10,976	20.8%
陸運業	13,386	6,562	17.2	13,386	6,367	15.4	13,348	9,394	17.8
機械	8,882	3,069	8.1	8,882	4,550	11.0	8,882	5,268	10.0
食料品	4,103	2,581	6.8	4,103	3,053	7.4	3,265	4,451	8.4
建設業	6,757	2,576	6.8	5,752	3,864	9.3	5,726	3,524	6.7
その他製品	430	1,362	3.6	792	2,046	4.9	792	3,116	5.9
商業	4,736	2,357	6.2	4,613	2,250	5.4	4,118	2,539	4.8
鉄鋼	11,158	1,441	3.8	11,158	1,679	4.1	11,158	2,526	4.8
金属製品	1,827	1,626	4.3	1,882	1,702	4.1	1,773	2,462	4.7
電気機器	2,054	1,190	3.1	1,902	1,548	3.7	1,902	2,226	4.2
その他	10,008	4,505	11.8	9,465	4,689	11.3	9,432	6,264	11.9
合計	84,326	38,112	100.0	80,650	41,422	100.0	76,617	52,753	100.0

(注)1. 業種区分は証券取引所の業種分類に準じています。

2. 陸運業は空運業を含んでいます。また、卸売業および小売業は商業として、銀行業、保険業およびその他金融業は金融保険業として記載しています。

貸付金の残存期間別残高

2013年度末

(単位:百万円)

区 分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
国内企業向け	固定金利	1,031	—	—	—	—	—	1,031
	変動金利	172	—	—	72	—	—	245
	計	1,204	—	—	72	—	—	1,277
そ の 他	固定金利	19	184	270	140	260	570	1,446
	変動金利	—	1	15	17	4	42	82
	計	19	186	285	158	265	612	1,528
合 計	固定金利	1,051	184	270	140	260	570	2,478
	変動金利	172	1	15	90	4	42	327
	計	1,224	186	285	231	265	612	2,806

2014年度末

(単位:百万円)

区 分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
国内企業向け	固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	固定金利	20	195	218	124	248	426	1,233
	変動金利	0	—	1	—	1	37	41
	計	21	195	219	124	249	464	1,274
合 計	固定金利	20	195	218	124	248	426	1,233
	変動金利	0	—	1	—	1	37	41
	計	21	195	219	124	249	464	1,274

貸付金担保別内訳

(単位:百万円)

区分	年度	2012年度末		2013年度末		2014年度末	
			構成比		構成比		構成比
担保貸付		578	14.0 %	301	10.7 %	170	13.4 %
有価証券担保貸付		—	—	—	—	—	—
不動産・動産・財団担保貸付		578	14.0	301	10.7	170	13.4
指名債権担保貸付		—	—	—	—	—	—
保証貸付		2,212	53.7	1,928	68.7	755	59.3
信用貸付		825	20.0	182	6.5	—	—
その他		2	0.1	0	0.0	0	0.0
一般貸付計		3,618	87.8	2,413	86.0	926	72.7
約款貸付		500	12.2	393	14.0	348	27.3
合計		4,119	100.0	2,806	100.0	1,274	100.0
(うち劣後特約貸付)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

貸付金使途別内訳

(単位:百万円)

区分	年度	2012年度末		2013年度末		2014年度末	
			構成比		構成比		構成比
設備資金		1,846	44.8 %	1,366	48.7 %	200	15.8 %
運転資金		2,273	55.2	1,439	51.3	1,073	84.2
合計		4,119	100.0	2,806	100.0	1,274	100.0

貸付金の業種別内訳と推移

(単位:百万円)

区分	年度	2012年度末		2013年度末		2014年度末	
			構成比		構成比		構成比
農林・水産業		—	— %	—	— %	—	— %
鉱業・採石業・砂利採取業		—	—	—	—	—	—
建設業		52	1.3	10	0.4	—	—
製造業		—	—	—	—	—	—
卸売業・小売業		192	4.7	172	6.2	—	—
金融業・保険業		148	3.6	72	2.6	—	—
不動産業・物品賃貸業		349	8.5	—	—	—	—
情報通信業		—	—	—	—	—	—
運輸業・郵便業		—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業		—	—	—	—	—	—
サービス業等		1,304	31.7	1,021	36.4	—	—
その他		1,572	38.2	1,135	40.5	926	72.7
(うち個人住宅・消費者ローン)		(1,550)	(37.6)	(1,119)	(39.9)	(925)	(72.6)
計		3,618	87.8	2,413	86.0	926	72.7
公共団体		—	—	—	—	—	—
公社・公団		—	—	—	—	—	—
約款貸付		500	12.2	393	14.0	348	27.3
合計		4,119	100.0	2,806	100.0	1,274	100.0

(注) 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じています。

経理の状況

貸付金企業規模別内訳

(単位:百万円)

区分	年度	2012年度末		2013年度末		2014年度末	
			構成比		構成比		構成比
大企業		675	18.7 %	182	7.6 %	—	— %
中堅企業		1,222	33.8	1,021	42.3	—	—
中小企業		148	4.1	72	3.0	—	—
その他		1,572	43.4	1,135	47.1	926	100.0
一般貸付計		3,618	100.0	2,413	100.0	926	100.0

(注) 1. 大企業とは資本金10億円以上の企業をいいます。

2. 中堅企業とは(注)1の「大企業」および(注)3の「中小企業」以外の企業をいいます。

3. 中小企業とは資本金3億円以下の企業をいいます。(ただし、卸売業は資本金1億円以下、小売業、飲食業、サービス業は資本金5千万円以下の企業をいいます。)

4. その他とは個人ローン等です。

貸付金地域別内訳

(単位:百万円)

区分	年度	2012年度末		2013年度末		2014年度末	
			構成比		構成比		構成比
国内	首都圏	1,989	97.2 %	1,277	100.0 %	—	— %
	その他の地域	57	2.8	—	—	—	—
	国内計	2,046	100.0	1,277	100.0	—	—
海外計		—	—	—	—	—	—
合計		2,046	100.0	1,277	100.0	—	—

(注) 1. 個人ローン・約款貸付等は含みません。

2. 国内の区分は、当社取扱部店所在地による分類です。

有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位:百万円)

区分	年度	2012年度末	2013年度末	2014年度末
土地		20,169	20,135	18,988
営業用		19,166	19,146	18,133
賃貸用		1,002	989	855
建物		11,550	11,069	9,944
営業用		10,337	9,913	9,056
賃貸用		1,212	1,156	888
土地・建物合計		31,719	31,205	28,933
営業用		29,504	29,059	27,189
賃貸用		2,214	2,145	1,744
建設仮勘定		—	—	—
営業用		—	—	—
賃貸用		—	—	—
合計		31,719	31,205	28,933
営業用		29,504	29,059	27,189
賃貸用		2,214	2,145	1,744
リース資産		35	21	7
その他の有形固定資産		892	717	629
有形固定資産合計		32,646	31,944	29,570

支払承諾の残高内訳

該当ありません。

支払承諾見返の担保別内訳

該当ありません。

長期性資産

(単位:百万円)

区分 \ 年度	2012年度末	2013年度末	2014年度末
長期性資産	56,036	49,567	42,917

(注)長期性資産は、積立保険の払戻積立金・契約者配当準備金の合計額を表示しています。

住宅関連融資

(単位:百万円)

区分 \ 年度	2012年度末		2013年度末		2014年度末	
		構成比 %		構成比 %		構成比 %
個人向けローン	136	100.0	62	100.0	30	100.0
住宅金融会社貸付	—	—	—	—	—	—
地方住宅供給公社貸付	—	—	—	—	—	—
合計	136 (3.3%)	100.0	62 (2.2%)	100.0	30 (2.4%)	100.0
総貸付残高	4,119		2,806		1,274	

(注)合計欄の()内は総貸付残高に対する比率です。

経理の状況

リスク管理債権

(単位：百万円)

区分	年度	2013年度	2014年度	比較増減
破綻先債権額	(A)	—	—	—
延滞債権額	(B)	245	—	△245
3ヵ月以上延滞債権額	(C)	—	—	—
貸付条件緩和債権額	(D)	—	—	—
リスク管理債権合計 (E)=(A)+(B)+(C)+(D)		245	—	△245
貸付金残高	(F)	2,806	1,274	△1,532
貸付金に占める割合 (G)=(E)/(F)×100		8.8%	—	△8.8%
担保等保全額及び個別引当額	(H)	214	—	△214
カバー率 (I)=(H)/(E)×100		87.3%	—	△87.3%

(注) 1. 各債権の意義は次のとおりです。

(1) 破綻先債権

破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本または利息の取り立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」といいます)のうち、法人税法施行令に規定する事由が生じている貸付金です。

(2) 延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金以外の貸付金です。

(3) 3ヵ月以上延滞債権

3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。

(4) 貸付条件緩和債権

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

2. 担保等保全額及び個別引当額は、担保等で保全され回収が見込まれる額と個別貸倒引当金に繰入済の額の合計額です。

元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

債務者区分に基づいて区分された債権

(単位：百万円)

区分	年度	2012年度	2013年度	2014年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		—	—	—
危険債権		714	245	—
要管理債権		139	—	—
正常債権		3,274	2,567	1,280
合計		4,128	2,813	1,280

(注) 上記の表は、貸付金・貸付有価証券およびこれらに準ずる未収利息・仮払金を基礎として区分しています。

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申し立て等により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であり、実質破綻先に対する債権および破綻先に対する債権です。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権であり、破綻懸念先に対する債権です。
- 要管理債権とは、要注先に対する債権のうち3ヵ月以上延滞貸付金(元本または利息の支払いが、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金)および条件緩和貸付金(債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金)です。ただし前記1.2.に掲げる貸付金を除きます。
- 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、前記1.2.3.およびこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権であり、国、地方公共団体および被管理金融機関に対する債権、正常先に対する債権および要注先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

自己査定結果

当社が保有する貸付金・有価証券等の各資産について資産の健全性維持を目的として、合理的かつ客観的な査定基準を策定し、適正な償却および引当金の計上を行っています。なお、2014年度末においてⅣ分類資産については、その全額について償却または引当を行っています。

2013年度

(単位：百万円)

区 分	非分類資産 (Ⅰ分類)	分 類 資 産				合 計
		Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	計	
貸付金	2,558	39	208	—	248	2,806
有価証券	321,832	1,224	—	—	1,224	323,057
有形固定資産	31,866	78	—	—	78	31,944
その他	60,565	131	102	9	242	60,808
合計	416,822	1,474	310	9	1,793	418,616

2014年度

(単位：百万円)

区 分	非分類資産 (Ⅰ分類)	分 類 資 産				合 計
		Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	計	
貸付金	1,274	—	—	—	—	1,274
有価証券	338,453	1,196	—	35	1,232	339,686
有形固定資産	29,150	420	—	—	420	29,570
その他	61,333	85	103	7	195	61,529
合計	430,212	1,701	103	43	1,848	432,060

(注) 1. その他とは、預貯金、保険料債権、預託金等です。

2. 資産の自己査定結果における各分類区分は次のとおりです。

(1) 非分類(Ⅰ分類)資産

「Ⅱ分類、Ⅲ分類、Ⅳ分類としない資産」で、回収の危険性または価値の毀損の可能性について、問題のない資産です。

(2) Ⅱ分類資産

債権確保上の諸条件が満足に充たされていないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の度合を超える危険を含むと認められる債権等の資産です。

(3) Ⅲ分類資産

最終の回収または価値について重大な懸念が存し、したがって損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産です。

(4) Ⅳ分類資産

回収不可能または無価値と判定される資産です。

3. 各欄の金額は、自己査定による償却および評価損計上実施前の残高を表示しています。

経理の状況

支払備金

(単位：百万円)

種目 \ 年度	2012年度末	2013年度末	2014年度末
火災	7,684	10,650	4,898
海上	129	107	78
傷害	4,139	4,396	3,658
自動車	31,705	32,592	30,760
自動車損害賠償責任	5,852	5,979	6,073
その他	3,591	4,196	3,482
(うち賠償責任)	(1,847)	(1,798)	(1,838)
合計	53,102	57,923	48,951

期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位：百万円)

会 計 年 度	期 首 支 払 備 金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
2010年度	39,415	22,530	18,973	△2,087
2011年度	44,628	24,973	19,509	146
2012年度	43,648	25,094	19,218	△663
2013年度	44,550	22,775	20,534	1,240
2014年度	49,732	27,930	20,448	1,353

(注)1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

3. 当期把握見積り差額=期首支払備金-(前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

自動車保険

(単位:百万円)

事故発生年度		2010年度			2011年度			2012年度			2013年度			2014年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金+ 支払備金	事故発生年度末	47,767			45,688			46,349			43,699			40,993		
	1年後	48,261	1.010	494	46,901	1.027	1,213	45,677	0.986	△672	42,901	0.982	△798			
	2年後	48,294	1.001	33	46,557	0.993	△344	45,499	0.996	△178						
	3年後	47,972	0.993	△322	46,329	0.995	△228									
	4年後	47,962	1.000	△10												
最終損害見積り額		47,962			46,329			45,499			42,901			40,993		
累計保険金		46,604			43,665			41,371			36,799			26,841		
支払備金		1,358			2,664			4,128			6,102			14,152		

傷害保険

(単位:百万円)

事故発生年度		2010年度			2011年度			2012年度			2013年度			2014年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金+ 支払備金	事故発生年度末	6,099			5,297			5,493			5,182			4,336		
	1年後	6,144	1.007	45	5,118	0.966	△179	5,497	1.001	4	4,636	0.895	△546			
	2年後	6,106	0.994	△38	5,213	1.019	95	5,426	0.987	△71						
	3年後	6,173	1.011	67	5,275	1.012	62									
	4年後	6,226	1.009	53												
最終損害見積り額		6,226			5,275			5,426			4,636			4,336		
累計保険金		6,152			5,163			5,187			4,036			1,808		
支払備金		74			112			239			600			2,528		

賠償責任保険

(単位:百万円)

事故発生年度		2010年度			2011年度			2012年度			2013年度			2014年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金+ 支払備金	事故発生年度末	2,636			2,545			2,555			2,309			2,267		
	1年後	2,533	0.961	△103	2,545	1.000	0	2,674	1.047	119	2,400	1.039	91			
	2年後	2,434	0.961	△99	2,582	1.015	37	2,686	1.004	12						
	3年後	2,460	1.011	26	2,562	0.992	△20									
	4年後	2,484	1.010	24												
最終損害見積り額		2,484			2,562			2,686			2,400			2,267		
累計保険金		2,436			2,482			2,515			2,085			1,306		
支払備金		48			80			171			315			961		

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。

3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

経理の状況

責任準備金

(単位:百万円)

種目	年度	2012年度末	2013年度末	2014年度末
火災		120,199	113,798	105,975
海上		2,509	2,503	2,486
傷害		56,099	51,916	46,841
自動車		28,103	32,053	38,290
自動車損害賠償責任		35,521	34,975	34,633
その他		23,549	23,817	24,151
(うち賠償責任)		(5,333)	(5,605)	(5,943)
合計		265,983	259,064	252,379

責任準備金積立水準

区分	年度	2013年度末	2014年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式又は全期チルメル式	平準純保険料式又は全期チルメル式
積立率		100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いています。
2. 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しています。
3. 積立率=(実際に積み立てている普通責任準備金+払戻積立金)÷(下記(1)～(3)の合計額)
- (1)標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
- (2)標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに2001年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金
- (3)2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

責任準備金の残高内訳

(単位:百万円)

区 分		普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合 計
2013年度末	火災	83,636	26,151	—	4,000	10	113,798
	海上	59	2,443	—	—	—	2,503
	傷害	3,527	4,589	—	43,697	102	51,916
	自動車	25,762	6,291	—	—	—	32,053
	自動車損害賠償責任	34,975	—	—	—	—	34,975
	その他	11,197	10,801	—	1,802	15	23,817
	(うち賠償責任)	(1,899)	(3,706)	(—)	(—)	(—)	(5,605)
	合計	159,158	50,278	—	49,500	127	259,064
2014年度末	火災	80,871	22,199	—	2,893	11	105,975
	海上	50	2,436	—	—	—	2,486
	傷害	3,463	5,044	—	38,173	159	46,841
	自動車	27,959	10,331	—	—	—	38,290
	自動車損害賠償責任	34,633	—	—	—	—	34,633
	その他	11,321	11,090	—	1,723	16	24,151
	(うち賠償責任)	(1,952)	(3,990)	(—)	(—)	(—)	(5,943)
	合計	158,299	51,102	—	42,790	186	252,379

(注)地震保険と自動車損害賠償責任保険の責任準備金については、普通責任準備金として記載しています。

引当金明細表

2013年度

(単位：百万円)

区 分		2012年度末 残高	2013年度 増加額	2013年度減少額		2013年度末 残高	摘要
				目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	88	14	—	88※	14	※洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	787	6	199	306※	288	※回収等による取崩額
	計	876	21	199	394	302	
賞与引当金		567	583	567	—	583	
価格変動準備金		1,179	241	—	—	1,420	

2014年度

(単位：百万円)

区 分		2013年度末 残高	2014年度 増加額	2014年度減少額		2014年度末 残高	摘要
				目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	14	11	—	14※	11	※洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	288	6	2	180※	110	※回収等による取崩額
	計	302	17	2	195	121	
賞与引当金		583	613	583	—	613	
価格変動準備金		1,420	240	—	—	1,660	

(注)退職給付引当金に関する事項はP.79に記載しています。

貸付金償却の額

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2012年度	2013年度	2014年度
貸付金償却額	37	—	—

資本金等明細表

純資産の変動については、「P.84,85株主資本等変動計算書」をご参照ください。

特別勘定資産・同残高・同運用収支

該当ありません。

経理の状況

損益の明細

有価証券売却損益および評価損明細表

(単位：百万円)

区分	2012年度			2013年度			2014年度		
	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損
国債等	671	41	65	525	7	—	48	0	—
株式	3,789	3	70	618	—	—	84	181	35
外国証券	153	260	—	144	—	—	—	251	—
合計	4,614	305	135	1,288	7	—	132	433	35

(注)国債等には、国内公社債およびその他の証券を含みます。

固定資産処分損益明細表

(単位：百万円)

区分	2012年度		2013年度		2014年度	
	処分益	処分損	処分益	処分損	処分益	処分損
土地・建物	258	46	50	100	58	112
その他の有形固定資産	2	23	1	8	5	14
小計	261	70	52	108	64	127
無形固定資産	—	—	—	—	—	—
合計	261	70	52	108	64	127

事業費(含む損害調査費)

(単位：百万円)

区分	2012年度	2013年度	2014年度
人件費	19,348	18,844	19,066
物件費	12,099	12,036	12,018
税金	1,536	1,486	1,445
拠出金	1	△7	△7
負担金	—	—	—
諸手数料及び集金費	23,320	21,910	22,078
合計	56,306	54,272	54,602

(注)1.金額は、損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計額です。

2.拠出金は、火災予防拠出金および交通事故予防拠出金です。

3.負担金は、保険業法第265条の33の規定に基づく保険契約者保護機構負担金です。

減価償却費及び賃貸用不動産等減価償却明細表

2013年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	2013年度償却額	償却累計額	2013年度末残高	償却累計率
建物	31,574	633	20,504	11,069	64.94%
営業用	28,690	553	17,915	9,913	62.44%
賃貸用	2,884	80	2,589	1,156	89.77%
リース資産	81	13	59	21	73.47%
その他の有形固定資産	5,657	320	4,939	717	87.31%
合 計	37,312	967	25,503	11,808	

2014年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	2014年度償却額	償却累計額	2014年度末残高	償却累計率
建物	30,449	657	20,504	9,944	67.34%
営業用	27,572	597	18,516	9,056	67.16%
賃貸用	2,876	60	1,988	888	69.12%
リース資産	81	13	73	7	90.12%
その他の有形固定資産	5,283	245	4,653	629	88.07%
合 計	35,813	917	25,231	10,581	

- (注) 1. 取得原価は、減損評価損控除後としています。
 2. 社宅用・厚生用の建物は、営業用を含めて表示しています。
 3. 賃貸割合に応じて営業用・賃貸用に区分し表示しています。

売買目的有価証券運用損益明細表

該当ありません。

リース取引

(通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引)
 該当ありません。

(オペレーティング・リース取引)

該当ありません。

損害率感応度

損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。
計 算 方 法	● 増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ● 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ● 増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ● 経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額
経 常 利 益 の 減 少 額	820百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額 363百万円

経理の状況

金融商品関係

2013年度

①金融商品の状況に関する事項

当社は、保険料として収受した資金等の運用を行っています。運用する資産は、長期火災保険や積立保険等の複数年にわたる保険契約に対応する負債対応資産とそれ以外に区分して管理しています。

負債対応資産については、将来、保険金や満期返戻金等を確実にお支払いするために、保険負債とのバランスを考え、資産・負債総合管理(ALM)を行っています。ALMにおいては、保険負債が抱える金利リスクを適切にコントロールしつつ、高格付債券を中心として一定の信用リスクをとる運用を行い、安定的な剰余の価値(運用資産価値－保険負債価値)の拡大を目指しています。

負債対応資産以外については、保険金のお支払いに備える流動性の維持も考慮しつつ、安定的な収益の獲得に向けて、投資対象の分散や資産運用の効率性の向上等に取り組んでいます。投資にあたっては、投資対象ごとのリスク・リターン特性のバランスを考慮し、債券、株式等への分散投資を行っています。また、保有する資産に係るリスクの軽減や、一定のリスクの範囲内での収益獲得を目的として、為替予約取引やデリバティブ取引も活用しています。

こうした取り組みによって、短期的な収益のブレを抑えながら運用収益を安定的に拡大させ、中長期的な純資産価値の拡大および財務基盤の健全性の維持につなげることを目指しています。

②金融商品の時価等に関する事項

2014年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれていません((注)2をご参照ください)。

(単位：百万円)

	2013年度末		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預貯金	15,430	15,430	—
(2)有価証券 その他有価証券	318,680	318,680	—
(3)貸付金 貸倒引当金(*1)	2,413 △184		
	2,229	2,284	55
資産計	336,340	336,395	55
(4)デリバティブ取引(*2) ヘッジ会計が適用されていないもの	(18)	(18)	—
デリバティブ取引計	(18)	(18)	—

(*1)貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

(*2)その他資産およびその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しています。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預貯金

預金は短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額としています。

(2)有価証券

有価証券のうち、株式は取引所の価格によっており、債券は店頭取引による価格または取引金融機関から提示された価格等としています。また、投資信託については、公表されている基準価格等としています。

(3)貸付金

貸付金のうち変動金利貸付については、市場金利の変動が短期間で将来キャッシュ・フローに反映されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、原則として、当該帳簿価額を時価としています。ただし、貸出先の信用状況が実行後に大きく悪化した先については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値等によっています。固定金利貸付については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値等によっています。なお、貸付金のうち、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先については、担保および保証による回収見込額等に基づいて個別契約ごとに貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としています。

(4)デリバティブ取引

[P.110デリバティブ取引関係]をご参照ください。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「(2)有価証券」および「(3)貸付金」には含まれていません。

非上場株式および非上場株式中心に資産が構成されている組合出資金等(貸借対照表計上額4,376百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

約款貸付(貸借対照表計上額393百万円)については、保険契約に基づいた融資制度で、解約返戻金の範囲内で返済期限を定めずに実行しており、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(注) 3. 金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

種 類	2013年度末			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預貯金(*1)	5,294	—	—	—
有価証券	32,861	72,375	67,590	87,771
その他有価証券のうち				
満期があるもの				
国債	12,950	7,727	38,700	69,200
地方債	100	4,206	2,800	1,500
社債	18,675	45,330	16,113	13,300
外国証券	837	14,611	9,977	3,771
その他	299	499	—	—
貸付金(*2)	1,051	472	424	219
資産計	39,208	72,847	68,014	87,991

(*1)「預貯金」には、譲渡性預金を含めています。

(*2)貸付金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない245百万円は含めていません。また、期間の定めのないものはありません。

経理の状況

2014年度

①金融商品の状況に関する事項

当社は、保険料として収受した資金等の運用を行っています。運用する資産は、長期火災保険や積立保険等の複数年にわたる保険契約に対応する負債対応資産とそれ以外に区分して管理しています。

負債対応資産については、将来、保険金や満期返戻金等を確実に支払うために、保険負債とのバランスを考え、資産・負債総合管理(ALM)を行っています。ALMにおいては、保険負債が抱える金利リスクを適切にコントロールしつつ、高格付債券を中心として一定の信用リスクをとる運用を行い、安定的な剰余の価値(運用資産価値－保険負債価値)の拡大を目指しています。

負債対応資産以外については、保険金のお支払いに備える流動性の維持も考慮しつつ、安定的な収益の獲得に向けて、投資対象の分散や資産運用の効率性の向上等に取り組んでいます。投資にあたっては、投資対象ごとのリスク・リターン特性のバランスを考慮し、債券、株式等への分散投資を行っています。また、保有する資産に係るリスクの軽減や、一定のリスクの範囲内での収益獲得を目的として、為替予約取引やデリバティブ取引も活用しています。

こうした取り組みによって、短期的な収益のプレを抑えながら運用収益を安定的に拡大させ、中長期的な純資産価値の拡大および財務基盤の健全性の維持につなげることを目指しています。

②金融商品の時価等に関する事項

2015年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれていません((注)2をご参照ください)。

(単位：百万円)

	2014年度末		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預貯金	20,069	20,069	—
(2)有価証券			
其他有価証券	335,610	335,610	—
(3)貸付金	926		
貸倒引当金(*1)	△2		
	923	963	40
資産計	356,602	356,642	40
(4)デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	20	20	—
デリバティブ取引計	20	20	—

(*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

(*2) その他資産およびその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預貯金

預金は短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額としています。

(2)有価証券

有価証券のうち、株式は取引所の価格によっており、債券は店頭取引による価格または取引金融機関から提示された価格等としています。また、投資信託については、公表されている基準価格等としています。

(3)貸付金

貸付金のうち変動金利貸付については、市場金利の変動が短期間で将来キャッシュ・フローに反映されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、原則として、当該帳簿価額を時価としています。固定金利貸付については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値等によっています。

(4)デリバティブ取引

[P.111デリバティブ取引関係]をご参照ください。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「(2)有価証券」および「(3)貸付金」には含まれていません。

非上場株式および非上場株式中心に資産が構成されている組合出資金等(貸借対照表計上額4,040百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

約款貸付(貸借対照表計上額348百万円)については、保険契約に基づいた融資制度で、解約返戻金の範囲内で返済期限を定めずに実行しており、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(注) 3. 金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

種 類	2014年度末			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預貯金(*1)	4,262	—	—	—
有価証券	34,102	81,952	64,340	80,923
その他有価証券のうち				
満期があるもの				
国債	2,727	9,300	41,650	61,950
地方債	6,406	7,600	1,300	1,500
社債	24,002	46,560	9,330	13,200
外国証券	800	17,936	12,060	4,273
その他	166	555	—	—
貸付金(*2)	21	415	373	115
資産計	38,386	82,367	64,714	81,039

(*1)「預貯金」には、譲渡性預金を含めています。

(*2) 貸付金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等はありません。また、期間の定めのないものはありません。

経理の状況

有価証券関係

2013年度

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券

該当ありません。

③子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式43百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものです。

④その他有価証券

(単位：百万円)

種 類		2013年度末		
		取得原価	貸借対照表 計上額	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	公 社 債	216,315	227,913	11,597
	株 式	22,817	35,982	13,164
	外国証券	24,478	27,306	2,827
	そ の 他	2,553	3,826	1,273
	小 計	266,165	295,028	28,863
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	公 社 債	18,766	18,730	△36
	株 式	2,649	2,405	△244
	外国証券	2,745	2,516	△229
	そ の 他	1,000	1,000	—
	小 計	25,161	24,652	△509
合 計		291,326	319,680	28,354

(注)1.時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は上表に含めていません。

2.2013年度末の貸借対照表において現金及び預貯金として処理されている譲渡性預金(1,000百万円)をその他に含めています。

⑤売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	2013年度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公 社 債	11,185	439	7
株 式	1,760	618	—
外 国 証 券	1,370	144	—
そ の 他	313	86	—
合 計	14,629	1,288	7

⑥保有目的の変更

該当ありません。

⑦減損処理を行った有価証券

該当ありません。

2014年度

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券

該当ありません。

③子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式43百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものです。

④その他有価証券

(単位：百万円)

種 類		2014年度末		
		取得原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公 社 債	214,673	230,853	16,179
	株 式	24,744	49,401	24,657
	外国証券	29,542	34,865	5,323
	そ の 他	2,104	3,912	1,807
	小 計	271,064	319,032	47,967
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公 社 債	14,890	14,866	△23
	株 式	614	540	△73
	外国証券	1,160	1,145	△15
	そ の 他	1,025	1,024	△0
	小 計	17,690	17,577	△112
合 計		288,754	336,610	47,855

(注)1.時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は上表に含めていません。

2.2014年度末の貸借対照表において現金及び預貯金として処理されている譲渡性預金(1,000百万円)をその他に含めています。

⑤売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類		2014年度		
		売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公 社 債 株 式 外 国 証 券 そ の 他	公 社 債	6,874	48	0
	株 式	200	84	181
	外 国 証 券	942	—	251
	そ の 他	—	—	—
合 計		8,017	132	433

⑥保有目的の変更

該当ありません。

⑦減損処理を行った有価証券

2014年度において、その他有価証券について35百万円(時価を把握することが極めて困難と認められるもの35百万円)の減損処理を行っています。

経理の状況

金銭の信託関係

該当ありません。

デリバティブ取引関係

2013年度

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

a. 通貨関連

(単位：百万円)

区分	取引の種類	2013年度末			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	2,044	—	△11	△11
	ユーロ	4,067	—	△6	△6
	合計	—	—	△18	△18

(注) 時価の算定方法

為替予約取引…先物為替相場によっています。

b. 金利関連

該当ありません。

c. 株式関連

該当ありません。

d. 債券関連

該当ありません。

e. その他

該当ありません。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当ありません。

2014年度

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

a. 通貨関連

(単位：百万円)

区分	取引の種類	2014年度末			
		契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売 建 ユ ー ロ	5,597	—	20	20
	合 計	—	—	20	20

(注) 時価の算定方法

為替予約取引…先物為替相場によっています。

b. 金利関連

該当ありません。

c. 株式関連

該当ありません。

d. 債券関連

該当ありません。

e. その他

該当ありません。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当ありません。

経理の状況

財務諸表の適正性と財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

当社取締役社長は、当社の2014年4月1日から2015年3月31日までの事業年度に係る財務諸表等は、不実の記載がないものと2015年5月19日付で認識しています。

不実の記載がないと認識するに至った理由は、当社は、財務諸表等を適正に作成するため内部監査を含む以下の内部管理体制を整備していますが、その体制が機能していることを確認したためです。

- 1.業務分掌と所管部署ならびに権限基準が明確にされ、各部署が適正に業務を遂行する体制を整備していること。
- 2.経理部門では、財務諸表等の作成に必要な情報を把握し、その内容を財務諸表等に適正に反映していること。
- 3.経理部門では、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき財務諸表等を作成していること。
- 4.財務諸表等の作成にあたっては、適宜会計監査人の助言を受け、適正に対応していること。
- 5.内部監査部門では、財務諸表作成に係る各部門の業務プロセスが、法令・社内規程等に従い、適切に遂行されていることを事業年度ごとに確認していること。

コーポレート データ

沿革	114
株式の状況	115
会社の組織	117
役員の状況	118
従業員の状況	121
企業集団の状況	122
設備の状況	124

沿革

日新火災のあゆみ

年 月	事 項
明治	
41年(1908年) 6月	帝国帆船海上保険株式会社として東京に設立
43年(1910年) 8月	社名を東洋海上保険株式会社と改称
大正	
14年(1925年) 10月	社名を東洋海上火災保険株式会社と改称
昭和	
17年(1942年) 4月	東明火災海上保険株式会社を合併
18年(1943年) 7月	豊国火災保険株式会社と福寿火災保険株式会社の両社と合併し、現在の日新火災海上保険株式会社と改称
24年(1949年) 5月	東京証券取引所に株式を上場
32年(1957年) 7月	日新実業株式会社(現 日新火災インシュアランスサービス株式会社)を設立
45年(1970年) 4月	株式会社日新査定センター(後の日新火災損害調査株式会社)を設立
53年(1978年) 7月	TALKクラブ(当社専業代理店ならびに代理店会による連合組織)発足
58年(1983年) 2月	トークビルサービス株式会社(現 日新火災総合サービス株式会社)を設立
63年(1988年) 11月	日新情報システム開発株式会社を設立
平成	
3年(1991年) 4月	日新総合サービス株式会社(現 日新火災総合サービス株式会社)を設立
4年(1992年) 2月	東京本社・浦和本社(現 さいたま本社)の2本社体制スタート
11年(1999年) 12月	東京本社を千代田区神田駿河台に移転
12年(2000年) 4月	ユニバーサルリスクソリューション株式会社を設立
15年(2003年) 3月	東京海上火災保険株式会社(現 東京海上日動火災保険株式会社)と業務提携・資本提携
18年(2006年) 9月	株式会社ミレアホールディングス(現 東京海上ホールディングス株式会社)との経営統合による完全子会社化(株式上場廃止)
19年(2007年) 6月	日新総合サービス株式会社とトークビルサービス株式会社が合併し、日新火災総合サービス株式会社と改称
23年(2011年) 4月	日新火災損害調査株式会社を吸収合併

株式の状況

株主及び株式の状況

2015年3月31日現在、当社の発行可能株式総数は389,957千株、発行済株式総数は210,320千株です。なお、当社は、株式交換により2006年9月30日付で東京海上ホールディングス株式会社の完全子会社となっています。

基本事項

決算期日	毎年3月31日
定時株主総会	毎年4月1日から4ヵ月以内に開催
期末配当の基準日	毎年3月31日
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載します。 (注)公告を掲載する当社ホームページ http://www.nisshinfire.co.jp/
1単元の株式数	1,000株
株主名簿管理人	なし
上場証券取引所	なし

臨時株主総会

決議事項は以下のとおりです。(決議日：2015年4月1日)

決議事項 取締役6名選任の件

本件は、原案どおり、村島雅人、横川卓事、花村吉昭、夏迫清治、鷲見哲也、大庭雅志の6氏が選任され、就任しました。

第108期定時株主総会

第108期定時株主総会の報告事項および決議事項は以下のとおりです。(決議日：2015年6月25日)

報告事項 平成26年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告および計算書類報告の件

本件は、上記事業報告および計算書類の内容を報告しました。

決議事項 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり、河合健一氏が選任され、就任しました。

株式の状況

大株主

(2015年3月31日現在)

氏名又は名称	所 在 地	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
東京海上ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	210,320 ^{千株}	100.0 [%]
合 計		210,320	100.0

(注)1,000株未満は切り捨てて表示しています。

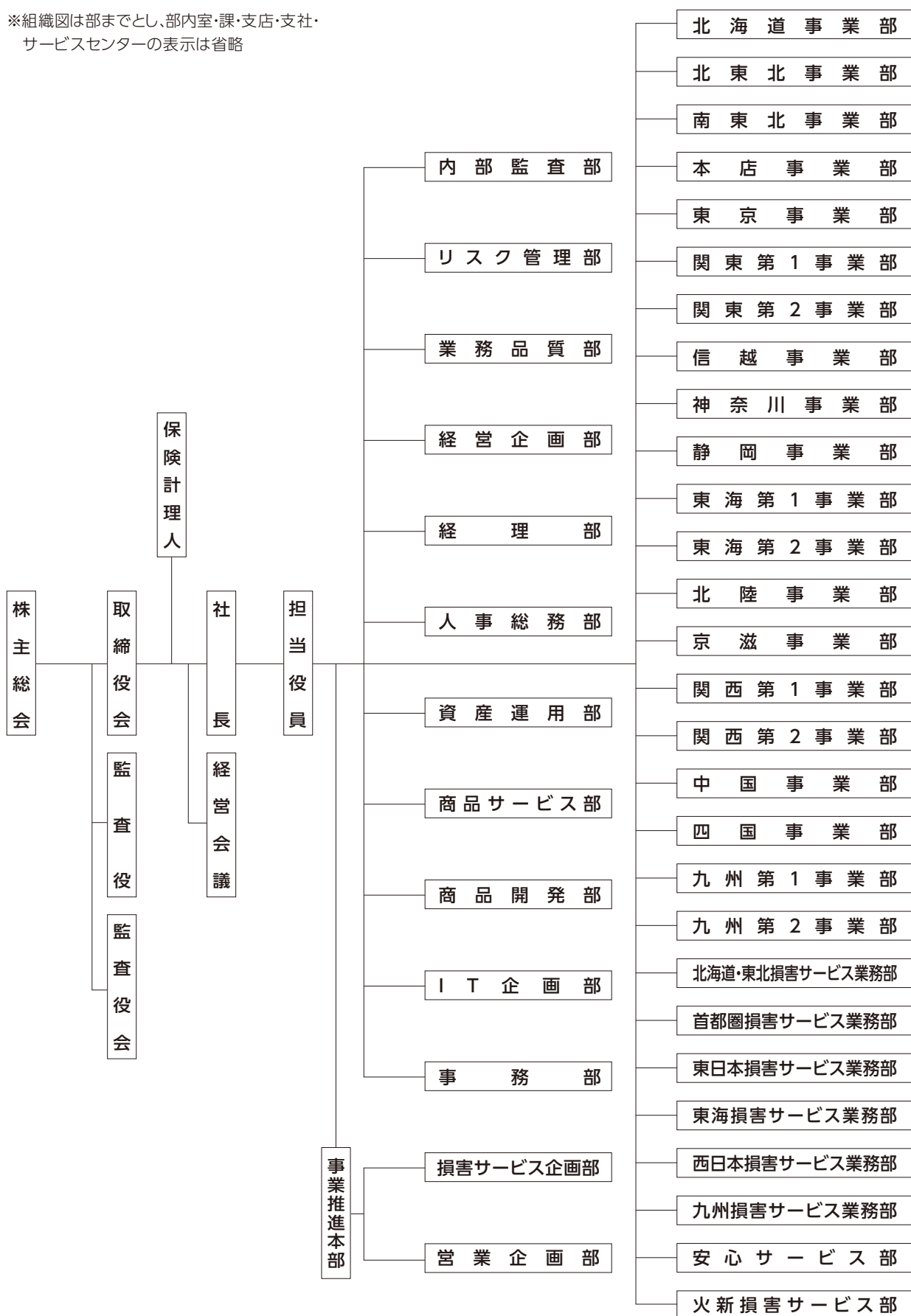
発行済株式総数及び資本金の額の推移

年 月 日	発行済株式総数		資本金の額		摘 要
	増 減 数	残 高	増 減 数	残 高	
2001年3月31日	^{千株} △1,942	^{千株} 194,805	^{千円} —	^{千円} 15,634,652	利益による株式の消却 (2000年4月1日～2001年3月31日)
2002年3月31日	△5,648	189,157	—	15,634,652	利益による株式の消却 (2001年4月1日～2002年3月31日)
2005年3月31日	2	189,159	499	15,635,152	転換社債の株式への転換 (2004年4月1日～2005年3月31日)
2006年3月31日	23,537	212,696	4,754,488	20,389,640	転換社債の株式への転換 (2005年4月1日～2006年3月31日)
2007年3月31日	△2,376	210,320	—	20,389,640	自己株式の消却 (2006年4月1日～2007年3月31日)
2015年3月31日	—	210,320	—	20,389,640	

会社の組織

組織図(2015年7月1日現在)

※組織図は部までとし、部内室・課・支店・支社・サービスセンターの表示は省略



役員の状況

取締役

(2015年7月1日現在)

役 名	氏 名 (生年月日)	略 歴
代表取締役社長	村 島 雅 人 (1960年3月21日生)	1982年 4月 当社入社 以後 営業推進部長を経て、 2008年 6月 執行役員営業推進部長 2009年 4月 執行役員経営企画部長 同 年 6月 取締役執行役員経営企画部長 2010年 6月 取締役常務執行役員経営企画部長 2011年 4月 取締役常務執行役員 2012年 6月 取締役社長(代表取締役) 2013年 4月 取締役社長(代表取締役)改革推進本部長 2015年 4月 取締役社長(代表取締役)(現職)
代表取締役	横 川 卓 事 (1956年8月26日生)	1980年 4月 当社入社 以後 北海道事業部長を経て、 2009年 6月 執行役員北海道事業部長 2010年 6月 執行役員首都圏第3事業本部長兼神奈川統括営業部長 2011年 4月 執行役員営業企画部長 同 年 6月 取締役執行役員営業企画部長 2012年 6月 取締役常務執行役員営業企画部長 2013年 4月 取締役常務執行役員 同 年 6月 取締役専務執行役員 2014年 4月 取締役(代表取締役)専務執行役員事業推進本部長(現職)
取締役	花 村 吉 昭 (1958年11月19日生)	1981年 4月 当社入社 以後 経営企画部長を経て、 2008年 6月 取締役執行役員経営企画部長 2009年 4月 取締役執行役員 同 年 6月 取締役執行役員人事部長 2010年 4月 取締役執行役員 同 年 6月 取締役常務執行役員損害サービス本部長 2011年 4月 取締役常務執行役員 2013年 4月 取締役常務執行役員改革推進本部副本部長 2014年 4月 取締役常務執行役員改革推進本部副本部長兼事業推進本部副本部長 2015年 4月 取締役常務執行役員(現職)
取締役	夏 迫 清 治 (1959年4月9日生)	1982年 4月 当社入社 以後 首都圏損害サービス第1部長を経て、 2009年 6月 執行役員首都圏損害サービス第1部長 2010年 4月 執行役員東北事業本部副本部長 同 年 6月 執行役員東北事業本部長 2011年 4月 執行役員 2012年 4月 執行役員事業支援部長 同 年 6月 取締役執行役員事業支援部長 2014年 4月 取締役常務執行役員(現職)
取締役	鷲 見 哲 也 (1961年3月1日生)	1985年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 2009年 7月 東京海上日動火災保険株式会社中国自動車営業第一部長 2013年 6月 当社取締役執行役員 2014年 4月 当社取締役常務執行役員商品開発部長 同 年 6月 当社取締役常務執行役員 2015年 4月 当社取締役常務執行役員事業推進本部副本部長(現職)
取締役	大 庭 雅 志 (1955年2月13日生)	1978年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 2006年 6月 東京海上日動火災保険株式会社経理部長 2007年 6月 同社執行役員経理部長 2009年 6月 東京海上ホールディングス株式会社執行役員経理部長 2010年 6月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役 同 年 6月 東京海上ホールディングス株式会社常務取締役 2013年 6月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役退任 2014年 6月 東京海上ホールディングス株式会社専務取締役 2015年 4月 同社取締役副社長(現職) 同 年 4月 当社取締役(現職)

(注)1. 2006年6月28日以降、当社は会長・社長以外の役付取締役を廃止しました。

2. 取締役 大庭雅志は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

監査役

(2015年7月1日現在)

役 名	氏 名 (生年月日)	略 歴
監査役 (常勤)	まつ ばら ゆう 松原 裕 (1954年5月11日生)	1977年11月 当社入社 以後 経営企画部長を経て、 2007年 4月 執行役員経営企画部長 同 年 6月 取締役執行役員内部管理本部長兼経営企画部長 2008年 4月 取締役執行役員内部管理本部長 2009年 6月 取締役常務執行役員 2012年 6月 監査役(常勤)(現職)
監査役 (常勤)	ほし の のぶ ゆき 星野 暢之 (1956年3月29日生)	1978年 4月 当社入社 以後 コンプライアンス部推進役を経て、 2013年 6月 監査役(常勤)(現職)
監査役	かわ い けん いち 河合 健一 (1949年4月5日生)	1973年 4月 株式会社静岡銀行入行 1992年 4月 同社中山支店長 1994年 4月 同社新宿支店長 1997年 4月 同社営業推進部長兼支店担当部長 1998年 6月 同社理事営業推進部長兼支店担当部長 同 年12月 同社理事名古屋支店長 1999年 4月 同社執行役員名古屋支店長 2001年 6月 同社常務執行役員首都圏カンパニー長 2003年 6月 静岡コンピューターサービス株式会社代表取締役社長 2011年 6月 当社監査役(現職) 2013年 9月 協立電機株式会社取締役(現職) 2015年 6月 鈴与シンワート株式会社監査役(現職)
監査役	たま い たけ あき 玉井 孝明 (1950年7月5日生)	1975年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 2003年 6月 同社執行役員海外本部長 2004年10月 東京海上日動火災保険株式会社執行役員アジア担当部長 2006年 6月 同社常務取締役経営企画部長 同 年 6月 株式会社ミレアホールディングス(現 東京海上ホールディングス株式会社)取締役 2008年 6月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役 同 年 6月 株式会社ミレアホールディングス取締役退任 2010年 6月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役 2011年 6月 東京海上ホールディングス株式会社専務取締役 2012年 6月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役退任 同 年 6月 東京海上ホールディングス株式会社取締役副社長 2013年 6月 東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長 2014年 6月 東京海上ホールディングス株式会社常勤監査役(現職) 同 年 6月 当社監査役(現職)

(注)監査役 河合健一および玉井孝明は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

役員の状況

執行役員

(2015年7月1日現在)

役 名	氏 名 (生年月日)	略 歴	担 当
社長執行役員	村 島 雅 人 むら しま まさと	[取締役]の欄をご参照ください。	
専務執行役員	横 川 卓 事 よこ がわ たく じ	[取締役]の欄をご参照ください。	事業推進本部、損害サービス企画部、安心サービス部、火新損害サービス部
常務執行役員	花 村 吉 昭 はな むら よし おき	[取締役]の欄をご参照ください。	経理部、資産運用部、東海第1事業部、東海第2事業部、北陸事業部、東海損害サービス業務部、(内部監査部)
常務執行役員	川 上 活 明 (1956年9月8日生) かわ かみ かつ おき	1981年4月 当社入社 以後 営業推進部長を経て、 2009年6月 執行役員営業推進部長 2011年4月 執行役員 2012年6月 常務執行役員(現職)	京滋事業部、関西第1事業部、関西第2事業部、中国事業部、四国事業部、西日本損害サービス業務部
常務執行役員	村 本 英 治 (1958年10月15日生) むら もと えい じ	1981年4月 東京海上火災保険株式会社入社 2006年7月 東京海上日動火災保険株式会社群馬支店長 2010年6月 当社取締役執行役員営業推進本部副本部長 2011年4月 当社取締役執行役員 2013年6月 当社常務執行役員(現職)	北海道事業部、本店事業部、関東第1事業部、静岡事業部、首都圏損害サービス業務部
常務執行役員	夏 迫 清 治 なつ さこ きよ ぼる	[取締役]の欄をご参照ください。	内部監査部、リスク管理部、業務品質部、人事総務部
常務執行役員	鷺 見 哲 也 ず み てつ や	[取締役]の欄をご参照ください。	経営企画部、IT企画部、営業企画部、九州第1事業部、九州第2事業部、九州損害サービス業務部、(事業推進本部)
常務執行役員	星 野 明 雄 (1961年7月15日生) ほし の あき お	1985年4月 東京海上火災保険株式会社入社 2010年7月 東京海上ホールディングス株式会社海外事業企画部部長(出向) 2012年4月 東京海上日動火災保険株式会社アジア・ジャカルタ駐在員 2014年6月 当社執行役員商品開発部長 2015年4月 当社常務執行役員(現職)	商品サービス部、商品開発部、事務部
執行役員	光岡 哲太郎 (1958年11月9日生) みつ おか てつ たろう	1982年4月 当社入社 以後 北海道事業部長を経て、 2012年6月 執行役員北海道事業部長 2013年4月 執行役員人事総務部長 2015年4月 執行役員(現職)	北東北事業部、南東北事業部、関東第2事業部、信越事業部、北海道・東北損害サービス業務部、東日本損害サービス業務部
執行役員	丸 尾 朗 (1961年9月10日生) まる お あきら	1985年4月 当社入社 以後 九州第1事業部長を経て、 2013年6月 執行役員九州第1事業部長 2014年4月 執行役員商品サービス部長 2015年4月 執行役員損害サービス企画部長(現職)	
執行役員	岡 本 隆 裕 (1962年7月4日生) おか もと たか ひろ	1985年4月 当社入社 以後 経営企画部長を経て、 2013年6月 執行役員経営企画部長 2015年4月 執行役員人事総務部長(現職)	
執行役員	黒 岡 圭 子 (1957年3月2日生) くろ おか けい こ	1979年4月 当社入社 以後 安心サービス部長を経て、 2014年4月 執行役員安心サービス部長 2015年4月 執行役員業務品質部長(現職)	
執行役員	佐々木 俊哉 (1961年12月23日生) さ さ き とし や	1984年4月 当社入社 以後 本店営業部長を経て、 2014年4月 執行役員神奈川事業部長(現職)	神奈川事業部
執行役員	大 田 紀 之 (1961年5月9日生) おお た のり ゆき	1986年4月 当社入社 以後 南東北事業部長を経て、 2015年4月 執行役員営業企画部長(現職)	
執行役員	権 平 憲 昭 (1962年6月13日生) ごん だいら のり おき	1986年4月 当社入社 以後 東京事業部長を経て、 2015年4月 執行役員東京事業部長(現職)	東京事業部
執行役員	森 博 彦 (1963年9月25日生) もり ひろ ひこ	1986年4月 当社入社 以後 西日本損害サービス業務部長を経て、 2015年4月 執行役員商品サービス部長(現職)	

(注)担当欄の()は副担当です。

従業員の状況

従業員数等

(2015年3月31日現在)

従業員数	2,392名
平均年齢	43.8歳
平均勤務年数	14.4年
平均年間給与	5,860,205円

(注) 1. 従業員数については、就業人員数を記載しています。
2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいます。

新規採用数の推移

(各年度とも4月1日現在)

年度	社員(全国型・広域型)	社員(地域型)	合計
2011年度	25名	2名	27名
2012年度	22名	9名	31名
2013年度	33名	11名	44名
2014年度	27名	5名	32名
2015年度	31名	14名	45名

(注) 職種転換者および関連会社からの移籍者は除いています。

社員の採用と教育

採用方針

お客さまに最も身近で信頼されるリテール損害保険会社の実現を目指す当社では、地域に密着した代理店と協力して高品質なサービスを提供する独自のビジネスモデルを実践することのできる人材を求め、積極的な採用活動を行っています。具体的には、「円滑な人間関係を築くことのできるコミュニケーション能力を持ち」、「とことん考え」、「あきらめずに挑戦できる」人材を求めています。

採用にあたっては、基本的な人権の尊重や就職の機会均等をすべての応募者に保障し、就職差別のない公平・明白な採用選考を行うという観点から、「公正採用基本方針」を策定し、面接者への教育を実施しています。また、面接を重視し、一人ひとりの適性・能力および意欲を見極めた採用を行っています。

社員育成体制

「お客さま本位の最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指す」ことを経営理念に掲げた当社は、その実現のためにあるべき社員像を、「『ありがとう』と言っていた人」という言葉で具体的に表しました。当社では、その社員像および社員像の具現化を目的に定めた8つの基本行動(チームワーク・挨拶・身だしなみ・コミュニケーション・行動・約束・感謝・仕事で学ぶ)を柱に、真のお客さま本位を自らの業務を通じて実践できる社員の教育・研修・育成を、体系的なプログラムに基づき実施しています。

新入社員に対しては、入社後2年以内に会社戦力として十分な技量を身につけることを目標に、教育・研修を実施しています。その後については、①階層別、②部門別、③職務別、④経験年数別、⑤年齢層別の各種研修のほか、OJTや自己啓発など全社員に共通する育成プログラムを提供し、個々に必要な知識や能力等に応じた教育・研修を実施しています。

また当社では、業務知識の習得のみならず、時代の要請や、お客さまのニーズを敏感にとらえ的確に対応しうる幅広い知識と実践力を持つ、損害保険サービス業に従事するにふさわしい社員の育成に努めています。

福利厚生制度

法律で定められている社会保険等の福利厚生制度の他、以下の諸制度を実施しています。

・財形貯蓄制度 ・持株会制度 ・共済会 ・各種保養施設 他

企業集団の状況

主要な事業の内容および組織の構成

当社グループは、持株会社である東京海上ホールディングス株式会社のもと、当社および子会社4社で構成され、損害保険事業を営んでいます。当社および当社の子会社において営む主要な事業の内容と各子会社の当該事業における位置付けは次のとおりです。

(1) 損害保険事業および保険関連事業

損害保険事業を営んでいる会社は、当社です。

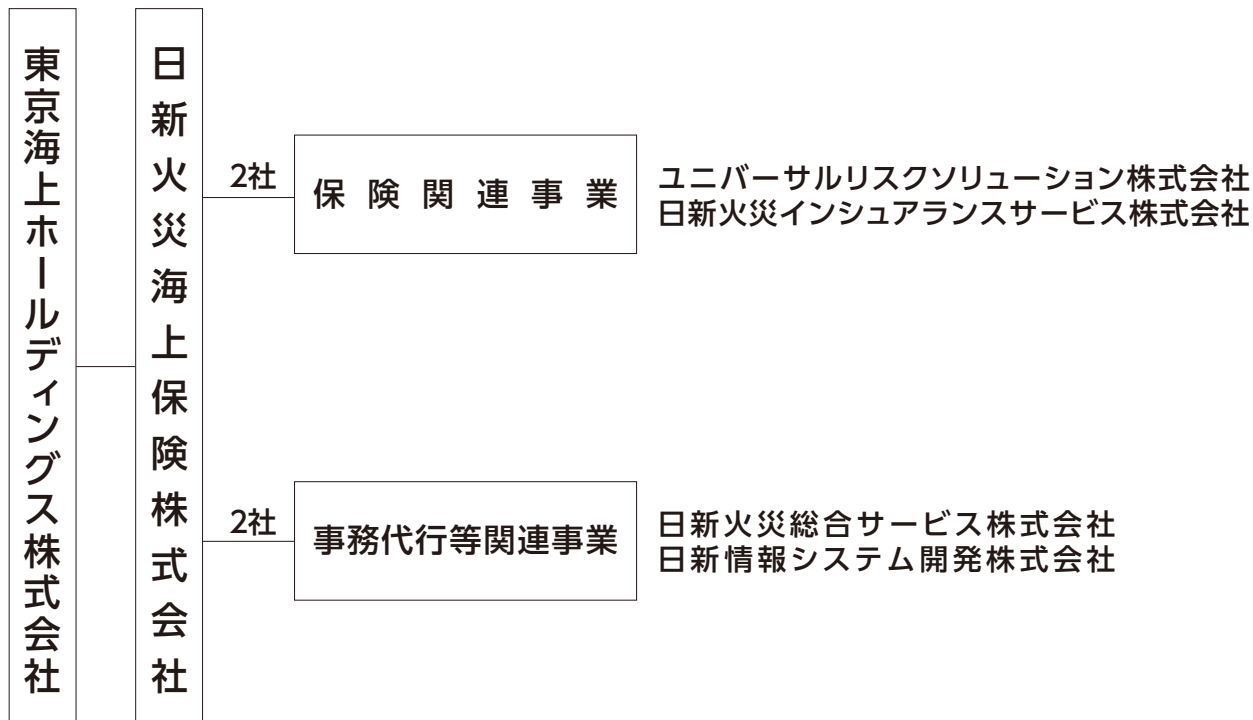
保険関連事業を営んでいる会社は、子会社であるユニバーサルリスクソリューション株式会社および日新火災インシュアランスサービス株式会社であり、それぞれリスクコンサルタント業務、保険募集代理業務等を主要事業としています。

(2) 事務代行等関連事業

事務代行等関連事業を営んでいる会社は、子会社である日新火災総合サービス株式会社および日新情報システム開発株式会社であり、それぞれ物流関係業務、システム設計業務等を主要事業としています。

〔事業系統図〕

(2015年3月31日現在)



子会社

(2015年3月31日現在)

会 社 名	設立年月日	資本金	当社の議決権の 所有割合	当社子会社等の 議決権の所有割合	本社所在地	主な事業内容
日新火災インシュアランス サービス株式会社	1957. 7. 24	百万円 20	100 %	— %	東京都千代田区 神田駿河台2-3	保険代理業
日新火災総合サービス 株式会社	1983. 2. 1	10	100	—	東京都千代田区 神田駿河台2-3	荷造・印刷・製本・集配業 務、付随設備保守管理業 務等
日新情報システム開発 株式会社	1988. 11. 1	20	100	—	埼玉県さいたま市 浦和区上木崎2-7-5	プログラム作成、 ソフトウェア開発
ユニバーサルリスクソリュ ーション株式会社	2000. 4. 11	10	100	—	東京都千代田区 神田駿河台2-3	リスクコンサルタント業務

連結財務諸表

当社では、連結財務諸表を作成していません。

設備の状況

設備投資等の概要

当期の設備投資は、主として、営業店舗の建物・設備等の維持改善を目的に実施しました。当期中の投資総額は4億7百万円でした。

主要な設備の状況

(2015年3月31日現在)

店 名	所 属 出 先 機 関	帳 簿 価 額 (百万円)				従業員数
		土地(面積 m ²)	建 物	動 産	リース資産	
東 京 本 社※1	10 店	10,830(4,160)	3,798	73	—	592 人
さいたま本社※2	5	3,070(9,472)	1,429	172	7	263
信 越 事 業 部	8	281(1,827)	153	10	—	98
神 奈 川 事 業 部	4	0(212)	206	18	—	105
北 海 道 事 業 部	6	5(537)	108	14	—	96
北 東 北 事 業 部	14	1,027(2,561)	690	30	—	222
南 東 北 事 業 部						
静 岡 事 業 部	4	4(163)	98	8	—	89
東 海 第 1 事 業 部	9	468(2,458)	754	28	—	203
東 海 第 2 事 業 部						
北 陸 事 業 部	3	28(472)	166	8	—	71
京 滋 事 業 部	24	340(1,613)	392	54	—	441
関 西 第 1 事 業 部						
関 西 第 2 事 業 部						
中 国 事 業 部						
四 国 事 業 部	11	356(1,933)	127	15	—	212
九 州 第 1 事 業 部						
九 州 第 2 事 業 部						

※1 本店事業部、東京事業部、関東第1事業部を含む。

※2 関東第2事業部を含む。

(注)1. 上記「店名」は、本社または事業部ごとの区分によって記載し、「所属出先機関」以下の各計数は、同一の本社または事業部に属する支店、支社および営業所等出先機関の合計を記載しています。

2. 上記は全て営業用設備です。

3. 上記の他、主要な賃貸用設備として以下のものがあります。

(単位：百万円)

設 備 名	帳 簿 価 額	
	土地(面積 m ²)	建 物
名古屋ビル (名古屋市中区)	1 (210)	197

4. 前記の他、主要な社宅用・厚生用設備として以下のものがあります。

(単位：百万円)

設 備 名	帳 簿 価 額	
	土地(面積 m ²)	建 物
トークハイム日進 (さいたま市北区)	804 (3,536)	445

5. 主要な設備のうち、リース契約によるものについては該当ありません。

損害保険用語の解説

か行

価格変動準備金

保険会社が保有する株式等の価格変動による損失に備えることを目的とした準備金です。資産の一定割合を積み立て、株式等の売買等による損失が利益を超える場合にその差額を取り崩します。

過失相殺

損害賠償額を算出するにあたり、被害者にも過失があった場合、その過失の割合に応じて損害賠償額を減額することをいいます。

クーリングオフ

契約の取消請求権のことです。損害保険の場合には、保険業法の定めにより、保険期間が1年を超える個人契約について、契約の申込日からその日を含め8日以内であれば契約の解除ができる場合があります。

契約者配当金

積立保険（貯蓄型保険）の積立保険料部分において、保険会社が予定利率を超える運用益をあげた場合に、満期返れい金と合わせて保険会社から保険契約者に支払われる配当金をいいます。

契約の解除

保険契約者または保険会社の意思表示によって、契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。

契約の失効

保険契約が効力を失い終了することをいいます。例えば、保険金支払の対象とならない事故によって保険の対象が滅失した場合には、保険契約は失効します。

告知義務

保険契約を締結する際に、保険契約者は保険会社に対して重要な事実を申し出なければならないという義務、また、重要な事項について事実と異なることを申し出てはならないという義務のことをいいます。

さ行

再調達価額

時価（額）に対する言葉で、保険の対象と同等の物を新たに建築または購入するために必要な金額をいいます。

再保険

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の保険金支払責任の一部または全部を他の保険会社に転嫁するための保険のことをいいます。

再保険料

保険上の責任を他の保険会社に転嫁する際に、対価として支払う保険料のことをいいます。

時価（額）

再調達価額から、経過年数や使用・消耗による減価分を差し引いた金額のことをいいます。

事業費

保険会社が事業を行うための経費で、損害保険会計では「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」、「諸手数料及び集金費」を総称したものです。

質権設定

火災保険等で、保険契約を締結した物件が災害に遭った場合の保険金請求権を、被保険者が他人（質権者）に質入れすることをいいます。

支払備金

決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払のために積み立てる準備金のことをいいます。

責任準備金

将来の保険金支払等の保険契約上の保険会社が負う債務に対して、あらかじめ積み立てておく準備金をいいます。これには、次年度以降の債務のためにその分の保険期間に対応する保険料を積み立てる「普通責任準備金」と、積立保険において、満期返れい金、契約者配当金の支払いに備えるための「払戻積立金」「契約者配当準備金」および、異常な大災害に備えるための「異常危険準備金」等の種類があります。

全損

保険の対象が完全に滅失した場合（火災保険であれば全焼・全壊）や、修理・回収に要する費用が再調達価額または時価（額）を超えるような場合をいいます。

損害てん補

保険事故によって生じた損害に対し、保険会社が保険金を支払うことをいいます。

損害保険大学課程

「損保一般試験」に合格した募集人がさらにステップアップを目指す仕組みとして、「損害保険大学課程」（以下「本過程」といいます）を実施しています。本過程では、保険商品に関する知識に加え、保険募集に関連する深い専門知識や実践的な知識・業務スキルを身に付け、お客さまに対しより良いコンサルティングを行えるように「専門コース」と「コンサルティングコース」を設け、それぞれの試験に合格した募集人のうち、所定の認定要件を満たしたかたを一般社団法人 日本損害保険協会が本過程の修了者として認定します。

損害保険募集人一般試験

損害保険代理店ならびにその役員および使用人が保険募集にあたり、保険契約の内容等について適切かつ十分な説明を行うために必要となる募集品質の確保・向上を図ること、ならびに募集人の保険募集に関する法令等の遵守および保険契約に関する知識等の修得度の検証を目的として一般社団法人 日本損害保険協会が実施する試験制度のことをいいます。

損害保険用語の解説

損害率

収入保険料に対する支払保険金の割合のことで、保険会社の経営分析や保険料率の算定に用いられます。通常は、正味支払保険金に損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合をさします。

そんぽADRセンター

保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会が設置する損害保険会社の営業活動に関する苦情や紛争対応を行う専任組織です。損害保険会社に苦情解決依頼をするなど適正な解決に努めるとともに、当事者間で解決がつかない場合には専門の知識や経験を有する弁護士等が中立・公正な立場から紛争解決手続きを行います。

た行

大数の法則

サイコロを振ったときに1の目が出る確率は、振る回数を増やすほど6分の1に近づいていきます。このように、ある独立に起こる事象について、それが大量に観察されれば、その事象の発生する確率が一定値に近づくという法則のことで。例えば、火災等の事故を長年にわたって統計学的に調べると、その発生率を全体として予測できることとなります。保険料の算出のもととなる保険事故の発生率は、この「大数の法則」に基づいて算出されています。

超過保険／一部保険

保険金額(契約金額)が保険価額(保険の対象であるものの実際の価額)を超える保険のことを超過保険といい、超える部分は無駄になります。また、保険価額よりも保険金額が少ない保険のことを一部保険といい、保険金額の保険価額に対する割合で保険金が支払われます。

重複保険

同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部を共通にする複数の保険契約が存在する場合、また、複数の保険契約の保険金額(契約金額)の合計額が保険価額(保険の対象であるものの実際の価額)を超えている場合をいいます。

通知義務

保険契約締結後、保険の対象を変更した場合等、契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者が保険会社に通知しなければならない義務のことをいいます。

積立勘定

積立保険(貯蓄型保険)において、その積立資産を他の資産と区分して運用する仕組みのことで。

積立保険(貯蓄型保険)

火災保険・傷害保険等の補償機能のほかに貯蓄機能を持ちあわせ、長期保険のことで、満期時には満期返れい金が支払われます。

な行

ノンフリート契約者

自らが所有・使用し、自動車保険契約を締結している自動車がある9台以下の契約者のことです。これに対し、10台以上の契約者をフリート契約者といいます。

ノンフリート等級別料率

ノンフリート契約者の自動車に適用する無事故割引(割増)制度です。事故の有無により翌年の継続契約の等級が決められ、その等級に応じて保険料が割引(割増)されます。

は行

被保険者

保険事故が起こったとき、保険の補償を受ける人または保険の対象となる人をいいます。

比例てん補

保険金額(契約金額)が保険価額(保険の対象であるものの実際の価額)を下回っている一部保険の場合に、保険金額の保険価額に対する割合に応じて保険金を削減して支払うことをいいます。

分損

保険の対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害をいいます。

保険価額

保険事故が発生した場合に、被保険者が被る可能性のある損害の最高見積額をいいます。保険契約によって時価(額)または再調達価額のいずれかを基準として評価します。

保険期間

保険の契約期間、すなわち保険会社が責任を負う期間をいいます。この期間内に保険事故が発生した場合にのみ、保険会社は保険金を支払います。ただし、特に約定がある場合を除き、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険会社の責任は開始しないため、保険金は支払われません。

保険金

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことをいいます。

保険金額

保険契約において設定する契約金額をいいます。保険事故が発生した場合に保険会社が支払う保険金の限度額のことで、その金額は、保険会社と保険契約者との事前の契約によって定められます。

保険契約者

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申し込みをする人のことで、契約が成立すれば保険料の支払義務を負います。ほとんどの場合、保険契約者が同時に被保険者となりますが、他人を被保険者とする保険契約もあります。

保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払等の責任を果たすために保険会社が決算期末に積み立てる準備金で、支払準備金、責任準備金等があります。

保険事故

保険契約において、保険会社はその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。火災、交通事故、人の死傷等がその例です。

保険証券

保険契約の成立およびその内容を証明するために、保険会社が作成して保険契約者に交付する文書のことをいいます。

保険の対象

保険を付ける対象のことで、自動車保険での自動車、火災保険での建物・家財等がこれにあたります。

保険引受利益

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費・満期返れい金等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものであり、保険本業における最終的な損益を示すものです。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額等です。

保険約款

保険会社が保険契約者と結ぶ保険契約の内容を定めたものです。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通する契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・排除する特別約款(特約)があります。

保険料

被保険者の被る危険を保険会社が負担する対価として、保険契約者が保険会社に支払う金銭をいいます。

保険料控除制度

地震保険契約を締結し保険料を支払った場合に、その一定額が契約者のその年の所得から差し引かれ、所得税と住民税の負担が軽減される制度です(損害保険料控除制度は廃止されましたが、経過措置があります。)

保険料即収の原則

保険契約を締結すると同時に保険料の全額を領収しなければならないという原則のことで、なお、保険料分割払契約等、特に約定がある場合にはこの原則は適用されません。

ま行

マリン／ノンマリン

マリンは海上保険を意味し、船舶保険・貨物保険・運送保険のことをいいます。ノンマリンはマリン以外の保険のことをいい、火災保険・自動車保険・傷害保険等が該当します。

満期返れい金

積立保険(貯蓄型保険)において、保険期間の満了まで契約が有効に存続し、保険料全額の払い込みが完了している契約について、満期時に保険会社が保険契約者に支払う金銭のことをいいます。この金額は契約時に定められています。

免責

保険金が支払われない契約上の事由のことです。保険会社は、保険事故が発生した場合には保険契約に基づいて保険金支払の義務を負いますが、特定の事由が生じたときには例外としてその義務を免れることになっています。たとえば、戦争その他変乱によって生じた事故、保険契約者が自ら招いた事故、地震・噴火・津波等による事故があります。保険約款に「保険金を支払わない場合」として記載されています。

免責金額

自己負担額のことをいいます。一定金額以下の損害について、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、免責金額を控除した金額を支払う方式と、損害額の全額を支払う方式があります。

元受保険

再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険契約がなされているとき、再保険契約に対してそのある保険を元受保険といます。また、保険会社が個々の保険契約者と契約するすべての保険をさす場合もあります。

店舗の一覧

東京本社（本店）	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 3292-8000
さいたま本社	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048) 834-2211

(2015年7月1日現在)

営業店舗の一覧（営業時間 9:00～17:00・土日祝除く） ※主な営業店舗を掲載しています。

北海道事業部	〒060-0063	北海道札幌市中央区南三条西3-12-1 (札幌トークビル9F)	(011) 241-1311
札幌第1支店	〒060-0063	北海道札幌市中央区南三条西3-12-1 (札幌トークビル7F)	(011) 241-1315
札幌第2支店	〒060-0063	北海道札幌市中央区南三条西3-12-1 (札幌トークビル6F)	(011) 241-1316
旭川サービス支店	〒070-0035	北海道旭川市五条通9-1703-4 (日新火災旭川ビル2F)	(0166) 26-4431
道東サービス支店	〒085-0016	北海道釧路市錦町5-3 (三ツ輪ビル5F)	(0154) 23-8251
北東北事業部	〒020-0034	岩手県盛岡市盛岡駅前通15-19 (フコク生命ビル2F)	(019) 623-4330
盛岡サービス支店	〒020-0034	岩手県盛岡市盛岡駅前通15-19 (フコク生命ビル2F)	(019) 623-4316
岩手南サービス支店	〒024-0032	岩手県北上市川岸3-10-2 (東北永愛友商事ビル2F)	(0197) 65-3821
青森サービス支店	〒030-0861	青森県青森市長島2-10-3 (青森フコク生命ビル6F)	(017) 775-1461
八戸サービス支店	〒031-0072	青森県八戸市城下4-5-9 (日新火災八戸ビル2F)	(0178) 43-1567
秋田サービス支店	〒010-0001	秋田県秋田市中通4-5-2 (明治安田生命秋田第二ビル4F)	(018) 837-5255
南東北事業部	〒980-0804	宮城県仙台市青葉区大町1-4-7 (日新火災仙台ビル5F)	(022) 227-3153
仙台支店	〒980-0804	宮城県仙台市青葉区大町1-4-7 (日新火災仙台ビル2F)	(022) 263-5465
山形サービス支店	〒990-0023	山形県山形市松波1-8-14 (日新火災山形ビル2F)	(023) 622-4006
酒田サービス支店	〒998-0853	山形県酒田市みずほ2-19-1	(0234) 23-5106
郡山サービス支店	〒963-8871	福島県郡山市本町2-1-12 (日新火災郡山ビル2F)	(024) 932-2266
福島サービス支店	〒960-8035	福島県福島市本町5-5 (殖産銀行フコク生命ビル7F)	(024) 526-0205
いわきサービス支店	〒970-8026	福島県いわき市平字大町7-1 (平セントラルビル7F)	(0246) 22-1881
会津若松サービス支店	〒965-0042	福島県会津若松市大町2-14-24 (山本中央ビル2F)	(0242) 24-5661
本店事業部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282-5550
公務課	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282-5547
金融課	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282-5548
営業第1課	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282-5550
営業第2課	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282-5554
東京事業部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282-5540
東京中央支店	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282-5556
東京東支店	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282-5655
東京西支店	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282-5656
東京南支店	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282-5657
多摩サービス支店	〒190-0012	東京都立川市曙町2-22-22 (TBK立川ビル5F)	(042) 527-7771
山梨サービス支店	〒400-0032	山梨県甲府市中央4-7-13 (日新火災山梨ビル2F)	(055) 228-1277

関東第1事業部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5555
水戸サービス支店	〒310-0805	茨城県水戸市中央1-1-7(日新火災水戸ビル2F)	(029)221-9125
下館サービス支店	〒308-0031	茨城県筑西市内205-2(レジデンスミマス3F3-B)	(0296)25-0312
千葉北サービス支店	〒277-0011	千葉県柏市東上町2-28(第1水戸屋ビル4F)	(04)7163-7443
千葉サービス支店	〒260-0021	千葉県千葉市中央区新宿2-7-10(千葉トークビル4F)	(043)244-0521
宇都宮サービス支店	〒320-0815	栃木県宇都宮市中河原町1-24(日新火災宇都宮ビル2F)	(028)635-1571
関東第2事業部	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-1498
埼玉新都心支店	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-2295
埼玉東サービス支店	〒344-0067	埼玉県春日部市中央1-13-6(春日部フコク生命ビル3F)	(048)761-6181
埼玉北サービス支店	〒360-0042	埼玉県熊谷市本町2-48(熊谷第一生命ビル7F)	(048)523-1313
埼玉西サービス支店	〒350-1123	埼玉県川越市脇田本町1-2(山崎ビル8F)	(049)249-5117
群馬サービス支店	〒371-0023	群馬県前橋市本町2-4-3(日新火災前橋ビル3F)	(027)224-3622
太田サービス支店	〒373-0851	群馬県太田市飯田町945(日新火災太田ビル2F)	(0276)45-4691
信越事業部	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-1479
長野サービス支店	〒380-0901	長野県長野市居町47(日新火災長野ビル2F)	(026)244-0232
松本サービス支店	〒390-0874	長野県松本市大手2-10-3(日新火災松本ビル2F)	(0263)33-3210
新潟サービス支店	〒950-0087	新潟県新潟市中央区東大通1-3-8(明治安田生命新潟駅前ビル2F)	(025)245-0324
長岡サービス支店	〒940-0052	新潟県長岡市神田町2-1-6(日新火災長岡ビル2F)	(0258)32-2285
三条サービス支店	〒955-0065	新潟県三条市旭町2-13-23(日新火災三条ビル2F)	(0256)33-1045
神奈川事業部	〒231-0007	神奈川県横浜市中区弁天通5-72(日新火災横浜ビル8F)	(045)633-5280
横浜自動車営業課	〒221-0052	神奈川県横浜市中区栄町8-1(ポートサイドビル1F)	(045)461-2223
横浜支店	〒231-0007	神奈川県横浜市中区弁天通5-72(日新火災横浜ビル4F)	(045)633-5288
横浜中央支店	〒231-0007	神奈川県横浜市中区弁天通5-72(日新火災横浜ビル2F)	(045)633-5291
川崎支店	〒210-0014	神奈川県川崎市川崎区貝塚1-1-3(川崎フコク生命ビル3F)	(044)244-0171
神奈川県央サービス支店	〒252-0303	神奈川県相模原市南区相模大野7-1-6(相模大野第一生命ビル6F)	(042)749-1912
湘南サービス支店	〒254-0034	神奈川県平塚市宝町3-1(平塚MNビル9F)	(0463)21-2176
静岡事業部	〒420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2(静岡呉服町スクエア9F)	(054)253-3105
静岡サービス支店	〒420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2(静岡呉服町スクエア9F)	(054)254-8861
藤枝支店	〒426-0034	静岡県藤枝市駅前2-14-8(フルカワクリエイトビル2F)	(054)645-2200
沼津サービス支店	〒410-0801	静岡県沼津市大手町4-3-45(アゴラ沼津6F)	(055)962-1311
富士サービス支店	〒417-0045	静岡県富士市錦町1-2-1(シンセアビル錦町6F)	(0545)52-1532
浜松サービス支店	〒430-0928	静岡県浜松市中区板屋町527(静岡不動産ビル4F)	(053)455-4311
東海第1事業部	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11(日新火災名古屋ビル3F)	(052)231-7196
営業第1課	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11(日新火災名古屋ビル3F)	(052)231-7881
営業第2課	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11(日新火災名古屋ビル3F)	(052)231-7882
営業第3課	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11(日新火災名古屋ビル3F)	(052)231-1112
三河サービス支店	〒444-0044	愛知県岡崎市康生通南2-5(日新火災岡崎ビル2F)	(0564)21-1601
愛知北サービス支店	〒486-0844	愛知県春日井市鳥居松町2-268(日新火災春日井ビル2F)	(0568)81-8400
一宮サービス支店	〒491-0042	愛知県一宮市松降1-2-18(松降ビル2F)	(0586)72-0178

店舗の一覧

東海第2事業部	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11 (日新火災名古屋ビル2F)	(052) 231-7531
岐阜サービス支店	〒500-8069	岐阜県岐阜市今小町28 (日新火災岐阜ビル2F)	(058) 264-7261
高山支社	〒506-0025	岐阜県高山市天満町4-64-8 (第一ビル2F)	(0577) 32-1277
多治見サービス支店	〒507-0034	岐阜県多治見市豊岡町2-57-2 (日新火災多治見ビル2F)	(0572) 22-7268
三重サービス支店	〒510-0068	三重県四日市市三栄町2-17 (日新火災四日市ビル2F)	(059) 351-2477
三重中央サービス支店	〒514-0028	三重県津市東丸之内22-14 (津フコク生命ビル3F)	(059) 227-5185
北陸事業部	〒920-0981	石川県金沢市片町1-3-27 (日新火災金沢ビル3F)	(076) 203-9005
金沢サービス支店	〒920-0981	石川県金沢市片町1-3-27 (日新火災金沢ビル4F)	(076) 263-2150
福井サービス支店	〒910-0024	福井県福井市照手1-2-15 (日新火災福井ビル2F)	(0776) 21-0401
富山支店	〒930-0004	富山県富山市桜橋通り6-11 (富山フコク生命第2ビル3F)	(076) 433-3545
京滋事業部	〒600-8004	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358 (日新火災京都ビル8F)	(075) 211-4591
京都サービス支店	〒600-8004	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358 (日新火災京都ビル7F)	(075) 211-4592
福知山サービス支社	〒620-0059	京都府福知山市厚東町208 (FM-Eビル2F)	(0773) 22-6327
大津サービス支店	〒520-0806	滋賀県大津市打出浜13-49 (日新火災大津ビル2F)	(077) 522-4077
彦根サービス支店	〒522-0073	滋賀県彦根市旭町1-24 (田中ビル2nd5F)	(0749) 22-1826
関西第1事業部	〒530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1 (梅田阪急ビルオフィスタワー19F)	(06) 6312-9820
営業第1課	〒530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1 (梅田阪急ビルオフィスタワー19F)	(06) 6312-9811
営業第2課	〒530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1 (梅田阪急ビルオフィスタワー19F)	(06) 6312-9814
大阪中央支店	〒530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1 (梅田阪急ビルオフィスタワー19F)	(06) 6312-9825
北大阪サービス支店	〒567-0032	大阪府茨木市西駅前町5-1 (京都銀行茨木ビル3F)	(072) 623-6146
神戸サービス支店	〒651-0086	兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-30 (三宮フコク生命ビル2F)	(078) 242-4911
姫路サービス支店	〒670-0965	兵庫県姫路市東延末1-1 (住友生命姫路南ビル10F)	(079) 288-5580
関西第2事業部	〒530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1 (梅田阪急ビルオフィスタワー19F)	(06) 6312-9805
大阪東サービス支店	〒530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1 (梅田阪急ビルオフィスタワー19F)	(06) 6312-9835
南大阪サービス支店	〒590-0063	大阪府堺市堺区中安井町3-2-13 (堺フコク生命ビル3F)	(072) 238-1985
和歌山サービス支店	〒640-8045	和歌山県和歌山市半町31 (日新火災和歌山ビル2F)	(073) 422-1131
田辺サービス支店	〒646-0046	和歌山県田辺市本町49-3 (田辺中央ビル2F)	(0739) 24-1621
奈良サービス支店	〒634-0078	奈良県橿原市八木町1-6-1 (草葉ビル6F)	(0744) 23-3650
中国事業部	〒700-0904	岡山県岡山市北区柳町2-10-22 (日新火災岡山ビル2F)	(086) 235-1575
広島サービス支店	〒730-0036	広島県広島市中区袋町3-17 (シンヨービル6F)	(082) 247-9262
福山サービス支店	〒720-0064	広島県福山市延広町1-25 (明治安田生命福山駅前ビル6F)	(084) 922-2129
山口サービス支店	〒747-0809	山口県防府市寿町2-11 (吉幸ビル1F)	(0835) 25-1711
岡山サービス支店	〒700-0904	岡山県岡山市北区柳町2-10-22 (日新火災岡山ビル2F)	(086) 225-0541
松江サービス支店	〒690-0887	島根県松江市殿町516 (山陰鴻池ビル4F)	(0852) 22-3525
出雲サービス支社	〒693-0004	島根県出雲市渡橋町398 (正友ビル2F)	(0853) 23-6699
鳥取サービス支社	〒680-0034	鳥取県鳥取市元魚町2-105 (アイシンビル2F)	(0857) 23-4651
四国事業部	〒760-0025	香川県高松市古新町8-1 (高松スクエアビル8F)	(087) 851-0026
高松サービス支店	〒760-0025	香川県高松市古新町8-1 (高松スクエアビル8F)	(087) 851-0030
松山サービス支社	〒790-0002	愛媛県松山市二番町4-5-2 (R-2番町ビル5F)	(089) 941-8298
伊予三島サービス支社	〒799-0411	愛媛県四国中央市下柏町75-1 (ロイヤルマンション柏1F)	(0896) 24-5306
徳島サービス支社	〒770-0831	徳島県徳島市寺島本町西1-7-1 (日通朝日徳島ビル4F)	(088) 622-3711
高知サービス支店	〒780-0834	高知県高知市堺町2-26 (高知中央ビジネススクエア9F)	(088) 823-4488

九州第1事業部	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル8F)	(092) 281-8162
福岡第1支店	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル8F)	(092) 281-8161
福岡第2支店	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル8F)	(092) 281-8165
久留米サービス支店	〒830-0018	福岡県久留米市通町5-18(日栄第2ビル)	(0942) 35-2819
佐賀サービス支社	〒840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央1-10-37(佐賀駅前センタービル8F)	(0952) 22-4711
北九州サービス支店	〒802-0066	福岡県北九州市小倉北区萩崎町1-4(日新火災小倉ビル1F)	(093) 923-1581
大分サービス支店	〒870-0026	大分県大分市金池町2-6-15(EME大分駅前ビル3F)	(097) 535-2143
九州第2事業部	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル8F)	(092) 281-8162
熊本サービス支店	〒860-0844	熊本県熊本市中央区水道町14-27(KADビル8F)	(096) 325-7211
鹿児島サービス支店	〒890-0063	鹿児島県鹿児島市鴨池2-10-20(日新火災鹿児島ビル2F)	(099) 254-1115
宮崎サービス支店	〒880-0805	宮崎県宮崎市橘通東1-7-4(第1宮銀ビル5F)	(0985) 24-3833
長崎サービス支店	〒850-0023	長崎県長崎市出来大工町25(日新火災長崎ビル2F)	(095) 825-4131
佐世保サービス支店	〒857-0805	長崎県佐世保市光月町4-14(日新火災佐世保ビル2F)	(0956) 23-3171

店舗の一覧

(2015年7月1日現在)

損害サービス店舗の一覧 (営業時間9:00~17:00・土日祝除く)

北海道事業部	〒060-0063	北海道札幌市中央区南三条西3-12-1 (札幌トークビル9F)	(011) 241-1311
旭川サービス支店	〒070-0035	北海道旭川市五条通9-1703-4 (日新火災旭川ビル2F)	(0166) 23-2732
道東サービス支店	〒085-0016	北海道釧路市錦町5-3 (三ツ輪ビル5F)	(0154) 23-8260
札幌サービスセンター	〒060-0063	北海道札幌市中央区南三条西3-12-1 (札幌トークビル2F)	(011) 241-1313
北東北事業部	〒020-0034	岩手県盛岡市盛岡駅前通15-19 (フコク生命ビル2F)	(019) 623-4330
盛岡サービス支店	〒020-0034	岩手県盛岡市盛岡駅前通15-19 (フコク生命ビル2F)	(019) 623-4368
岩手南サービス支店	〒024-0032	岩手県北上市川岸3-10-2 (東北永愛友商事ビル2F)	(0197) 65-3833
青森サービス支店	〒030-0861	青森県青森市長島2-10-3 (青森フコク生命ビル6F)	(017) 775-1465
八戸サービス支店	〒031-0072	青森県八戸市城下4-5-9 (日新火災八戸ビル2F)	(0178) 44-5309
秋田サービス支店	〒010-0001	秋田県秋田市中通4-5-2 (明治安田生命秋田第二ビル4F)	(018) 837-5254
南東北事業部	〒980-0804	宮城県仙台市青葉区大町1-4-7 (日新火災仙台ビル5F)	(022) 227-3153
山形サービス支店	〒990-0023	山形県山形市松波1-8-14 (日新火災山形ビル2F)	(023) 624-2900
酒田サービス支社	〒998-0853	山形県酒田すみずほ2-19-1	(0234) 23-5968
郡山サービス支店	〒963-8871	福島県郡山市本町2-1-12 (日新火災郡山ビル2F)	(024) 932-2280
福島サービス支店	〒960-8035	福島県福島市本町5-5 (殖産銀行フコク生命ビル7F)	(024) 522-9831
いわきサービス支店	〒970-8026	福島県いわき市平字大町7-1 (平セントラルビル7F)	(0246) 22-1951
会津若松サービス支店	〒965-0042	福島県会津若松市大町2-14-24 (山本中央ビル2F)	(0242) 24-5797
仙台サービスセンター	〒980-0804	宮城県仙台市青葉区大町1-4-7 (日新火災仙台ビル4F)	(022) 227-2133
本店事業部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282-5550
本店サービスセンター	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282-5546
東京事業部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282-5540
多摩サービス支店	〒190-0012	東京都立川市曙町2-22-22 (TBK立川ビル5F)	(042) 524-0771
山梨サービス支店	〒400-0032	山梨県甲府市中央4-7-13 (日新火災山梨ビル2F)	(055) 228-1218
東京第1サービスセンター	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282-5560
東京第2サービスセンター	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282-5668
関東第1事業部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282-5555
水戸サービス支店	〒310-0805	茨城県水戸市中央1-1-7 (日新火災水戸ビル2F)	(029) 224-0823
下館サービス支社	〒308-0031	茨城県筑西市丙205-2 (レジデンスミマス3F3-B)	(0296) 25-0320
千葉北サービス支店	〒277-0011	千葉県柏市東上町2-28 (第1水戸屋ビル4F)	(04) 7163-8256
千葉サービス支店	〒260-0021	千葉県千葉市中央区新宿2-7-10 (千葉トークビル4F)	(043) 244-3130
宇都宮サービス支店	〒320-0815	栃木県宇都宮市中河原町1-24 (日新火災宇都宮ビル2F)	(028) 635-1183
関東第2事業部	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048) 834-1498
埼玉東サービス支店	〒334-0067	埼玉県春日部市中央1-13-6 (春日部フコク生命ビル3F)	(048) 755-2836
埼玉北サービス支店	〒360-0042	埼玉県熊谷市本町2-48 (熊谷第一生命ビル7F)	(048) 523-1215
埼玉西サービス支店	〒350-1123	埼玉県川越市脇田本町1-2 (山崎ビル8F)	(049) 249-5125
群馬サービス支店	〒371-0023	群馬県前橋市本町2-4-3 (日新火災前橋ビル4F)	(027) 224-5021
太田サービス支店	〒373-0851	群馬県太田市飯田町945 (日新火災太田ビル2F)	(0276) 45-4702
埼玉新都心サービスセンター	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048) 834-1834
信越事業部	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048) 834-1479
長野サービス支店	〒380-0901	長野県長野市居町47 (日新火災長野ビル2F)	(026) 244-0442
松本サービス支店	〒390-0874	長野県松本市大手2-10-3 (日新火災松本ビル2F)	(0263) 33-9700
新潟サービス支店	〒950-0087	新潟県新潟市中央区東大通1-3-8 (明治安田生命新潟駅前ビル2F)	(025) 245-0345
長岡サービス支店	〒940-0052	新潟県長岡市神田町2-1-6 (日新火災長岡ビル2F)	(0258) 32-2293
三条サービス支店	〒955-0065	新潟県三条市旭町2-13-23 (日新火災三条ビル2F)	(0256) 32-8159
神奈川事業部	〒231-0007	神奈川県横浜市中区弁天通5-72 (日新火災横浜ビル8F)	(045) 633-5280
神奈川県央サービス支店	〒252-0303	神奈川県相模原市南区相模大野7-1-6 (相模大野第一生命ビル6F)	(042) 749-1921
湘南サービス支店	〒254-0034	神奈川県平塚市宝町3-1 (平塚MNビル9F)	(0463) 21-6651
神奈川サービスセンター	〒231-0007	神奈川県横浜市中区弁天通5-72 (日新火災横浜ビル5F)	(045) 633-5295
横浜サービスセンター	〒221-0052	神奈川県横浜市中区栄町8-1 (ポートサイドビル1F)	(045) 461-2521

静岡事業部	〒420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2(静岡呉服町スクエア9F)	(054) 253-3105
静岡サービス支店	〒420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2(静岡呉服町スクエア9F)	(054) 254-8896
沼津サービス支店	〒410-0801	静岡県沼津市大手町4-3-45(アグラ沼津6F)	(055) 962-7086
富士サービス支店	〒417-0045	静岡県富士市錦町1-2-1(シンセアビル錦町6F)	(0545) 51-9731
浜松サービス支店	〒430-0928	静岡県浜松市中区板屋町527(静岡不動産ビル4F)	(053) 455-4395
東海第1事業部	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11(日新火災名古屋ビル3F)	(052) 231-7196
三河サービス支店	〒444-0044	愛知県岡崎市康生通南2-5(日新火災岡崎ビル2F)	(0564) 21-1576
愛知北サービス支店	〒486-0844	愛知県春日井市鳥居松町2-268(日新火災春日井ビル2F)	(0568) 81-6911
一宮サービス支店	〒491-0042	愛知県一宮市松降1-2-18(松降ビル2F)	(0586) 72-0511
名古屋サービスセンター	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11(日新火災名古屋ビル4F)	(052) 231-9226
東海第2事業部	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11(日新火災名古屋ビル2F)	(052) 231-7531
岐阜サービス支店	〒500-8069	岐阜県岐阜市今小町28(日新火災岐阜ビル2F)	(058) 264-8231
多治見サービス支店	〒507-0034	岐阜県多治見市豊岡町2-57-2(日新火災多治見ビル2F)	(0572) 25-8661
三重サービス支店	〒510-0068	三重県四日市市三栄町2-17(日新火災四日市ビル2F)	(059) 351-2977
三重中央サービス支店	〒514-0028	三重県津市東丸之内22-14(津フコク生命ビル3F)	(059) 227-6231
北陸事業部	〒920-0981	石川県金沢市片町1-3-27(日新火災金沢ビル3F)	(076) 203-9005
金沢サービス支店	〒920-0981	石川県金沢市片町1-3-27(日新火災金沢ビル4F)	(076) 263-2180
福井サービス支店	〒910-0024	福井県福井市照手1-2-15(日新火災福井ビル2F)	(0776) 27-2851
富山サービスセンター	〒930-0004	富山県富山市桜橋通り6-11(富山フコク生命第2ビル3F)	(076) 433-3557
京滋事業部	〒600-8004	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル8F)	(075) 211-4591
京都サービス支店	〒600-8004	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F)	(075) 211-4594
福知山サービス支店	〒620-0059	京都府福知山市厚東町208(FM-Eビル2F)	(0773) 24-6390
大津サービス支店	〒520-0806	滋賀県大津市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F)	(077) 522-4179
彦根サービス支店	〒522-0073	滋賀県彦根市旭町1-24(田中ビル2nd5F)	(0749) 23-1960
関西第1事業部	〒530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1(梅田阪急ビルオフィスタワー19F)	(06) 6312-9820
北大阪サービス支店	〒567-0032	大阪府茨木市西駅前町5-1(京都銀行茨木ビル3F)	(072) 625-3071
神戸サービス支店	〒651-0086	兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-30(三宮フコク生命ビル2F)	(078) 242-4930
姫路サービス支店	〒670-0965	兵庫県姫路市東延末1-1(住友生命姫路南ビル10F)	(079) 288-5376
大阪サービスセンター	〒530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1(梅田阪急ビルオフィスタワー19F)	(06) 6312-9843
関西第2事業部	〒530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1(梅田阪急ビルオフィスタワー19F)	(06) 6312-9805
大阪東サービス支店	〒530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1(梅田阪急ビルオフィスタワー19F)	(06) 6312-9846
南大阪サービス支店	〒590-0063	大阪府堺市堺区中安井町3-2-13(堺フコク生命ビル3F)	(072) 222-3873
和歌山サービス支店	〒640-8045	和歌山県和歌山市土半町31(日新火災和歌山ビル2F)	(073) 422-1134
田辺サービス支店	〒646-0046	和歌山県田辺市本町49-3(田辺中央ビル2F)	(0739) 24-1671
奈良サービス支店	〒634-0078	奈良県橿原市八木町1-6-1(草葉ビル6F)	(0744) 23-3982
中国事業部	〒700-0904	岡山県岡山市北区柳町2-10-22(日新火災岡山ビル2F)	(086) 235-1575
広島サービス支店	〒730-0036	広島県広島市中区袋町3-17(シンヨービル6F)	(082) 247-9265
福山サービス支店	〒720-0064	広島県福山市延広町1-25(明治安田生命福山駅前ビル6F)	(084) 923-4108
山口サービス支店	〒747-0809	山口県防府市寿町2-11(吉幸ビル1F)	(0835) 38-6250
岡山サービス支店	〒700-0904	岡山県岡山市北区柳町2-10-22(日新火災岡山ビル2F)	(086) 224-7976
松江サービス支店	〒690-0887	島根県松江市殿町516(山陰鴻池ビル4F)	(0852) 22-3575
出雲サービス支社	〒693-0004	島根県出雲市渡橋町398(正友ビル2F)	(0853) 23-6699
鳥取サービス支社	〒680-0034	鳥取県鳥取市元魚町2-105(アイシンビル2F)	(0857) 21-7415
四国事業部	〒760-0025	香川県高松市古新町8-1(高松スクエアビル8F)	(087) 851-0026
高松サービス支店	〒760-0025	香川県高松市古新町8-1(高松スクエアビル8F)	(087) 851-0032
松山サービス支社	〒790-0002	愛媛県松山市二番町4-5-2(R-2番町ビル5F)	(089) 941-8298
伊予三島サービス支社	〒799-0411	愛媛県四国中央市下柏町75-1(ロイヤルマンション柏1F)	(0896) 24-5324
徳島サービス支社	〒770-0831	徳島県徳島市寺島本町西1-7-1(日通朝日徳島ビル4F)	(088) 622-3716
高知サービス支店	〒780-0834	高知県高知市堺町2-26(高知中央ビジネススクエア9F)	(088) 823-4469

店舗の一覧

九州第1事業部	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル8F)	(092) 281-8162
久留米サービス支店	〒830-0018	福岡県久留米市通町5-18(日栄第2ビル)	(0942) 33-4450
佐賀サービス支社	〒840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央1-10-37(佐賀駅前センタービル8F)	(0952) 22-4181
北九州サービス支店	〒802-0066	福岡県北九州市小倉北区萩崎町1-4(日新火災小倉ビル1F)	(093) 923-1591
大分サービス支店	〒870-0026	大分県大分市金池町2-6-15(EME大分駅前ビル3F)	(097) 535-2141
福岡サービスセンター	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル7F)	(092) 281-8164
九州第2事業部	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル8F)	(092) 281-8162
熊本サービス支店	〒860-0844	熊本県熊本市中央区水道町14-27(KADビル8F)	(096) 325-7115
鹿児島サービス支店	〒890-0063	鹿児島県鹿児島市鴨池2-10-20(日新火災鹿児島ビル2F)	(099) 254-2440
宮崎サービス支店	〒880-0805	宮崎県宮崎市橘通東1-7-4(第1宮銀ビル5F)	(0985) 24-3883
長崎サービス支店	〒850-0023	長崎県長崎市出来大工町25(日新火災長崎ビル2F)	(095) 825-4135
佐世保サービス支店	〒857-0805	長崎県佐世保市光月町4-14(日新火災佐世保ビル2F)	(0956) 23-3230
安心サービス部	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048) 834-1539
安心初期対応センター	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048) 834-1539
安心お支払センター(車物チーム)	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048) 834-2731
安心お支払センター(人傷チーム)	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048) 834-1776
債権管理センター	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048) 834-1723
自賠責損害サービスセンター	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048) 834-2577
カスタマーセンター(事故受付チーム)	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048) 834-1348
火新損害サービス部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282-5557
医療保険サービスセンター	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282-5647
東北火新サービスセンター	〒980-0804	宮城県仙台市青葉区大町1-4-7(日新火災仙台ビル4F)	(022) 227-2135
北海道火新サービスセンター	〒060-0063	北海道札幌市中央区南三条西3-12-1(札幌トークビル3F)	(011) 241-1314
傷害サービスセンター(第1G)	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048) 834-2371
傷害サービスセンター(第2G)	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048) 834-2371
傷害サービスセンター(第3G)	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048) 834-2371
首都圏火新サービスセンター	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282-5558
東海火新サービスセンター	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11(日新火災名古屋ビル4F)	(052) 231-9225
西日本火新サービスセンター	〒530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1(梅田阪急ビルオフィスタワー19F)	(06) 6312-9850
九州火新サービスセンター	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル7F)	(092) 281-8136
損害サービス課	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282-5557

サービス24 (受付時間 24時間365日)

事故受付、ロードサービスへの取次ぎ等

0120-25-7474

日新火災テレホンサービスセンター (受付時間 平日 9:00~20:00 土日祝 9:00~17:00)

自動車保険(ユーサイド)の契約内容変更、各種相談・問い合わせ等

0120-616-898

店舗ネットワーク

(2015年7月1日現在)

- ……営業店・損害サービス拠点を設置している主な都市：86
 - ……営業店を設置している主な都市：3
- ※各店舗名についてはP.128「店舗の一覧」をご覧ください。





〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3

TEL.03-3292-8000(大代表)

<http://www.nisshinfire.co.jp/>



東京海上グループ